

設置の趣旨等を記載した書類

(東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科)

■ 目 次 ■

ア 設置の趣旨及び必要性	1
1. 設置する理由と必要性	1
2. 養成する人材像と教育上の目的	2
3. 研究対象とする中心的な学問分野	4
イ 学部・学科等の特色	6
ウ 学部・学科等の名称及び学位の名称	7
1. 学部・学科等の名称及びその理由	7
2. 学位の名称及びその理由	7
エ 教育課程の編成の考え方及び特色	8
1. 科目区分の設定及びその理由	8
2. 各科目区分の科目構成とその理由	11
オ 教員組織の編成の考え方及び特色	17
1. 教員組織	17
2. 教員の年齢構成	17
3. 教育研究分野	18
4. 教員の負担	18
カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	18
1. 教育方法、履修指導方法	18
2. 卒業要件	20
キ 施設、設備等の整備計画	21
1. 校地、運動場の設備計画	21
2. 校舎等設備の整備状況	21
3. 図書等の資料及び図書館の整備計画	22
ク 入学者選抜の概要	23

1. アドミッションポリシー	23
2. 選抜方法	24
3. 選抜体制等	24
4. 科目等履修生の受入れ	25
ケ 取得可能な資格	25
コ 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	25
1. 学外実習科目の学年配置	25
2. 学外実習科目の概要	26
3. 実習先との連携体制	26
4. 成績評価・単位認定	28
サ 管理運営	28
シ 自己点検・評価	32
ス 情報の公開	33
セ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	33
1. 全学的な FD に関する取組	33
2. 本学部における FD に関する取組	39
ソ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	41
1. 教育課程内の取組について	41
2. 教育課程外での取組について	41
3. 適切な体制の整備について	43

ア 設置の趣旨及び必要性

1. 設置する理由と必要性

我が国の里山等の農山村地域は、水資源涵養や食料生産、環境保全等の重要な役割を担ってきた。しかし、少子高齢化や都市域への人口集中にともなう過疎化の進行によって、農山村地域の担い手不足が顕在化するとともに、頻発する自然災害に対する不安等と相まって、地域社会の存続自体が危ぶまれている。また、国民に対する食料の安定的な供給のため食料自給率の向上が重要な課題とされており、食料を生産する場としての農山村地域の持続的発展が社会的に求められている。

地域を活性化するためには、それらの地域が担ってきた生物や文化の多様性等を維持していく必要があり、持続性のある農林漁業経営の育成や六次産業化など、農業を中心とした産業振興を進めていくことが基本となると考えられる。また、里山等の農山村地域の自然環境は、人間が継続的に利用することによって維持されてきた二次的自然環境であるため、農山村地域を維持していくことは、連綿と育まれてきた自然環境の多様性や、それらに根ざした伝統芸能や歴史的資産等の生活文化の多様性などの観光資源も維持されることを意味している。

一方で、「国土の長期展望 中間とりまとめ」（国土交通省）によると人口減少社会の到来によって一人あたりの行政コストが上昇するため、国土基盤である種々の社会資本ストックの更新・維持管理投資にかかる一人当たりの費用は、人口の少ない地域ほど増大すると指摘されている。また、地球温暖化に伴う気候変動に起因する豪雨の頻発等によって、全国的に地震災害や土砂災害、洪水などの災害リスクが高まっていると言われていることから、地域経済の活性化を図っていくためには、農業を中心とした産業振興だけでなく、適切かつ合理的に社会資本ストックを維持管理し、ソフト・ハード両面において安心安全な生活基盤を提供することが重要である。

本学部では、担い手不足が深刻化している農山村地域の活性化を模索するために、平成23年2月に「ひとづくり（教育論）」、「ものづくり（技術論）」、「ことづくり（計画・政策論）」の視点に基づいた「地域づくりシンポジウム」を主催し、地域づくりを行う上で地域環境科学が果たすべき役割について議論した。同学部では、源流域から中山間地域を経て平野部に至る農山村地域、都市地域を対象とし、林学・農業工学・造園学の3つの学問分野において個別のフィールドで地域環境、地域資源の保全・利用等に関する教育研究を行ってきた。しかしながら、広範囲におよぶ農山村地域を対象として当該地域の保全・再生、持続的発展を図るためには、林学・農業工学・造園学の教育研究において数十年に亘って培ってきたノウハウを結集させ、学部横断的に表-ア.1に示すような新しい教育研究システム（学問分野）を構築することから、地域創成科学科を設置する。本学科では、林学・農業工学・造園学を横断的に扱う新たな学問領域において、生物多様性や生態系に配慮した土地利用方法、農業基盤に関連する防災を含む保全・管理技術、環境アセスメント手法やそれらを連携する事業、地域マネジメント

手法、環境教育といった教育研究体制を構築するとともに、「ひと・もの・ことによる持続可能な地域づくり」を目指す。

表-ア.1 これからの地域環境科学の学問分野・対象フィールド

学問分野	林学	農業工学	造園学
	横断的な新しい学問分野（地域創成科学）		
フィールド	山地～中山間地	中山間～平地の農業地域	農業地域～都市地域
	農山村地域（山地～中山間地～平地の農業地域）		

現在、「地域創成」あるいは「地域創生」を冠とした学部・学科を有する大学は全国に幾つか存在する。しかし、これらの多くは経済学を母体とした社会科学系のもので、農学を母体としたものは極めて少ない。また、農学を母体としたものは、農業の六次産業化に焦点をあてたものが多く、本学部が目指してきた「ひとづくり」、「ものづくり」、「ことづくり」を融合させた教育・研究体系を有する大学は無い。このことより、既存の地域環境科学に関連する幅広い知識と技術およびマネジメント能力を持った地域社会の担い手となる人材の育成し、本学の建学の精神である「人物を畑に還す」を具現化した「地域社会の担い手・地域のリーダーの育成」を目的として、本学部には森林総合科学科、生産環境工学科、造園科学科に次ぐ第4の学科として、本学科を平成29（2017）年4月、本学世田谷キャンパス（東京都世田谷区）に設置する。

2. 養成する人材像と教育上の目的

（1）養成する人材像

本学初代学長・横井時敬は、「稲のことは稲に聞け、農業のことは農民に聞け」、「農学栄えて農業亡ぶ」といった言葉に代表されるように、観念論を排して実際から学ぶ姿勢を重視し、教育の理念「実学主義」と建学の精神「人物を畑に還す」を掲げて農業後継者・地域社会の担い手の養成を目指した。

本学部は、森林総合科学科、生産環境工学科、造園科学科の3学科から構成され、林学、造園学、農業工学の学問分野を基底とし、生物に対する深い理解に基づいた自然と人間の調和ある地域環境と生物資源の保全・利用・管理のための科学技術確立することを目指している。このように、これまでの学部体制は農業や林業、造園業、土木業など「業」に基軸を置くものであったが、地域創成科学科ではこれらを横断的に「農」と捉え、先に述べた農山村地域が抱える課題を解決し農山村地域を再生するためには、二次的な自然環境や生態系を損なうことなく人々の安心・安全な生活を維持できるよう、わが国の伝統的産業である「農」の振興を基軸とした地域の創成が必要であり、その持続性を担保するためには「地域社会の担い手・リーダー」の育成が重要な課題となるとの認識から、以下に示す能力を有する地域創成に資する人材を養成することを目的としている。

- 1) 自然環境、生活環境および社会環境の関わりについて広い知識と豊かな感性を有する人材
- 2) 観察力、論理的思考能力、高い倫理観を有し、フィールドにおける多様な課題の解決に向けて積極的に行動できる人材
- 3) 生物文化多様性や土地・社会資本の保全、地域振興等の観点から持続可能な地域の創成に貢献できる人材

上記の人材育成像の 1)～3)は、入学から卒業に至るまでの時系列上における習得能力に関連しており、1)・2)は低学年次に配当される教養的科目および基礎的専門科目、基礎的な実験・実習科目の履修を通じて育まれる人材像である。また、2)・3)は主として高学年次に配当される学科の基幹的専門科目や専門性の高い実験・実習科目、卒業論文を通じて育まれる人材像である。

(2) 教育上の目的

本学科では、生物多様性や生態系に配慮した土地利用方法、地域防災や農業基盤に関連する保全・管理技術、環境アセスメントや環境教育、地域マネジメントに関連する調査・評価手法などの幅広い知識や技術とその運用法を教授し、論理的・多面的に物事を考える能力、知識や技術を応用できる能力、他者と協力し問題を解決に導く能力など、地域づくりに必要となる能力を習得させることを教育上の目的とする。この目的を達成するために、本学科では低学年次での教養的科目、基礎的専門科目を習得した後に、表-ア.2 に示す 2 つの教育研究分野（4 研究室）を設置し、講義や実験・実習に加え、フィールドでの実習、研究および実践活動を通じて学年進行に応じて専門性が高くなる教育研究を行うこととしている。

本学科の 2 つの教育研究分野のうち「自然再生分野」は、源流域から中山間地域を経て平野部に至る「農域」の自然環境を主たる教育研究の対象としており、自然環境の適切な保全・再生手法や生産基盤や生存環境の保全方法等に関する教育研究を行うことを目的としている。一方「地域マネジメント分野」では、農域における生活・社会環境を主たる対象とし、生活・社会環境の持続可能性を確保するための保全・管理技術や、流域連携、都市農村交流などを通じた 6 次産業化事業設立手法等に関する教育研究を行うことを目的としている。

表-ア.2 本学科の分野・研究室体制

教育研究分野	研 究 室
自 然 再 生 分 野	保全生態学研究室、地域環境保全学研究室
地域マネジメント分野	地域環境工学研究室、地域デザイン学研究室

また、本学科では、以下のカリキュラムポリシーを設定し、講義科目や実習演習科目

だけでなく、フィールドでの実習にも重点を置いた専門教育課程の編成を行うこととした。

- 1) 地域環境を構成する生物、土、水、地形地質および文化や社会といった基本構成要素にかかる基礎科目と、地域創成科学を理解し学習の動機づけをねらいとする科目から構成される専門基礎科目
- 2) 生物多様性や生態系に配慮した土地利用方法、地域防災や農業基盤に関連する保全・管理技術、環境教育や地域マネジメント手法などの専門コア科目、それらを横断的に理解するための情報技術や環境アセスメント手法からなる学際領域科目
- 3) 専門基礎科目、専門コア科目、学際領域科目で学んだ専門知識・技術を運用し、持続可能な地域づくりを考究するための総合化科目

上述のカリキュラムポリシーを設定した理由は、座学による専門知識の習得だけでなく、運用法を学ぶための総合化科目（主として実験実習科目）の履修を通じて、

- 1) 論理的・多面的に物事を考える能力
- 2) 知識や技術を応用できる能力
- 3) 他者と協力し問題を解決に導く能力

などの地域創成（地域づくり）に必要となる素養を学生に修得させるためである。

3. 研究対象とする中心的な学問分野

本学部は、林学、造園学、農業工学の学問分野を基底とし、自然と人間の調和ある地域環境と生物資源の保全・利用・管理のための科学技術の確立を目指している。この中であって、地域創成科学は、我が国の伝統的産業である「農」の振興を基軸として地域環境科学を更に発展させるための新たな学問体系である。そのため、研究対象とする中心的な学問分野は、林学、造園学、農業工学となる。

本学の教員は、学則上は教育研究分野に所属しているが、実質的には分野内に設置された研究室に配属され、学生教育や研究活動に従事している。本学科では、教員は表-ア.2 に示した 4 つの研究室に分属され、以下に示す目標をもって教育研究を行っている。

①自然再生分野・保全生態学研究室

地域の自然を適切に保全・再生することを目的として、生物群集と生態系の構造と機能、生物の進化と集団の維持メカニズム、景観資源としての樹木の保護管理に関して生態学的な観点から教育研究を行う。具体的には、地域に生育する動植物の分布パターン、気象・土壌・水など生育地の環境条件、環境に対応した生理生態的特性や生活史特性、遺伝的多様性や地域集団の遺伝的分化、自然再生や保存樹木等緑の樹勢回復を目的とした植栽管理技術について研究する。同時に各地域の風土に育まれた生活や産業について

の伝統的な知恵と技術を学ぶ。これらの研究成果を踏まえて、地域における持続可能な産業の発展と生物多様性保全を両立させるための技術を検討していく。

②自然再生分野・地域環境保全学研究室

地球環境の保全と持続可能な生産基盤や生存環境の創出を目指して、人為的な開発行為が自然環境や生態系に与えるインパクトを評価するとともに、環境再生技術の開発について教育研究を行う。また、環境機能の修復保全対策も重要な課題である。具体的には、動植物のフィールド調査結果や地理情報システムの手法を用いて、地域内における生物群集・生態系や人為的土地利用の空間配列パターンとプロセス、およびその機能的つながりを研究する。これらの研究成果を踏まえて、自然環境特性や生物の生息適地推定に基づく最適な土地利用計画の手法についても検討していく。

③地域マネジメント分野・地域環境工学研究室

持続可能な循環型社会の創出に向けて、頻発する自然災害や社会資本ストックの維持管理費の増大といった現在の地域社会が抱える課題を解決すべく、地域防災力の強化、バイオマス利用を中心とした適切な物質循環の構築、ストックマネジメントによる施設の長寿命化・ライフサイクルコストの低減、都市と農村の適切な土地利用のありかた等、ハード・ソフト両面から研究を行う。これらの研究成果を踏まえて、自然災害のメカニズムの解明および防災・減災対策、地域資源や社会資本の予防的な維持管理手法およびそれらの技術情報のデータベース化について検討していく。

④地域マネジメント分野・地域デザイン学研究室

地域再生、地方創生が志向される今、国内外連携、流域連携、都市農村交流など連携の思想をもち、地域環境計画の政策立案、ビジネスモデル、環境教育推進プログラムの開発研究を行う。具体的には、地域（風土）に育まれた伝統知・技術・農文化を収集しそのインタープリテーションの実践や合意形成、グループワーク等の企画立案の実践、環境アセスメント、環境収容力および適正規模について検討を行っていく。

表-ア.3 に日本学術振興会が科学研究費補助金申請にあたって示している林学、造園学、農業工学関連キーワードを示す。表-ア.3 と上述した各研究室の教育研究の目的やキーワードからわかるように、本学科の研究対象とする中心的な学問分野は、総体として林学、造園学、農業工学であり、各研究室において取り扱う研究範囲は、これらの学問分野に跨がっていることがわかる。

表-ア.3 日本学術振興会による林学、造園学、農業工学関連キーワード

分野	文科	細目	キーワード
農学	森林園科学	森林科学	01 生態・生物多様性、02 遺伝・育種、03 生理、04 分類、05 立地・気象、06 造林、07 病理・微生物、08 昆虫・動物、09 計画・管理、10 政策・経済、11 持続的林業、12 作業システム・林道・機械、13 治山・砂防・緑化、14 水資源・水循環、15 物質循環・フラックス、16 気候変動・炭素収支、17 バイオマス、18 景観生態・風致・緑地管理、19 環境教育・森林教育
	農業工学	地域環境工学・計画学	01 農業水利・灌漑排水、02 農地整備・保全、03 農村計画、04 農村環境、05 地域景観・生態系、06 地域振興・持続可能性、07 物質エネルギー循環・管理、08 水資源、09 自然エネルギー、10 地域ガバナンス、11 地域防災、12 土壌環境保全、13 農業施設・ストックマネジメント、14 農村道路、15 集落排水、16 国際農業農村開発、17 水理、18 水文・気象、19 水・水環境、20 土壌物理、21 土質力学、22 応用力学、23 材料・設計・施工
	境界農学	環境農学（含ランドスケープ科学）	01 バイオマス、02 生物環境、03 遺伝資源、04 生物多様性、05 環境分析、06 環境修復、07 環境浄化、08 水域汚染、09 環境適応、10 生態系サービス、11 資源環境バランス、12 資源循環システム、13 環境価値評価、14 低炭素社会、15 LCA、16 環境調和型農業、17 流域管理、18 陸海域の統合農学、19 地域農学、20 ランドスケープデザイン、21 造園、22 緑地計画、23 景観形成・保全、24 文化的景観、25 自然環境保全・自然再生、26 都市環境デザイン、27 自然環境影響評価、28 生物生息空間、29 生態系機能、30 景観生態、31 都市農地、32 公園管理・緑地環境管理、33 都市公園・防災公園、34 自然公園、35 環境緑化学、36 都市緑化植物、37 観光・グリーンツーリズム・レクリエーション、38 参加型まちづくり、39 CSRと緑化

イ 学部・学科等の特色

文部科学省・中央教育審議会は、「我が国の高等教育の将来像」において、大学には①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）等の各種の機能を併有しており、保有する機能や比重の置き方を考慮して各大学の教育・研究組織の特色を明確化する必要があるとしている。

本学科は、本学の教育の理念「実学主義」に基づき、建学の精神である「人物を畑に還す」を具現化した「地域社会の担い手・地域のリーダーの育成」を目的としている。そのため本学科では、地域が抱える問題を総合的に捉え、自然環境や生態系を損なうことなく人々の安心・安全な生活を維持でき、自然環境に配慮した「持続可能な地域づくり」を指向した教育研究を行えるよう、地域におけるフィールド実習を多く配置して「地域創成」を強く意識させるとともに、実験実習演習科目と講義科目による反復学習を通

じて、学生に活きた知識と実践力を身につけさせることを意識してカリキュラムを設計している。

1、2年次の実験実習・演習科目は、学科共通で実施するが、3年次以降は表-ア.2に示した教育研究分野・研究室に分かれて少人数で実施することとなっている。そのため、これらの科目群を修得することによって「自然環境、生活環境および社会環境の関わりについての広い知識と豊かな感性」、「観察力、論理的思考能力、高い倫理観」を有するとともに「フィールドにおける多様な課題の解決に向けて積極的に行動」し、「生物文化多様性や土地・社会資本の保全、地域振興等の観点から持続可能な地域の創成に貢献できる」人材の養成が可能になると考えている。

以上のことより、本学科の特色を上述した大学の7つの機能に照らし合わせると、本学科は「幅広い職業人養成」と「社会貢献機能」に重点を置いているといえる。

ウ 学部・学科等の名称及び学位の名称

1. 学部・学科等の名称及びその理由

(1) 学部名称

地域環境科学部 (Faculty of Regional Environment Science)

(2) 学科名称

地域創成科学科 (Department of Regional Regeneration Science)

(3) その理由

本学部は、様々な環境問題発生の因果関係を分析的に追究するには「地球的視点」が基本でなければならないが、問題を解決するには、直接この壮大な地球を「地球」ひと括りで扱うことは不可能であり、直接問題解決に手を下すには林学、農業工学、造園学の学問領域をベースに「地域」レベルで取り組むしかないという視点から創設され、その英文名を「Faculty of Regional Environment Science」とした。本学科では、農山村地域を中心とした「Region」を対象とし、自然科学と社会科学とを融合させた「Science」を用い、地域資源を活かした内発的発展によって疲弊した地域を再生 (Regeneration) させること、つまり新たな「地域を創りあげる」ことを目指していることから、学科名を「地域創成科学科」とし、その英文名を「Department of Regional Regeneration Science」とした。

2. 学位の名称及びその理由

(1) 学位名称

学士 (農学) (Bachelor of Agriculture)

（２）その理由

本学部では、生命・環境との関係性の論理と倫理をもつ「農学」を中心に据え、自然と人間の調和ある地域環境と生物資源の保全・利用・管理のための科学技術を確立することを目指し、ミクロな地域環境問題の解決はもとより、マクロな広域環境問題さらにはグローバルな地球環境問題の解決に貢献する人材を養成することを目的としている。一方で、本学科が目標とする「地域を担うリーダー」の育成は、本学初代学長・横井時敬の示した建学の精神「人物を畑に還す」の考えに則ったものであることから、卒業した学生には「学士（農学）」の称号を付与することが適当である。なお、本学科のディプロマポリシーは以下に示すとおりである。

- 1) 自然科学、人文社会科学に関する幅広い教養的知識と地域創成科学に関する専門知識・技術を修得している。
- 2) 地域創成科学に関わる諸問題に興味・関心を持ち、その問題を多面的に捉え、解決に導くための論理的思考能力を修得している。
- 3) 持続可能な地域社会の創成に向けて、高い倫理観に基づき、知識や技術を応用できる能力を有するとともに、他者と協力しながら仕事を進めていくためのコミュニケーション能力を有している。
- 4) 本学科が定める履修モデルにしたがって講義・実習科目を修めるとともに卒業論文に取り組むことにより所定単位を修得し、卒業判定考試に合格している。

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 科目区分の設定及びその理由

（１）教育課程における科目区分

東京農業大学における教育課程の科目区分は、表-エ.1 に示すとおり大分類から小分類の３段階に分けられている。

（２）教育課程の編成の考え方

表-エ.1 に示したように、総合教育科目の課題別科目、就職準備科目、リメディアル教育科目を除くと、総合教育科目、外国語科目、専門教育科目の学部共通基礎科目は旧来の大学教育における「教養科目」である。

本学部では、生産環境工学科、造園科学科の２学科において技術者教育認定機構（JABEE）の認定を受けた技術者育成プログラム（JABEE プログラム）を運用している。JABEE プログラムでは、国際的な水準を満足する自然科学・社会科学等の教養科目、専門科目等の履修を通じ、(a)～(h)に示す能力を有する自立した技術者の育成を求めている。

表-エ.1 東京農業大学における科目区分

大分類	中分類	小分類
総合教育科目	全学共通科目	導入科目
		スポーツ関係科目
		課題別科目
		就職準備科目
	学部共通科目	リメディアル教育科目
外国語科目	全学共通科目	基盤英語科目
	学部共通科目	実用英語科目
		初修外国語科目
専門教育科目	学部共通基礎科目	人間関係科目
		社会関係科目
		自然関係科目
	学部共通専門科目	専門共通科目
		創生型科目
	学科別専門科目	専門基礎科目
		専門コア科目
		学際領域科目
		総合化科目

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解（技術者倫理）
- (c) 数学、自然科学および情報技術に関する知識とそれらを応用できる能力
- (d) 該当する分野の専門技術に関する知識とそれらを問題解決に応用できる能力
- (e) 種々の科学、技術および情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 日本語による論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力および国際的に通用するコミュニケーション基礎能力
- (g) 自主的、継続的に学習できる能力
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力

教養科目群は学部単位で開講することとしているため、本学科の学生が受講する教養科目は、技術者教育認定機構による外部審査を通じて国際的な水準を満足することが確認されている本学部共通の教養科目群となる。なお、必修および選択必修の教養科目群は下表に示すとおりであり、選択必修科目は自然関係科目、人間関係科目、社会関係科

目の3つのカテゴリーに分類し、各カテゴリーから2科目以上、計6科目（12単位）以上を履修することを求めている。

表-Ⅰ.2 本学部の教養科目群

必修科目	選択必修科目
フレッシュマンセミナー 情報基礎（一）、情報基礎（二） 共通演習、英語（一）、英語（二） 英語（三）、英語（四）	生物学、物理学、化学、地学、統計学 文学概論、哲学、日本国憲法、技術者倫理、科学の歴史、地域と文化、現代社会と経済、国際関係と社会問題

また、学部共通専門科目と専門基礎科目は「基礎科目」、専門コア科目、学際領域科目は「基幹科目」と位置づけられており、「教養科目」、「基礎科目」および「基幹科目」で学んだ知識や技術の運用法を実地で学ぶために「総合化科目」を配置している。本学科では、「ア 設置の趣旨及び必要性」において示したように、「自然環境、生活環境および社会環境の関わりについての広い知識と豊かな感性」、「観察力、論理的思考能力、高い倫理観」を有するとともに、「フィールドにおける多様な課題の解決に向けて積極的に行動」し、「生物文化多様性や土地・社会資本の保全、地域振興等の観点から持続可能な地域の創成に貢献できる」人材の育成を目標としている。そのため、教育課程の編成にあたっては、幅広い知識や洞察力、倫理観等を涵養する「教養科目」と「基礎科目」、知識・技術の運用法を学び持続可能な地域創成に資する「基幹科目」と「総合化科目」といったように科目群を位置づけ、配当年次が上がるにつれて知識・技術の幅が広がっていくように履修順序を決定した。

表-Ⅰ.1に示した大分類科目を履修することによって得られる能力は以下のとおりであり、本学科の養成する人材像を達成できるよう、各科目の編成を行った。

- 1) 総合教育科目として位置づけられている全学共通科目は、導入科目、課題別科目、スポーツ関係科目、就職準備科目、演習科目に区分されており、表-Ⅰ.2に示した必修科目「フレッシュマンセミナー」、「情報基礎（一）」、「情報基礎（二）」、「共通演習」の他、選択科目7科目がこれらに相当する。これらの科目の履修を通じて、「多面的に物事を考える能力とその素養」、「情報技術に関する知識とそれらを応用できる能力」などの基礎的な能力を習得する。
- 2) 外国語科目は、表-Ⅰ.2の必修科目・英語（一）～英語（四）の他に、選択科目12科目がこれに相当し、当該科目群の履修を通じて、グローバル化時代の国際社会に対応できる論理的な記述力、口頭発表力や国際的に通用するコミュニケーション基礎能力を習得する。
- 3) 専門教育科目の学部共通基礎科目は、表-Ⅰ.2の選択必修科目がこれに相当する。

選択必修科目のうち「生物学」～「統計学」は自然関係科目、「文学」～「技術者倫理」は人間関係科目、「科学の歴史」～「国際関係と社会問題」は社会関係科目に指定されており、各関係科目のうちから2科目以上を選択することとなっている。学部専門科目の専門共通科目には必修科目「地域環境科学概論」の他選択1科目、創生型科目には選択2科目が割り当てられている。また、学科別専門科目（専門基礎科目、専門コア科目、学際領域科目）は、必修の講義22科目、選択の講義16科目、総合化科目は必修の実験実習演習9科目、選択の実験実習演習1科目がこれらに相当する。そして、これらの科目群の履修を通じて、「広い視点から多面的に物事を考える能力とその素養」、「技術が社会や自然に及ぼす影響や効果および倫理観」、「自然科学に関する知識とそれらを応用できる能力」、「論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力」などの基礎的能力の他に、地域環境の調査・分析、環境アセスメントなど環境構成要素に関する専門知識や生物多様性や生態系に配慮した土地利用方法、地域防災や農業基盤に関連する保全・管理技術、それらを連携する事業や政策といった様々な企画立案能力などの専門的能力の習得を通じて、「地域創成」において重要な「自主的・継続的に学習し、与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力」を涵養する。

2. 各科目区分の科目構成とその理由

（1）総合教育科目（全学共通科目）

総合教育科目（全学共通科目）の構成とその理由は、以下に示すとおりである。なお、（必）は必修科目であることを示しており、科目名後の[]内の数字は開講学年を示している。

1) 全学共通科目

【導入科目】：（必）フレッシュマンセミナー [1]、（必）情報基礎（一）・（二） [1]

【スポーツ関係科目】：スポーツ・レクリエーション（一）・（二） [1]

【就職準備科目】：キャリアデザイン [2]、ビジネスマナー [2]、インターンシップ [3]

【課題別科目】：特別講義（一）～特別講義（四） [1～2]

インターナショナル・スタディーズ（一）・（二） [1]

【演習科目】：（必）共通演習 [1]

導入科目の「情報基礎（一）・（二）」は、情報技術に関する知識とそれらを応用できる能力を習得するために必要である。

スポーツ関係科目は、教職免許を取得する際に必須となる科目である。本学では、地方の農業高校出身の学生が母校に教員としてUターンするケースが少なからずある。そのため、スポーツ関係科目は本学の建学の精神「人物を畑に還す」を具現化するために必要な科目である。また、就職準備科目は、一般企業のみならず公務員や教員志望者に

とっても、社会人力を養う際に必要な科目であり、スポーツ関係科目と同様に「人物を畑に還す」を具現化するために必要な科目である。

以下に記す科目は、その講義内容から、グローバル（地球的規模）からローカル（地域的規模）までの様々な視点で多面的に物事を考える能力とその素養を習得するのに必要な科目である。

- ① 導入科目の「フレッシュマンセミナー」は、その運用方法が学科に一任されている科目であり、本学科においては新入生学外オリエンテーションを兼ねた宿泊型農山村体実習を導入することで、地域の生物文化多様性や地域を構成する要素について学び、「地域創成」を意識させる動機付け科目である。
- ② 課題別科目の「特別講義（一）」～「特別講義（四）」や「インターナショナル・スタディーズ（一）」は、国内外での教育・研究活動の成果を講義するオムニバス形式の授業であり、インターナショナル・スタディーズ（二）では、選抜者が短期海外派遣プログラムに参加することで単位を取得する。
- ③ 演習科目の「共通演習」は、「フレッシュマンセミナー」と同様に、運用方法が学科に一任されている科目で、これについては後述する「地域創成フィールド実習（一）」とあわせて実施する。

（２）外国語科目（全学共通科目、学部共通科目）

外国語科目（全学共通科目、学部共通科目）は、グローバル化時代の国際社会に対応できる論理的な記述力、口頭発表力や国際的に通用するコミュニケーション基礎能力を習得するため、以下の構成とする。なお、（必）は必修科目であることを示しており、科目名後の[]内の数字は開講学年を示している。

1) 全学共通科目

【基礎英語科目】：（必）英語（一）[1]～（必）英語（四）[2]

2) 学部共通科目

【実用英語科目】：英語リーディング[1]、科学英語[3]、TOEIC 英語初級・中級[3]

【初修外国語科目】：中国語（一）・（二）[1]、ドイツ語（一）・（二）[1]

これらの科目群のうち、必修科目は「英語（一）」～「英語（四）」の4科目で、2年次後期までに履修する。「英語（一）」～「英語（四）」では、ビジネス英語力の評価指標として知られている TOEIC の得点アップを目指し、リーディングとリスニングに力点を置いた講義を行い、授業の一環として「英語（四）」では TOEIC を受験する。また、更なる英語力の向上を望む者に対しては、「TOEIC 英語初級・中級」、「科学英語」、「英語リーディング」などの選択科目を用意し、その要望に応えることとしている。

一方、本学部では、教務職員のこれまでの研究活動エリアに鑑み、第2外国語（初修

外国語科目)として「中国語(一)・(二)」、「ドイツ語(一)・(二)」を用意している。

(3) 専門教育科目(学部共通基礎科目、学部共通専門科目、学科別専門科目)

専門教育科目(学部共通基礎科目、学部共通専門科目、学科別専門科目)の構成とその理由は、以下に示す通りである。なお、(必)は必修科目であることを示しており、科目名後の[]内の数字は開講学年を示している。

1) 学部共通基礎科目(全て選択必修科目)

【自然関係科目】: 生物学 [1]、化学 [1]、物理学 [1]、地学 [1]、統計学 [2]

【人間関係科目】: 科学の歴史 [1]、文学 [1]、哲学 [1]、技術者倫理 [3]

【社会関係科目】: 日本国憲法 [2]、地域と文化 [2]、現代社会と経済 [3]

国際関係と社会問題 [3]

前述したように、専門教育科目の学科基礎科目は学部共通科目として開講されており、自然関係科目、社会関係科目、人間関係科目の3つのカテゴリーに分類されている。そして、各関係科目のうちから2科目以上を選択することとなっている。

自然関係科目の「生物学」、「化学」、「物理学」、「地学」、「統計学」は、自然科学に関する知識とそれらを応用できる能力を習得するために必要な科目群である。また、人間関係科目の「技術者倫理」、「科学の歴史」、「文学」、「哲学」のうち、「技術者倫理」、「科学の歴史」は、技術が社会や自然に及ぼす影響や効果および倫理観を習得するため、「文学」、「哲学」は大学生としての教養のみならず、論理的な記述力や論理的思考能力を習得する上で必要な科目である。

社会関係科目の「日本国憲法」、「地域と文化」、「現代社会と経済」、「国際関係と社会問題」は、「持続可能な地域創成」を考えていく上で重要となる人間と自然、人間と経済、人間と社会の関係性、言い換えるならば「環境」、「社会」、「経済」の3つの側面の関係性を理解する上で必要な科目群である。これら3つの側面は、1972年のストックホルム会議(国連人間会議)以来、連綿と議論されてきた「持続可能な発展」を支える側面であり、これらの科目群を履修することによって、総合教育科目(全学共通科目、学部専門科目)で養われるグローバル(地球的規模)からローカル(地域的規模)までの様々な視点で多面的に物事を考える能力をより深化させ、強固なものにできることが期待される。

2) 学部共通専門科目

【専門共通科目】: (必) 地域環境科学概論 [1]、地球環境と炭素循環 [1]

【創生型科目】: 環境学習と体験活動 [2]、源流文化学 [2]

専門共通科目の「地域環境科学概論」は、学部教員がオムニバスで開講する学部概論であり、地域環境科学を構成する学問体系や取り組むべき課題などを研究者の視点から講義する。「地球環境と炭素循環」では、炭素循環をキーワードに、地球的視点と地域

的視点での「社会の持続可能性」について学ぶ。また、創生型科目の「環境学習と体験活動」、「源流文化学」は、座学とフィールドでの活動を通じて地域における人間と自然、人間と社会の関係性を学ぶ。

3) 学科別専門科目

【専門基礎科目】：(必) 基礎植物学 [1]、(必) 里山生態学概論 [1]、
(必) 地域環境論 [1]
(必) 実用数物科学 [1]、(必) 施設材料学 [1]
(必) 農村・都市交流論 [1]、(必) 測量学 [2]、(必) 保全生態学 [2]
(必) 自然再生施工論 [2]、(必) 野生動物と生息環境 [2]
(必) 景観生態学 [2]、(必) 土と水の科学 [2]、(必) 農域防災論 [2]
(必) 環境教育学 [2]、(必) 合意形成デザイン論 [2]
作物栽培管理学 [3]、樹木医学概論 [3]、
(必) 地域創成関連法規 [4]

1年次に配当されている必修の専門基礎科目「基礎植物学」、「里山生態学概論」、「地域環境論」、「実用数物科学」、「施設材料学」、「農村・都市交流論」は、後述する1年次配当の総合化科目で必要となる基礎的知識および並行して履修する総合教育科目の「フレッシュマンセミナー」、「共通演習」や学部共通専門科目の「地域環境科学概論」、「地球環境と炭素循環」、「源流文化学」、学部共通基礎科目群で得られる自然・人間・社会に関する知識を相互に補完するために必要な科目群である。同様に、2年次の必修科目「測量学」、「保全生態学」、「自然再生施工論」、「野生動物と生息環境」、「景観生態学」、「地理情報システム論」、「土と水の科学」、「地域防災論」、「環境教育学」、「合意形成デザイン論」も2年次配当の総合化科目を補完するため、つまりフィールドワークにおいて活用できる基礎的知識や具体的な調査手法を学ぶために必要な科目群である。

一方で、「基礎植物学」、「里山生態学概論」、「地域環境論」、「保全生態学」、「自然再生施工論」、「野生動物と生息環境」、「景観生態学」、「作物栽培管理学」、「樹木医学概論」の自然再生分野で開講する一連の科目群、および「実用数物科学」、「施設材料学」、「農村・都市交流論」、「土と水の科学」、「農域防災論」、「環境教育学」、「合意形成デザイン論」、「地域創成関連法規」の地域デザイン分野で開講する一連の科目群を習得することによって、各分野の教育研究システムの理解を促すだけでなく、履修モデルに基づいた学生自身の将来的なキャリア計画を意識させる。また、専門基礎科目群の習得によって得られる自然科学～社会科学の広い知識に基づいた論理的思考能力によって、自然環境、生活環境および社会環境の相互関係を理解するとともに、フィールドにおける総合化科目での様々な経験とをあわせて豊かな感性を養うことが期待できる。

【専門コア科目】：(必) 環境植物学 [2]、野生動物資源の管理 [2]、群集生態学 [3]
(必) 農域物質循環論 [3]、植栽技術論 [3]、農域植生学 [3]

- (必) 農域空間情報論 [3]、環境修復論 [3]、農業基盤工学 [3]
- (必) 地域環境計画学 [3]、農地保全学 [3]、河川水文学 [3]
- 文化産業・観光計画学 [3]、地域環境政策学 [3]、土壌肥科学 [3]
- 農と伝統文化 [4]、農と健康 [4]

専門コア科目は、卒業論文に取り組む際に必要となる専門性の向上だけでなく、卒業後のキャリア計画を考える上でも重要な科目である。これらの科目群の多くは選択科目であるが、卒業後の進路（進学、公務員、企業など）毎の履修モデルに示されている科目群を履修するよう指導する。また、高校教員を目指す場合には、本学の教職学術課程が指定する科目群を別途履修しなければならない。

保全生態学研究室では、「環境植物学」、「土壌肥科学」、「群集生態学」、「植栽技術論」、「環境修復論」を履修させ、生物群集と生態系の構造と機能、生物の進化と集団の維持メカニズムに関する知識を得ることで、地域資源としての自然環境の保全・再生に関わる専門的能力を習得させることを目的としている。

地域環境保全学研究室では、「野生動物資源の管理」、「農域植生学」、「農域空間情報論」を履修させ、人為的な開発行為が自然環境や生態系に与える影響評価や環境再生技術開発に関する知識を得ることで、地球環境の保全と持続可能な生産基盤や生存環境の創出に必要な専門的能力を習得させることを目的としている。

地域環境工学研究室では、「農域物質循環論」、「農業基盤工学」、「農地保全学」、「河川水文学」の履修を通じて、地域防災力の強化、バイオマス利用を中心とした適切な物質循環の構築、ストックマネジメントによる施設の長寿命化・ライフサイクルコストの低減、都市と農村の適切な土地利用のありかた等の知識を得、ハード・ソフト両面から自然災害や社会資本ストックの維持管理費の増大といった現在の地域社会が抱える課題を解決するための専門的能力を習得させることを目的としている。

地域デザイン学研究室では、「地域環境計画学」、「文化産業・観光計画学」、「地域環境政策学」、「農と伝統文化」、「農と健康」を履修させ、国内外連携、流域連携、都市農村交流といった視点からの地域環境計画の政策立案やビジネスモデル、環境教育推進プログラムの企画立案を通じて、地域の風土が産んだ自然・文化資源の価値を再発見し、それを基盤とする新たな地域運営の仕組みづくりを行えるマネジメント能力を習得させることを目的としている。

このように、専門コア科目は生物文化多様性や土地・社会資本の保全、地域振興等の視点から、「地域創成」を論理的に考えるために必要な科目群である。

【学際領域科目】：(必) 地理情報システム論 [2]、(必) 環境アセスメント論 [3]

学際領域科目は、本学科で開講する様々な学問領域に共通する重要な科目であるため、必修科目を配当した。「地理情報システム論」では、ITC を活用した情報管理手法を学び、「環境アセスメント論」において「地理情報システム論」で学んだ知識の運用法を

習得させることを目的としている。学際領域科目で習得した知識は、本学科の「自然再生分野」、「地域マネジメント分野」の2つの教育研究分野での専門教育に活かされるものであり、生物文化多様性や土地・社会資本の保全の視点から「地域創成」を考える上で重要な科目群である。

- 【総合化科目】：(必) 地域交流実習 [1]、(必) 地域創成フィールド実習 (一) [1]
(必) 地域創成フィールド実習 (二) [2]、(必) 測量実習 [2]
(必) 地域創成総合実習 (一) [2]、(必) 地域創成総合実習 (二) [2]
(必) 専攻実験・実習 (一) [3]、農山漁村インターンシップ [3]
(必) 専攻実験・実習 (二) [4]、(必) 卒業論文 [4]

総合化科目は、フィールドにおける実習と学内における実験実習および「卒業論文」より成る。「地域交流実習」、「地域創成フィールド実習(一)」、「地域創成総合実習(一)」、「地域創成総合実習(二)」では、本学と連携協定書を交わした自治体の協力を得てフィールド実習を行う。1年次に開講する「地域交流実習」、「地域創成フィールド実習(一)」は、対象地域での地域住民との交流体験やワークショップ、フィールド調査を通じて、フィールドにおける多様な課題を抽出するための基礎知識と様々な観察・調査手法、合意形成法等のスキルを身につける。特に「地域創成フィールド実習(一)」で得られた調査結果の整理法等の演習は、同時期(1年次後期)に開講される総合教育科目(全学共通科目の演習科目)の「共通演習」において行う。また、2年次前期に学内で開講する「測量実習」は、所有機材数の関係上、学生を2グループに分けて隔週で実施する。「測量実習」は平日の1~4時限目までを使って実施するため、学生の半数は隔週で平日1~4時限目の時間帯を空けることができる。「地域創成フィールド実習(二)」は、「測量実習」の空き時間を使い、世田谷近郊の国分寺崖線の二次林や河川敷の草原、農用地、農業集落等において自然再生分野、地域デザイン分野の教育研究に関連するフィールド調査を実施し、より実践的なスキルを身につける。これらのフィールド実習を経て、2年次夏期集中の「地域創成総合実習(一)」と2年次後期の「地域創成総合実習(二)」では、フィールド調査対象地域で学生自身が課題を抽出し、それを解決するための手法を模索する課題発見解決型の実習を行う。

「農山漁村インターンシップ」では、市町村役場や農産物加工直売所、地元企業、NPOなど、短期大学部・環境緑地学科が主体となってインターンシップを行ってきた都市や農山漁村等の地域の組織に赴き、地域の仕事と地域文化の関連あるいは自然共存型の暮らしなどを理解する。

また、3、4年次の「専攻実験・実習(一)」、「専攻実験・実習(二)」では、2年次までに抽出した地域における課題とその解決方法を学術的に考究し、「卒業論文」としてとりまとめるための研究手法(実験手法や解析手法)を習得する。

このように、総合化科目は、自然科学・技術系科目の「科学の知」と総合化科目や人

文社会系科目の「臨床の知」を実体験に鑑みて理解するとともに、地域資源を活かした内発的発展による「地域創成」の持続可能性を考究するために必要な科目群である。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織

本学科の養成する人材像である地域環境の調査・分析、環境アセスメントなど環境構成要素に関する専門知識や生物多様性や生態系に配慮した土地利用方法、地域防災や農業基盤に関連する保全・管理技術、それらを連携する事業や政策といった様々な企画立案能力など、地域環境科学に関連する幅広い知識と技術、マネジメント能力を持った地域の担い手やリーダーになり得る人材を養成するために、以下のように教員組織編成を行った。

本学科の教員は、教授 9 名、准教授 2 名、助教 2 名の総員 13 名からなる。内訳は、本学科の授業科目を指導できる本学部既存学科（森林総合科学科、生産環境工学科、造園科学科）から異動を予定する教員 8 名（教授 6 名、准教授 1 名、助教 1 名）、これに本学短期大学の教員 5 名（教授 3 名、准教授 1 名、助教 1 名）を加え、本学科で実現する新しい形での教育にふさわしい教員の配置を整えた。専任教員は全員博士号を有しており、学位の種類は表-オ.1 に示す通りである。

表-オ.1 専任教員の学位の種類

農学系※	工学系	理学系
10 名	2 名	1 名

※：博士(学術)を含む

2. 教員の年齢構成

教員の年齢構成は次の通りである。なお、完成年度の平成 32 年 3 月までに定年を迎える者が 1 人含まれるが、「学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則」等に基づき、本学科完成年度末まで引き続き同一職位で勤務し、本学の教育研究に支障を来さないようにしている。表-オ.2 に示すように後に続く年代層の教員もバランスよく配置されており、完成年度末以降に退職する教員の後任補充も専門分野や年齢構成に十分配慮して行う予定である。また、本学科の学問的バックグラウンドである林学、造園学、農業工学の研究領域には本学部卒業生を多く抱えているため、「人物を畑に還す」という本学の建学の精神の継続性、新規教員の採用による教員組織の維持、強化には問題はなく、教育・研究の継続性について懸念はない。

表-オ.2 専任教員の職階・年齢構成（平成 29 年 4 月 1 日時点）

年 齢	30～40 歳	40～50 歳	50～60 歳	60 歳以上
教 授		1	5	1
准教授		3		
助 教	3			
計	3	4	5	1

3. 教育研究分野

本学科には、「自然再生分野」と「地域マネジメント分野」の 2 つの教育研究分野を設置している。本学では、教育研究分野を運営するにあたり「東京農業大学分野規程」に基づき分野主任（教授）を配置し、それぞれの分野の運営責任者としている。各教育研究分野の分野主任は次のとおりである。両名とも大学院指導教授の資格を有しており、十分な研究業績と教育実績を有している。

表-オ.3 各教育研究分野の分野主任（平成 29 年 4 月 1 日時点）

教育研究分野	分野主任	職階	資格
自然再生	武生 雅明	教授	大学院指導教授
地域デザイン	本田 尚正	教授	大学院指導教授

4. 教員の負担

集中開講科目および卒業論文を除く教員の授業・演習担当時間数は、完成年度で半期 11.6 時間/週～9.9 時間/週（平均 10.5 時間/週）となっている。本学部既設学科教員は平均で 9.2 時間/週（平成 27 年度実績）であることから、特段に負担の多い教員はなく、学生指導に不具合は生じない。

カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法、履修指導方法

（1）ガイダンスの実施

本学では、学年を前・後期の 2 学期に分け、各学期で授業を完結させるセメスター制度を導入している。新生に対しては、入学式直後から約 2 日間にわたってガイダンスを行い、冊子体の「学生生活ハンドブック」、「履修のてびき」、「講義要項（シラバス）」を用いて 4 年間の学生生活に必要な事項・情報について指導するとともに、カリキュラム編成の考え方、履修方法、学習計画・学習方法等を指導する。また、図書館の利用方法やパソコン利用及び健康管理を含めた学生生活全般についても説明を行う。このような学習指導は、セメスター開始直前に必ず実施する（在学生に対しても行っている）

とともに、やむを得ず欠席した学生に対しては、学年担任を通じて配付物を渡すとともに、個別に学習指導を行う。

一方、保護者に対しても入学式直後の説明会、毎年6月、7月に開催する父兄懇談会を利用して、学生に指導した学生生活に必要な事項・情報、履修方法、学習計画・学習方法等の内容、学生の単位取得状況等の情報共有を図っている。

（２）学年担任制

本学では、学年担任制度を導入しており、学科専任教員を概ね4等分して各学年のオリエンテーションの実施等の学生指導にあたっている。学年担任は、基本的に入学から卒業まで持ち上がりとなり、担当教員が一人ひとりにきめ細かく学習面及び生活面の指導・支援を行う。

（３）研究室員制度

本学では、学則上、学科専任教員は教育研究分野に所属しているが、実質的には分野内に設置された研究室に配属されている。研究室は、本学における教育研究組織の最小ユニットであり、伝統的に「研究室員制度」を運用している。その運用方法は学科によって異なっているが、多くの場合、学生は3年次生から室員として研究室に所属し、実験実習や卒業論文などの履修科目上の専門教育を受けるとともに、研修旅行やゼミへの参加、大学院生を含む上級生の研究補助、学園祭（収穫祭）での研究発表などの研究室の課外活動に参加する。また教員は、研究室員に対して、専門教育指導や課外活動のサポートのみならず、学生生活指導や就職支援を行っている。

本学科では、本学の伝統的な教育研究システムを踏襲し、表-ア.2に示した4研究室において3年次生以降の教育・学生指導を行うこととしている。また、低学年次生の希望者も積極的に受け入れる予定である。

（４）学習教育・到達目標の明確化、履修モデル

本学科が目指す「地域の担い手やリーダーになり得る人材」の養成をより効果的に実現するため、個々の授業科目の講義要項（シラバス）において到達目標を設定するとともに、各種資格との関連についても明示している。一方で、卒業後の具体的な進路をイメージさせるために履修モデル資料1を提示し、卒業単位の修得に必要な授業科目について理解を促すとともに、体系的・主体的に4年間の学習計画を立て、自主的、継続的に学習できる能力の涵養を促すよう配慮している。なお、履修モデルに示されている124単位分の科目群は、必要最低限の科目群であり、選択科目であっても必修科目と同様に必ず履修しなければならない。

（５）履修登録単位数の制限および進級要件

単位を得るためには、定められた時間の学習が必要となる。本学では、学習効果を高めるために、年間履修登録単位数の上限を 44 単位としている。

また、本学では、後述するように卒業に必要な総単位数を 124 単位としているだけでなく、以下のように進級要件を定めている。

1 年より 2 年：卒業要件に関わる単位を 20 単位以上取得

2 年より 3 年：卒業要件に関わる単位を 50 単位以上取得

3 年より 4 年：卒業要件に関わる単位を 90 単位以上取得

（６）成績評価方法

本学では、セメスター終了時に定期試験を行い、表-カ.1 に示すように成績評価は「秀 (S)」～「未評価 (F)」の 6 段階で行っている。各授業科目の成績評価のうち、秀～可の成績評価を得た者は、その科目単位を修得した者とし、不可、未評価は不合格としている。また、成績評価結果を点数 (Grade Point) 化し、GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。

GPA は、以下の式により算出され、学納金減免の判定や海外研修プログラム参加者の選定、交換留学の選考等に利用されている。GPA 制度の導入は、学生の学習目標の明確化・自己学習の推進に役立つものと考えられる。

$$\text{GPA} = \frac{\text{GPA 対象科目の GP} \times \text{その科目の単位数}}{\text{GPA 対象科目の単位数の合計}}$$

表-カ.1 成績評価結果と点数 (Grade Point) の関係

判定	成績	表示	成績評価基準	GP	成績評価内容
合格	秀	S	100～90 点	4.0	特に優れた成績（履修者の 5 % 以内）
	優	A	89～80 点	3.0	優れた成績
	良	B	79～70 点	2.0	妥当と認められる成績
	可	C	69～60 点	1.0	合格と認められる成績
不合格	不可	D	59 点以下	0.0	合格と認められる成績に達していない
	未評価	F	—	0.0	評価に値しない

2. 卒業要件

卒業要件は、「(4) 履修登録単位数の制限および進級要件」に記した進級要件を満足し、4 年次に在籍するとともに、履修モデルに従い 124 単位以上を取得することで満たされる。具体的には、最短 4 年間で総合教育科目の必修科目 7 単位、外国語科目の必修科目 8 単位、専門教育科目の必修科目 66 単位、選択必修科目 12 単位、選択科目 16 単位、

その他履修モデル別に示される選択/選択必修科目 15 単位以上の単位を取得することで、卒業要件は満たされる。

キ 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の設備計画

世田谷キャンパスは、閑静な住宅街に囲まれた緑の多い環境で、138,152 m²の校地面積を有している。本学の教育環境については、建学の精神である「人物を畑に還す」を具現化することをテーマとし、「教育・学習に係る環境」、「生活の場としての環境」、「地球・地域に係る環境」といった側面から必要とされる機能を明確にしたうえ、「明快で機能的な空間計画」、「緑の連続的展開」を意識した整備方針に基づき、教育環境の維持・整備に努めている。

緑地や芝生広場を設け、学生の憩いの場として確保しているほか、常磐松学生会館や食堂（2ヵ所）などの屋内空間についても、学生の休息その他のスペースとして利用している。

また、キャンパス敷地内に運動場用地として 31,984 m²有しており、グラウンド（16,336 m²）、野球場（12,650 m²）、テニスコート 3 面（1,950 m²）等を設け、正課及び課外活動等に利用している。

現在、3 学部（応用生物科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部）、1 短期大学部と 1 大学院研究科（農学研究科）を設置しており、現在の収容定員 7,709 人（大学、短大、大学院）に対し、新学部・学科が設置された場合、完成年度の収容定員は 8,053 人（大学、大学院）となり、新設前と比較し 344 人増加するが、大学の校地基準面積 76,400 m²を上回るキャンパス敷地（校地面積 138,152 m²）を有することから、既設の学部・学科との共用は十分に可能である。

2. 校舎等設備の整備状況

本学科の教育目標及び養成する人材像を達成するために、4 年間のカリキュラムとして、96 科目を配して、それぞれの内訳は、講義科目 80 科目、演習科目 5 科目、実験実習科目（実技含む）11 科目とした。

これらを実施する施設については、主として平成 23 年度に建替えた 1 号館（講義棟）に配当するが、講義室 57 室、演習室 20 室、コンピュータ演習室 5 室を用い、既設学部と共同で利用する。1 号館の各教室収容人数及び各教室数の内訳は、24 名収容が 10 教室、25 名収容が 4 教室、40 名収容が 6 教室、46 名収容が 8 教室、92 名収容が 15 教室、169 名収容が 14 教室、232 名収容が 16 教室、304 名収容が 2 教室、306 名収容が 2 教室で、コンピュータ演習室については、104 名収容が 2 教室、64 名収容が 1 教室、48 名収容が 2 教室である。

また、実験・実習室については、現有施設を既設学部・学科と共同で利用することとしており、実験・実習に必要な器具等についても順次整備する計画である。実験・実習室の各収容人数及び各室数の内訳は、化学系実験室 4 室（各 120 名）、生物系実験室が 5 室（128 名が 1 室、85 名が 2 室、64 名が 2 室）、食品系実験実習室が 8 室（120 名が 2 室、100 名が 2 室、98・90・70・60 名が各 1 室）あり、その他 1,080 名収容の百周年記念講堂やスポーツ・レクリエーションを実施する桜丘アリーナ（学内：5,975.60 m²）及び人工芝グラウンド（学内：16,336 m²）がある。

それらに基づき、新設学科の時間割（案）[資料 2](#)を作成し、既設学科で現在使用している教室使用データと照らし合わせ、新設・既設それぞれのカリキュラムが遺漏なく配当できるか検証を行い [資料 3](#)、1 号館では前期及び後期それぞれの平均稼働率は 39%、35% [資料 4](#) となり、十分に授業が実施できることも確認している。また、実験・実習室も同様に、新設・既設それぞれのカリキュラムが遺漏なく配当できることを確認している。[資料 5](#)

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、世田谷、厚木、オホーツクの 3 キャンパスそれぞれに図書館・学術情報センターを設置している。

本学科の関連資料は、主に世田谷および厚木キャンパスで所蔵しており、所蔵資料数は、図書 314,221 冊、雑誌 10,535 タイトル、電子ジャーナル 7,322 種類におよび、農学系としては日本有数の規模となっている。

（1）図書資料等の整備計画

本学科に関連する図書・雑誌等は、本学の長年の蔵書構成によって十分に整備できているが、引き続き新しい学科に対応した蔵書を構築していく。

分野別にみると農業分野に加え、本学科では社会科学分野や技術・工学分野を中心とした整備を行っていく。

（2）電子リソースの整備計画

電子リソースについては、上記の図書資料と同様に新しい学科主題に関連する電子ジャーナル・電子ブック・文献データベースを提供している。電子リソースは、SSL-VPN システムによって学外環境からの利用が可能となっている。常に最新情報を提供できるように拡充を図るとともに、利用者への講習会実施などを計画的に進めていく。

蔵書データは一般に公開されており、利用者は学内および自宅のパソコンから検索が可能となっている。

（3）情報インフラの整備計画

利用者は大学が発行したアカウントで、図書館やパソコン自習室に設置しているパソコンからインターネット利用が可能となっている。無線 LAN はほぼ全域に配備され、貸出パソコンや利用者の持ち込みパソコンにも対応している。また、図書館の所蔵・契約

する資料の利便性を高めるため、図書館 OPAC とリンクリゾルバとの連携を実現している。

（４）他機関との協力体制と地域連携

従来からの図書館サービスである他機関への紹介状発行や国立情報学研究所の ILL システム活用による文献取寄せ・現物貸借で、迅速かつ広範囲なサービスを実現している。

地域連携として世田谷キャンパスでは、世田谷区の大学で構成される「世田谷 6 大学コンソーシアム（国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学）」に参加することで、紹介状の省略や利用者個人の貸借サービスなどの大学間に特化したサービスを実現している。また、厚木キャンパスでは、神奈川県厚木市の大学と厚木市立図書館で構成される図書館間の地域連携も行っている。

（５）図書館施設の整備計画

世田谷キャンパスにはアカデミアセンター（新図書館）が建設され、平成 26 年 4 月からアカデミアセンターでのサービスを開始した。アカデミアセンター 3 階から 7 階が図書館フロアで、閲覧席数は 985 席、収納可能冊数は開架・自動書庫を合わせて 100 万冊余りである。3 階には新聞、一般雑誌が配置されており、調査に必要な参考図書・統計書を配している。メインカウンターに隣接するレファレンスカウンターには専従のスタッフを配置して利用者からの相談・問合せに対応している。新棟には①会話しながらの自学自習可能なコミュニケーションフロア②グループで学べるグループ室、学習室③研究成果の発表などが行えるプレゼンテーションルームが設置され、自主的に学び討議できる環境が整備された。また、本学は平成 28 年に創立 125 年を迎える長い歴史を誇る大学のため、多くの貴重な資料を所蔵している。これらの資料を管理・保管する大学史資料室も 7 階に配置している。

厚木キャンパスは、閲覧席数は 196 席、収納可能冊数は平成 26 年度に収蔵スペースを拡充して 10.6 万冊になった。収納場所が拡充されたことに伴い農学部に必要な資料の更なる充実に力を入れている。

ク 入学者選抜の概要

１．アドミッションポリシー

本学部では、地域社会の創成とこれを担う人材の継続的な育成が重要な課題であるため、源流域から中山間地域を経て平野部に至る農山村地域、都市地域を対象とし、林学・農業工学・造園学の 3 つの学問分野において個別のフィールドで地域環境、地域資源の保全・利用等に資する人材の育成を目的に教育研究を行ってきた。

この学部の中において本学科は、広範囲におよぶ農山村地域を対象として課題を解決するため、本学部の教育研究において数十年に亘って培ってきたノウハウを結集させ、

林学・農業工学・造園学を融合した新しい教育研究システム（学問分野）を学ぶことによって、地域環境科学に関連する幅広い専門的な知識と技術を身に付け、それらの知識・技術を運用できるマネジメント能力を持った「地域社会の担い手・リーダーとなる人材」を育成するために、以下のような人材を求めている。

- (1) 地域づくりに強い好奇心・関心を持っており、それに関連する専門知識や技術を修得するための基礎的学力を有する者
- (2) 持続可能な地域づくりに向けて、広い視野を持ち、他者と協力して積極的に行動できる者

2. 選抜方法

入学試験としては、一般入試及びセンター試験利用入試、推薦入試（一般推薦・指定校推薦・併設高校推薦・地域後継者推薦）、外国人入試、帰国子女入試、社会人入試を予定している。

一般入試：本学独自の問題により学力試験を行う。本学科の授業科目を学ぶ上で一定の学力水準を満たした学生を受け入れる。

- (1) センター試験利用入試：大学入試センター試験問題により、一定の学力水準を満たした学生を受け入れる。
- (2) 推薦入試：小論文の他、内申書・個人面接での高校における学習および課外活動への取り組みを評価し、本学科での強い修学の意志、将来の展望を確認する。
- (3) 外国人入試：大学での修学の上で必要となる日本語能力（読む・書く・話す）を筆記試験・面接にて、目的意識および適性も含め、評価する。英語の筆記試験も行う。
- (4) 帰国子女入試：日本語と英語の筆記試験を行い、個人面接での再修学の強い意志、目的意識および将来の展望を確認する。
- (5) 社会人（入学時に満 25 歳以上の大学入学資格を有する者）入試：小論文試験での課題に対する考え方を評価し、個人面接での再修学の強い意志、目的意識および将来の展望を確認する。

3. 選抜体制等

一般入学試験、大学入試センター試験利用入試及び公募制推薦入試等は、入試センターを中心に全学体制で実施している。

入学試験に関する評価・選抜体制は、本学教職員で構成する入試委員会及び入試選考会議で行われ、その後、教授会で審議し学長が合否の決定を行う。

4. 科目等履修生の受入れ

本学学生以外の者が、授業科目の履修を希望する場合、学生の学習を妨げない場合に限り、「科目等履修生」として受け入れる。

ケ 取得可能な資格

本学科では、卒業要件とはしないが、表-ケ.1、表-ケ.2に示す国家資格、民間資格を取得できることとしている。

表-ケ.1 取得可能な国家資格

資格名称	備 考
高校教員1種（農業）	卒業要件単位に含まれる科目のほか、教職関連科目の履修が必要
図書館司書	卒業要件単位に含まれる科目のほか、図書館に関する科目の履修が必要
学芸員	卒業要件単位に含まれる科目のほか、博物館に関する科目の履修が必要
測量士補	卒業要件単位に含まれる科目のほか、指定する科目の履修が必要
技術士補	卒業要件単位に含まれる科目のほか、指定する科目の履修が必要

表-ケ.2 取得可能な民間資格

資格名称	備 考
樹木医補	卒業要件単位に含まれる科目のほか、指定する科目の履修が必要
自然再生士補	卒業要件単位に含まれる科目のほか、指定する科目の履修が必要

コ 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

1. 学外実習科目の学年配置

本学科では、「自然環境、生活環境および社会環境の関わりについての広い知識と豊かな感性」、「観察力、論理的思考能力、高い倫理観」を有するとともに、「フィールドにおける多様な課題の解決に向けて積極的に行動」し、「生物文化多様性や土地・社会資本の保全、地域振興等の観点から持続可能な地域の創成に貢献できる」人材の養成を

目標としている。そのために、教養科目や基礎科目、基幹科目で修得した知識や技術の運用法を学ぶための「総合化科目」を重要視している。

総合化科目は、学内外で実施する実習や実験・演習科目、卒業論文から成り、その中において、学外実習に相当する科目は表-コ.1 に示す3科目である。

表-コ.1 本学科で開講する学外実習

科目名	単位数	開講年次
地域交流実習	必修 2 単位	1 年次
地域創成総合実習（一）	必修 2 単位	2 年次
農山漁村インターンシップ	選択 2 単位	3 年次

表-コ.1 に示したように、学外実習科目は同一年次では開講しない。これは、学年次が高くなるにしたがって、教養科目や基礎科目、基幹科目で修得した知識や技術の量は増えていき、学外実習科目の履修によって醸成されるスキルのレベルアップを期待しているためである。

2. 学外実習科目の概要

「エ 教育課程の編成の考え方及び特色」において詳述したように、地域交流実習、地域創成総合実習（一）は、本学と連携協定書を交わした自治体の協力を得て実施するフィールド実習科目である。

地域交流実習では、地域住民との交流体験やフィールド調査を通じて、地域創成に関する動機付け教育を行うとともに、フィールドにおける多様な課題を抽出するための基礎知識と様々な観察・調査手法等を身に付けることを目的としている。

地域創成総合実習（一）では、地域交流実習等で得られた観察力や論理的思考能力を更に発展させ、調査対象地域で学生自身が課題を抽出し、それを解決するための手法を模索する課題発見・解決能力を涵養することを目的としている。

農山漁村インターンシップでは、市町村役場や農産物加工直売所、地元企業、NPO など、本学と連携協定を結んでいる団体や企業、本学短期大学部環境緑地学科が主体となってインターンシップを行ってきた都市や農山漁村等の地域の組織に赴き、地域の仕事と地域文化の関連あるいは自然共存型の暮らしなどを理解するとともに、フィールドにおける多様な課題の解決に向けて積極的に行動できる姿勢を涵養することを目的としている。

3. 実習先との連携体制

地域交流実習、地域創成総合実習（一）は、本学と連携協定を結んでいる群馬県川場村において実施する予定である。

本学が所在する世田谷区は、群馬県川場村と協力協定を締結し、住民同士の交流により相互の地域活性化を図ることを目的に、両自治体の共同出資により昭和 61 年に(株)世田谷川場ふるさと公社を設立して川場村において世田谷区民健康村づくり事業を進めている。この事業では、宿泊施設の運営や川場村農産物のブランド化（六次産業化）への取り組みを行う他に、里山自然学校を設立して人材交流も実施している。なお、本学科の宮林茂幸教授は、健康村づくり事業の立案時から運営に携わっており、里山自然学校長も務めていることから、実習の実行可能性について問題は無い。

農山漁村インターンシップの主な受入先は、表-コ.2 に示すとおりである。これらの団体や企業は、上述したように本学と連携協定を結んでいる、あるいは短期大学部・環境緑地学科が主体となってインターンシップを行ってきた団体や企業であり、特に受入先企業は、本学卒業生が在職していることを前提条件として選定していることから、受入体制に問題は無い。また、農山漁村インターンシップは選択科目であり、学生全員が履修することは想定していないが、表-コ.2 の他に 23 の受入団体／企業があることから、十分な受入先が確保されている。

表-コ.2 農山漁村インターンシップの受入先の一部

団体名／企業名	所在地
(株) 世田谷川場ふるさと公社	群馬県川場村
鮫川村役場	福島県鮫川村
秦野市役所	神奈川県秦野市
一般社団法人 日本庭園協会宮城県支部	宮城県大和町
君津市役所	千葉県君津市
都会の農園	東京都港区
日産緑化株式会社	東京都千代田区
株式会社環境設計研究室	東京都港区
一般財団法人 日本緑化センター	東京都港区
(社) 埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市
株式会社ラポーザ	長野県長野市
埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター	埼玉県所沢市
公益財団法人 大和市スポーツ・よか・みどり財団	神奈川県大和市
足立区生物園	東京都足立区
認定NPO法人 生態工房	東京都武蔵野市
NPO法人 生態教育センター	東京都東村山市
一般財団法人 公園財団	東京都文京区
谷津干潟自然観察センター	千葉県習志野市

4. 成績評価・単位認定

地域交流実習、地域創成総合実習（一）の成績評価は、提出レポートと実習への取り組み状況、実習中に行う口頭発表等の結果により総合的に行い、60 点以上を合格とし、単位を認定する。これらの実習科目は、全教員が参加する共同開講方式を採っているため、実習への取り組み状況等の評価の公平性は担保されるものと考えられる。

農山漁村インターンシップの大凡のスケジュールは、表-コ.3 に示すとおりである。なお、農山漁村インターンシップでは、事前・事後学習時間の目安は各 12 時間とし、受入先での実習時間とあわせて 60 時間以上確保しなければならない。成績評価にあたっては、事前・事後学習時間、受入先での実習時間を証明する日誌を提出し、受入先担当者の評価結果および事後学習で実施する成果報告会での評価結果により総合的に行う。総合評価点で 60 点以上を合格とし、単位を認定する。

表-コ.3 農山漁村インターンシップのスケジュール

時期	内容
4 月中旬	参加希望学生への説明会の実施
5～6 月	学生と受入先とのマッチング
7 月上旬	事前学習
7～9 月	夏期休暇中に現地での実習
9～10 月	成果報告会形式の事後学習

サ 管理運営

1. 学長の権限と責任

本学は平成 26 年度、平成 26 年 8 月 29 日付け文部科学省高等教育局長及び同省研究振興局長からの「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」を受けて、内部規則等の総点検を実施した。その折、主として以下の項目について、法律の趣旨に則った学則の一部改正を行い、平成 27 年 4 月から施行している。

- （1）学長の権限と責任の一致
- （2）副学長の職務
- （3）教授会の役割の明確化
- （4）学生に対する懲戒手続きの策定

改正学則によって、学長は「本大学の全ての校務について、最終決定権を有すると共に、大学運営について最終責任を負い、本大学を代表する」（学則第 4 条の 2）と規定され、管理運営の最高責任者と位置づけられた。また、副学長は「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」（学則第 4 条の 3）と、学部長は「学長を補佐し、各学部内の各学

科及び附属施設を総括する」(学則第4条の4第2項)と規定され、いずれも学長中心の管理運営体制を支える(補佐する)役割・職責であることを明確化した。

2. 教授会の役割

本学の教授会は、学則第5条第2項に「教授会は教授をもって組織し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるもの」と規定され、学長の諮問機能的な位置づけとされている。また一方で、学則第5条第5項には「教授会は、前項に規定するもののほか、学長等の求めがない場合であっても、教育研究に関する事項について審議した結果を、学長等に対して伝えることができる」と規定され、同第6項には「教授会は、教育研究に関する事項を審議する機関として、専門的な観点から責任を持って、学長等に意見を述べなければならない」とも規定されている。単なる諮問機関に留まらない重要な機関であることが明記されている。

教授会の役割等に関しては、「東京農業大学教授会規程」において規定されており、その組織と審議事項は以下のとおりである。

【組織】(教授会規程第2条)

1. 教授会は、本大学の教務職員である教授をもって構成する。
2. 学長及び副学長は、教授会に出席して意見を述べることができる。
3. 必要あるときは教授会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

【審議事項】

1. 学生の入学、卒業
2. 学位の授与
3. 教育及び研究に関する基本方針
4. 組織及び職の新設又は改廃
5. 教育課程の編成
6. 教授、准教授及び助教候補者の教育研究業績審査及び選考
7. 嘱託教授、嘱託准教授及び嘱託助教候補者の教育研究業績審査及び専攻
8. 学部長の選出
9. 名誉教授の推薦
10. 全学審議員審議員の選出
11. 名誉博士号の贈与
12. 客員教授及び客員准教授の委嘱
13. 学則の改正
14. 東京農業大学教授会規程の改正
15. 学生の賞罰
16. 学生の指導、厚生
17. 他大学との交流及び在外研究その他国際交流の推進

18. 上記に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が随時定めるもの

3. 全学審議会を中心とした教学運営

本学は、教育研究に関する重要事項を審議する機関として「全学審議会」を設置している。(学則第5条の2) 学長が教育研究活動等に関する意思決定を行うにあたっては、この全学審議会を自ら招集し、議長となって、教授会等に意見を聴く事項等を審議している。(東京農業大学全学審議会規程第5条) 審議・承認された教授会に意見を聴くことが必要な事項については、教授会からの意見(教授会の開催)を待って学長が最終意思決定するというプロセスとなっている。

また、全学審議会には、教育研究全般の管理運営に資するための委員会を設置することができるようになっており(全学審議会規程第2条の2)、現在は、後掲する20の委員会を設置して活動している。各種委員会の活動は、前年度に行う活動計画の立案、計画に基づく予算請求、年度中間に行う進捗報告と計画補正、年度末の結果・実績報告というPDCAサイクルのもと行われ、委員会から提案の教育研究に関する改善提案は、全学審議会に報告・提案されることになっている。

東京農業大学全学審議会規程の主要な部分は以下のとおりである。

【組織】(全学審議会規程第2条)

1. 審議会は、次に掲げる審議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院研究科委員長
- (4) 各学部長
- (5) 短期大学部長
- (6) 総合研究所長
- (7) 教職・学術情報課程主任
- (8) 図書館長
- (9) エクステンションセンター長
- (10) 国際協力センター長
- (11) コンピュータセンター長
- (12) 博物館長
- (13) 学生部長(世田谷キャンパス)
- (14) 農学部教授1名、応用生物科学部教授1名、地域環境科学部教授1名、国際食料情報学部教授1名、生物産業学部教授1名及び短期大学部教授1名
- (15) 事務局長
- (16) 学務部長

【審議事項】（全学審議会規程第4条）

1. 審議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり当該事項を審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 学則等本大学全般にわたる重要な規則・規程の制定・改廃
 - (2) 本大学全般にわたる重要な予算
 - (3) 本大学の組織及び職制の新設・改廃及び重要施設の設置・廃止
 - (4) 人事に関する基準の設定並びに教職員定員
 - (5) 本大学名誉教授称号の授与
 - (6) 本大学名誉農学博士号の贈与
 - (7) 学生定員の決定
 - (8) 各学部間の連絡調整
 - (9) 研究所、農場等の運営に係る基本方針並びに調整
 - (10) 東京農業大学全学審議会規程の改正
 - (11) その他本大学の運営に関する重要事項

【各種委員会】（全学審議会規程第2条の2）

1. 教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する委員会
 - (1) 教学検討委員会
 - (2) 国際化推進委員会
 - (3) キャリア戦略委員会
 - (4) 入試戦略委員会
 - (5) 学生委員会
 - (6) 地域戦略委員会
 - (7) 広報戦略委員会
 - (8) 管理運営におけるガバナンス体制促進のための検討委員会
2. 東京農業大学のビジョンに関する委員会
 - (1) 世田谷キャンパス整備検討委員会
 - (2) 厚木キャンパス整備検討委員会
 - (3) オホーツクキャンパス整備検討委員会
3. 管理・安全に関する委員会
 - (1) 生命倫理委員会
 - (2) 遺伝子組換え実験安全委員会
 - (3) 人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会
 - (4) 動物実験委員会
 - (5) 世田谷キャンパス温室等教育研究施設運用委員会
 - (6) エコテクゾーン運用委員会
 - (7) 公的研究費適正管理委員会

- (8) 利益相反委員会
- (9) ネットワーク検討委員会

シ 自己点検・評価

本学では、時代の要請による責務を果たすため平成 5（1993）年 4 月、学則第 2 条の 2 において「教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めること」及び「自己点検評価委員会を置く」と規定し、この規定に基づき平成 6（1994）年に自己点検を実施し、その結果をまとめ翌年「東京農業大学の現状と課題」を公表している。平成 11（1999）年に 2 回目の自己点検・評価を実施し、平成 12（2000）年に「東京農業大学の現状と課題（2000 年版）」を公表すると共に、学部ごとに学外者による外部評価を実施し平成 12（2000）年 12 月に公表した。さらに平成 16（2004）年に外部評価が義務づけられたことから、同年に 3 回目の自己点検・評価を行い、その自己点検・評価報告書を（財）大学基準協会へ提出し、平成 18（2006）年 3 月 29 日に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間は平成 25（2013）年 3 月 31 日まで）を受けた。

その後、自己点検・評価報告書や認証評価結果に対する改善報告書の検討結果を基に、建学の精神および教育理念に基づいた教育研究の改善とその充実を図るため、「全学 FD・教育評価委員会」を中心に改善の方策に取り組んだ。平成 24（2012）年、本学にとって 4 回目の自己点検・評価を実施し、（財）大学基準協会に 2 回目の第三者評価を受審し、結果として平成 25（2013）年 4 月 1 日、「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間は平成 32（2020）年 3 月 31 日まで）を受けた。

それら認証評価結果を踏まえ検討した結果「全学 FD・教育評価委員会」を改め、より一層組織的に「質の保証」に資するため「教学検討委員会」を立ち上げた。また、2013 年度より本学の自己点検・評価の在り方について「全学自己点検評価委員会」で検討及び検証し、点検方法やエビデンスの必要性について再確認した。また、改めた運用方法で開始した自己点検の結果は、本学ホームページにて公表している。

これらの取り組みによって、各学部・学科・部署では日常の活動を日々点検し、問題点を解決すると共に、共通認識の形成に努め組織的な改善を進めている。また、入口と出口、すなわち志願者数、編入学数、就職率など直接的な数値だけの評価に甘んずることなく、社会の付託に応えるべくこれらの評価の基盤となる教育研究の充実により一層努める。

ス 情報の公開

大学の現状に関する情報を学生や保護者をはじめとするステークホルダーに広く公開し、説明責任を果たし、諸事業・諸活動に対する理解と協力を得ることは、公益性の高い大学として当然のことであるだけでなく、大学の発展にとっても不可欠な重要事項である。これを実現するため、本学は、従前から関係者に対して、設置法人である学校法人東京農業大学の財務情報を公開している。現在は、平成 17 年 4 月施行の「私立学校法の一部を改正する法律」に基づき制定された「学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程」[資料 6](#) 第 4 条第 1 項第 2 号に基づき、大学ホームページを通じて公開している。具体的には、各年度の「事業報告書」、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「監事による監査報告書」を、過去 3 ヶ年分を公開している。

さらに、本学は、大学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を明確にし、教育情報の一層の公表を促進することを趣旨とする「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）」を受けて、各大学が情報を公表すべき教育研究活動等の項目を大学ホームページにて公表している。[資料 7](#)

セ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1. 全学的な FD に関する取組

(1) これまでの取組み

本学の FD 活動は、これまで、全学審議会（学則第 5 条の 2）の基に設置されている「全学自己点検評価委員会」が、教学運営の中心組織である各研究科、各学部各学科及び教学関連部署における 1 年間の教育活動を自己点検する過程の中で行われてきた。平成 26（2014）年度からは、前述の全学審議会の基に「教学検討委員会」を設置し、大学院、学部学科等の教学運営に特化した問題点・課題点の議論を行い、具体的な改善・活動計画を提案できる体制を整備した。

参考までに「教学検討委員会運営要項」を以下に示す。

【教学検討委員会〔大学院・学部・短期大学部〕運営要項】

(趣旨)

第1条 この要項は、東京農業大学全学審議会規程第2条の2の規定に基づき、東京農業大学教学検討委員会(以下「委員会」という)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び改善に関する事。
 - (2) 授業の内容及び方法の改善のための方策に関する事。
 - (3) 授業の内容及び方法の改善の企画立案並びに実施に関する事。
 - (4) 授業の内容及び方法の改善のための調査並びに研究に関する事。
 - (5) 全学的なファカルティ・ディベロップメントの推進に関する事。
 - (6) 学長が諮問する事項
 - (7) その他、委員会が必要と認める事項
- (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長(教学担当)
- (2) 大学院研究科委員長
- (3) 学部長
- (4) 短期大学部部长
- (5) 事務局長
- (6) 事務局長補佐
- (7) 厚木キャンパス事務部長
- (8) オホーツクキャンパス事務部長
- (9) 学務部長
- (10) 大学改革推進室長
- (11) その他、委員会が必要と認めた者

2 前項第11号に規定する委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長(教学担当)がその任にあたる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査するため、専門委員会又はワーキンググループ(以下「WG」という)を置くことができる。

2 専門委員会又はWGに関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(幹事・事務)

第8条 委員会に幹事を置き、以下の者が担当する。

- (1) 学務部学事課長
- (2) 学務部教務課長
- (3) 学務部大学院課長
- (4) 厚木キャンパス事務部学生教務課長
- (5) オホーツクキャンパス事務部学生教務課長

2 委員会の事務は、学務部教務課において行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(要項の改廃)

第10条 この要項の改廃は、全学審議会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 (2015) 年度からは、この教学検討委員会の活動をさらに活性化、具体化かつ実質化するため、運営要項第 7 条による専門委員会を次のとおり設け、本学における実質的な FD 活動をスタートさせている。

【教学検討委員会傘下の専門委員会】

- (1) FD 向上委員会 (傘下に 6WG を設置)
- (2) 大学院 FD 向上委員会 (傘下に 4WG を設置)
- (3) 教養教育センター (仮称) あり方検討委員会

(2) 学内 PDCA

本学の FD 活動の根幹にあるのは、平成 25 (2013) 年 7 月に打ち出された学長方針「NEXT125」である。創立 125 周年を迎える平成 28 (2016) 年度にむけて、オール農大で「農大らしい農大」の実現を目指して以下の方針が示されている。

【学長方針 NEXT125】

- (1) 教育で評価される農大
- (2) 研究で評価される農大
- (3) 地域に貢献する農大
- (4) 社会・産業に貢献する農大
- (5) 世界に愛される農大
- (6) 学生に愛される農大
- (7) 卒業生に愛される農大

そして、平成 27 (2015) 年 9 月には、この学長方針をさらに具体化するものとして、「東京農業大学の基本方針 (平成 27 年 7 月～平成 31 年 6 月までの中期計画)」が策定され、教学検討委員会をはじめとする全学審議会傘下の委員会等が中心となって、以下の項目に対する現状の検証と具体的な実行プラン等の検討を開始している。

【東京農業大学の基本方針】

- (1) 教育組織 (教育改革)
- (2) 教育 (建学の精神・教育研究の理念)
- (3) 大学院教育 (教育の高度化)
- (4) 入試戦略 (ブランド化)
- (5) 海外戦略 (グローバル化)
- (6) 研究戦略 (重点分野)
- (7) 学生支援 (満足度)
- (8) 社会貢献 (社会的責任)
- (9) キャンパス環境整備 (満足度)
- (10) 管理運営 (内部統制・危機管理)

具体的には、全学審議会の議長である学長が、傘下の下記の委員会等に対して年間の活動計画の立案、中間の進捗報告、年度末の最終成果報告を求め、それらを教授会等でも報告している。ここで示された具体的な実行プランは次年度予算編成の中で検証され、予算化のもと現実の施策として展開されている。この一連の流れの中でいわゆる「学内 PDCA」を機能させている。

【全学審議会傘下の教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する各種委員会】

- (1) 教学検討委員会 (大学院・学部・短大)
- (2) 国際化推進委員会
- (3) キャリア戦略委員会
- (4) 入試戦略委員会
- (5) 学生部委員会
- (6) 地域連携戦略委員会
- (7) 広報戦略委員会
- (8) 管理運営におけるガバナンス体制促進のための検討委員会 (時限委員会)

(3) FD の具体的取組み

本学で現在行われている FD 活動の主なものは以下のとおりである。

(1) 教職員の任期制採用制度 (任期中の目標達成評価制度)

本学では、平成 19 年度から、新規専任教員の採用形態を「任期制」としている。候補者に対して 5 年間の任期付き採用を行い、その間で当初計画する目標設定をクリアす

ることを採用条件にしている。5年間の毎年度2回（年度当初と年度末）、所属の学科長との個別面談により、当初設定の目標の進捗・達成状況を確認する。目標設定には教育改善に係る以下の業績の有無も審査対象となっており、新規専任教員には、任期中、個人レベルでのFD活動の実行が求められている。

- 1) 教科書の執筆
- 2) 授業改善に関する著書・論文・啓蒙書等
- 3) FDへの受講参加
- 4) 個人的に行っている教授法の工夫

(2) 新規採用教員の初任者研修制度（大学編・学部編）

本学では、平成23年度から、新規採用教員に対する研修プログラムを立ち上げ、当該年度の4月・5月に採用者全員に対して組織的な研修を実施している。以下に示すプログラムの内容にそって、学長、副学長及び研究科委員長が講義研修を行い、学部学科内のOJT研修については、その実施結果が各学部学科から学長に報告されている。

- 1) 大学のビジョン
 - ・教育研究者としてのあり方
 - ・任期制の趣旨
 - ・各階層の役割
- 2) 大学院研究科の理念、教育方針
- 3) 競争的資金の獲得
- 4) 研究費の適正な使用
- 5) 社会貢献、地域連携、産学連携へ対応
- 6) 教職員への接し方（パワハラ、セクハラ）
- 7) 学生への接し方（パワハラ、アカハラ、セクハラ）
- 8) 教員評価・授業評価の実施義務
- 9) 入試制度
- 10) 学生のキャリア指導
- 11) 教育後援会、校友会の支援
- 12) 課外活動の意義、部長、顧問の役割と責任
- 13) 保護者への対応
- 14) 事件・事故・天災への対応
- 15) 各学部・各学科の理念、教育方針、概要、付属施設などの概要

(3) 授業評価制度

本学では「授業評価アンケート」制度が導入されてから約20年が経過する。平成18年度には、学生の利便性向上を図る一方で、アンケート実施に伴う教員の負担軽減を図

ることを目的に Web による授業評価システムを構築した。その後、平成 26 年度からは、学生からの回収率を高め、実質的な授業改善の手段とするためにマークシートによる形式に変更し、集計結果の各学科・各教員へのフィードバック、学生への開示、評価の低い教員からの改善計画書の提出の義務化などの改善を行っている。

さらに平成 27 年度からは、授業評価アンケートの実施と同時に、「学生の学修時間に関するアンケート」も同時に行い、学生の学修実態の把握と同時に、アンケート結果との関連の分析を行うなど、学生の学修に影響する要因の調査等も実施している。

また、この授業評価アンケートの改善とともに、シラバスの充実にも取り組み、以下の項目を学生に明確に示すことを全学全教員が実施している。

- 1) 授業概要と到達目標 (400 字)
- 2) 取扱う領域の明示 (15 字)
- 3) 授業の進行 (テーマ、内容、準備しておく事項) の明示 (245 字)
- 4) 教科書及び資料の明示 (75 字)
- 5) 授業をより良く理解するために便利な参考書、資料等の明示 (75 字)
- 6) 前提として履修してほしい科目の明示 (45 字)
- 7) 学んだこと活用できる領域の明示 (45 字)
- 8) 評価方法の明示 (100 字)
- 9) その他の注意事項 (400 字)

なお、シラバス作成の工程には、授業担当者以外の第三者チェックの工程も含まれており、各学部各学科がカリキュラム体系と授業内容の整合を自ら検証する作業も行っている。

(4) 学内の委員会活動と WG 活動

平成 26 年度から、前掲の教学検討委員会の傘下に、各学科選出の委員で構成する「FD 向上委員会」を設置し、優先順位を付しながら全学的な FD 課題の検討を開始している。具体的な調査・検討は、WG 活動を通じて行われており、平成 28 年 3 月現在、以下の WG が活動している。

【学部 FD 向上委員会】

- 1) ナンバリング WG
- 2) アクティブラーニング WG
- 3) 評価&GPA WG
- 4) 学修ポートファリオ WG
- 5) アンケート WG
- 6) 英語 WG
- 7) 学期制 WG

【大学院 FD 向上委員会】

- 1) 入試制度 WG
- 2) 教育連携 WG
- 3) TA教育 WG
- 4) 広報活動 WG

(5) 学内教育改革推進プロジェクト活動

大学全体で取り組む FD 活動（上記(4)）とは別に、各部門、各部局単位で行う FD 活動を支援するため、平成 27 年度から「教育改革推進プロジェクト」を立ち上げ、公募を開始した。教学面において各部門・部局が抱える問題の解決に向け、あるいは、各部門・部局が行う独自の FD 活動の学内展開を支援するための学内プロジェクト活動である。各プロジェクトには、3 年間を限度に予算的な支援を行う一方、年度ごとに実績報告の提出を義務付け、その内容を学内に公開することになっている。

平成 27 年度は、以下の募集テーマに対して 20 件の申請があり 13 課題を採択している。

【平成 27 年度の募集テーマ】

- 1) アクティブラーニング
- 2) サービスラーニング
- 3) 長期学外実習プログラム
- 4) 学修ルーブリック
- 5) 学修成果の把握（可視化）
- 6) 教育の質保証
- 7) 学生アンケート
- 8) 私立大学改革総合支援事業

(6) 学内 FD 研修会（フォーラム）活動

FD に関する学内の認識・理解を深めるため、また、前掲の WG 活動の学内報告会の機会として、平成 27 年度から「学内 FD フォーラム」を定期的で開催している。

(7) FD 関連団体への加入、情報収集

その他、学外との交流連携を推進するため、全国私立大学 FD 連携フォーラム、世田谷 6 大学コンソーシアム及び私立大学連盟へ加盟し、FD ネットワークの構築や研究、情報収集に努めている。

2. 本学部における FD に関する取組

本学部では、学部内に「学部教育点検委員会」および「学部改革実行委員会」を設置し、以下の学部独自の FD 活動を進めている。

（１）カリキュラム等の見直し

「学部教育点検委員会」では学部独自の教育上の必要性に応じて、また大学側からの指示や教育方針の変更などに対して、カリキュラム全般にわたる見直し、改善、調整等を定期的・継続的に行っている。

特に、①時間割の調整・改善、②語学など学部教養科目の内容検討と改善、③リメディアル教育の内容検討と評価・改善、④CAP 制に向けた開講単位数の検討、⑤学部共通演習室等の環境改善、⑥学部共通科目の学生要望や評価に対する対応などである。

（２）学部共通科目の点検、改善

本学部の教育は、生物に対する深い理解を基調として、自然と人間の調和あるいは地域環境と生物資源の保全・利用・開発・整備・管理のための科学技術の確立を目指すものである。それに答えるために「地域環境科学概論（１年前期必修）」「地球環境と炭素循環（１年後期選択）」、「環境学習と体験活動（２年前期選択）」、「源流文化学（２年後期選択）」、「技術者倫理（４年前期必修）」などの学部共通の科目を設けて、当学部の学生として必要な知識と資質を修得する教育を行っている。

授業内容の点検・見直しは「学部教育点検委員会」で行い、定期的・継続的な改善を行っている。2014 年には「地域環境科学概論」のテキストの見直しを行い、改訂版を刊行した。

（３）実学強化週間の設置

本学部の 4 学科はフィールドと密接に関わる学科であり、本学の教育の理念である「実学主義」をフィールドにおいて実践するために「実学強化週間」の実施に向けて準備を進めている。

各学科の複数の科目同士の時間割を調整することにより、まとまった学習時間を生み出し、各学科の専門領域に応じたフィールドに出かけて行き、キャンパス内での通常の授業では体験出来ない実学型の授業を展開しようという試みである。

（４）エキスパート・プログラムの設置

本学部の専門教育の魅力を高め、学生の立場に立ったニーズ（幅広い知識や技術の習得、資格の取得など）に応えるために、各学科の特徴・カリキュラムを横断的に受講できるようにする「エキスパート・プログラム」の検討を進めている。

（５）JABEE プログラムの導入

本学部の生産環境工学科と造園科学科では JABEE プログラム（日本技術者教育認定機構）の認定をそれぞれ 2003 年および 2004 年に受け、以来その基準に基づいた教育プロ

グラムの見直し・改善（学習・教育目標の設定と教員スタッフおよび学生への周知、履修モデルの設定、学生各人による学習・教育目標の達成度評価、社会ニーズの把握と学習プログラムへの反映、技術者倫理教育の実施など）を行っている。

生産環境工学科では 2014 年、造園科学科では 2015 年に中間審査を受け、いずれも厳しい審査をパスしている。本学科においても JABEE プログラムの認定を受けることを目指している。

ソ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内の取組について

（１）学部での取り組み

社会に通用する社会人力をもった人材を育成することは大学教育そのもので、「実学主義」に基づき、知識と人格をバランスよく向上させることが本学の使命である。教員の日々の指導により学生は社会人力を養い、自分でキャリアデザインできる自立型の人材を育成する。本学部では、学部共通科目として 2 年次に「ビジネスマナー」「キャリアデザイン」、3 年次には「インターンシップ」を配当している。また、1 年次前期に開講する「地域環境科学概論」にて、学生が習得した専門知識が社会の中でどのような役割を果たすことができるのか、将来の自分にどのように繋がるのかのイメージできるような講義を展開し、学生のモチベーションを向上させる。

（２）学科での取り組み

学科レベルの取り組みとしては、低学年次（1、2 年）に開講される導入科目や専門基礎科目、総合化科目において、受講マナーや倫理観を身に付けさせ、円滑な対人関係を築く基礎を固めるとともに、学部共通科目を補い、学科の教育研究の方向性を理解できるよう、専門知識が社会の中でどのような役割を果たすことができるのか、将来の自分にどのように繋がるのかのイメージできる講義を展開し、学生のモチベーションを向上させる。

また本学科では、本学の伝統的な「研究室員制度」を採用することとしている。そのため学生は、基本的に 3 年次から研究室に所属し、フィールド実習等の実験実習や卒業論文などの履修科目上の専門教育だけでなく、研修旅行やゼミ、教員や上級生の研究補助等の研究室の課外活動に参加することで、社会人力の根幹をなす論理的思考能力やコミュニケーション能力、他者と協力して仕事を遂行する能力、自主的に学習する能力を養うことができる。

2. 教育課程外での取組について

（１）就職支援行事の実施（就職支援プログラム、学内企業セミナー等）

近年、変動傾向にある就職活動スケジュールを考慮し、3年次春より就職支援行事を実施している。就職支援プログラムでは、「SPI 試験」「エントリーシート対策」「業界研究」等、準備期間を要するものを初期から中盤に、採用に直接係る面接等の実践訓練として「面接実践講座」、「グループディスカッション実践講座」、「身だしなみ・メイクアップ講座」等を後期以降随時開催している。受講できなかった学生には講座の録画にてフォロー体制をとっている。「エントリーシート添削」、「相談」等の業務は、キャリアセンタースタッフ全員が対応するとともに、「個別面接練習」も強化している。

また、企業との連携をとり、より多くの学生に会社説明参加の機会を増やす為、学内企業セミナーの充実を図っている。平成 27 年 3 月 5 日～7 日開催時では述べ 9,555 名（公務員・UI ターン相談会参加者含む）、平成 27 年 4 月 30 日～5 月 1 日開催時では 2,106 名の学生が参加している。

（２）グローバル人材育成

多くの企業が海外事業展開を進める中、採用活動に際し TOEIC スコアを指定するケースがあることから、教育課程外で、スコアアップを図るため、選抜試験を行い、少数精鋭による講座を設置している。その他、国際インターンシップ派遣（24 泊 26 日：米国カリフォルニア州日系企業）を実施することで実地研修によりグローバルな進路希望者の就業観を養う為の支援をしている。

（３）教員のためのキャリア教育マニュアル

上記のように教員が日頃の学生指導の中でキャリア支援指導をどのように盛り込んで行けば良いのか指針をまとめたマニュアルを作成し、全教員に配布している。

（４）保護者への情報提供の強化

昨今の就職活動には、大学での指導のみならず、保護者による家庭内でのサポートが不可欠である。現在の就職活動環境と家庭内でのコミュニケーションについて、広く保護者に認識していただくための「保護者キャリアサポートガイド」、「保護者版農大キャリアナビ（求人検索 NAVI） 利用マニュアル」を作成し、教育懇談会等で配布している。

（５）キャリアナビシステムの充実によるサービスの向上

平成 27 年 4 月に「農大キャリアナビ」のリニューアルを行った。新システムでは、①学生マイページ機能、②進路登録（希望含む）、③企業による Web 上での求人票登録④学内企業セミナー受付機能（企業）、⑤支援行事参加予約機能（学生）、⑥既卒者に対する求人票閲覧機能、⑦保護者に対する求人票閲覧機能等を整理・強化した。キャリアナビシステムの充実により利用者へのサービス向上に加えて、情報を随時把握すること

で状況に応じた支援に繋げている。

3. 適切な体制の整備について

全学審議会（議長：学長／目的：学則等学部に共通する重要事項の審議）に設置したキャリア戦略委員会（議長：担当副学長）において、大学全体のキャリア教育の実施方針を毎年策定し、実施結果の確認、改善を行っている。

掲げた実施方針の下、教員と就職支援の事務組織であるキャリアセンターとで情報交換を行い、協力体制をつくり、上記、教育課程内外の取り組みを中心に学生のキャリアアップを図っている。

設置の趣旨等を記載した書類

(東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科)

資 料 目 次

- 資料 1 履修モデル (地域創成科学科)
- 資料 2 地域創成科学科 【時間割表】
- 資料 3 平成 3 2 年度 利用教室稼働率
- 資料 4 世田谷キャンパス 教室利用状況台帳
- 資料 5 世田谷キャンパス 実験実習室利用状況台帳
- 資料 6 学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程
- 資料 7 東京農業大学ホームページによる情報公表の項目
- 資料 8 学校法人東京農業大学職員就業規則
- 資料 9 学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

以上

地域創成科学科履修モデル【大学院進学】

科目区分	1年前期(1F)	1年後期(1L)	2年前期(2F)	2年後期(2L)	3年前期(3F)	3年後期(3L)	4年前期(4F)	4年後期(4L)	単位	科目区分 別単位数
総合教育科目	必修 フレッシュマンゼミナー 必修 情報基礎(一) スポーツ・レクリエーション(一)	2 2 1	必修 共通演習 必修 情報基礎(二)	1 2						
	必修 英語(一)	2	必修 英語(三)	2	必修 英語(四)	2	科学英語	2		8
外国語科目										
基礎・専門	必修 地学 必修 地域環境科学概論	2 2	必修 地学 必修 地域環境科学概論	2 2	必修 地学 必修 地域環境科学概論	2 2	必修 地学 必修 地域環境科学概論	2 2		10
	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2		16
専門基礎	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2		
	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2		34
専門コア	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2		
	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2		32
学領域	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2		4
総合化	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2		20
ヤンスタワー 別単位数	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 基礎植物学 必修 基礎環境論 必修 実用数物科学	2 2 2		124

地域創成科学科履修モデル【公務員(一般)】

科目区分	1年前期(1F)	単位	1年後期(1L)	単位	2年前期(2F)	単位	2年後期(2L)	単位	3年前期(3F)	単位	3年後期(3L)	単位	4年前期(4F)	単位	4年後期(4L)	単位	科目区分 別単位数												
総合 教育科目	必修 フレッシュマンセミナー	2	必修 共通演習	1							インターンシップ	1					8												
	必修 情報基礎(一)	2	必修 情報基礎(二)	2																									
外国語科目	必修 英語(一)	2	必修 英語(二)	2	必修 英語(三)	2	必修 英語(四)	2	科学英語	2							10												
基礎・ 専門 共通	選必修 化学	2	選必修 文学概論	2	選必修 統計学	2	選必修 日本国憲法	2	選必修 技術者倫理	2	選必修 国際関係と社会問題	2						20											
	必修 地域環境論	2	必修 基礎植物学	2	必修 測量学	2	必修 自然再生施工論	2																					
専門基礎	必修 実用微生物科学	2	必修 基礎材料科学	2	必修 保全生態学	2	必修 地域防災論	2	必修 地域環境計画学	2	作物栽培管理学	2	農と伝統文化	2	必修 地域創成関連法規	2	34												
			必修 農村・都市交流論	2	必修 野生動物と生態環境	2	必修 環境教育学	2	植栽技術論	2	環境修復論	2	農と健康	2															
専門コア			必修 土と水の科学	2	必修 景観生態学	2	合意形成デザイン論	2	地域植生学	2	農地保全学	2					26												
			必修 環境植物学	2	必修 野生動物資源の管理	2	地域環境政策学	2	文化産業・観光計画学	2																			
学領域					必修 地理情報システム論	2	必修 環境アセスメント論	2									4												
総合	必修 地域交流実習	2	必修 地域創成フィールド実習 (一)	2	必修 地域創成総合実習(一)	2	必修 地域創成総合実習 (二)	2	黒山漁村インターンシッ プ	2	必修 専攻実習・実習(一)	2	必修 専攻実習・実習(二)	2	必修 卒業論文	4													
セメスター 別単位数		20		15	必修 測量実習	2	必修 測量実習	2		20		15	6		6		22												
総単位数																	124												
履修すべき基礎科目群																													
総合教育科目				8 単位	学部共通基礎科目				18 単位	学部共通専門科目				2 単位	専門基礎科目				34 単位	学際領域科目				4 単位	総合化科目				22 単位
必修科目				15 単位	選択必修科目				18 単位	選択必修科目				18 単位	選択必修科目				66 単位	選択必修科目				0 単位	選択必修科目				22 単位

地域創成科学科履修モデル【公務員（土木系、農業系）】

科目区分	1年前期(1F)	単位	1年後期(1L)	単位	2年前期(2F)	単位	2年後期(2L)	単位	3年前期(3F)	単位	3年後期(3L)	単位	4年前期(4F)	単位	4年後期(4L)	単位	科目区分別単位数
総合教育科目	必修 フレッシュマンセミナー	2	必修 共通演習	1							インターンシップ	1					8
	必修 情報基礎(一)	2	必修 情報基礎(二)	2													
外国語科目	必修 英語(一)	2	必修 英語(二)	2	必修 英語(三)	2	必修 英語(四)	2	科学英語	2							10
基礎・専門共通科目	選択 地学	2	選択 物理学	2	選択 統計学	2	選択 日本国憲法	2	選択 技術者倫理	2	選択 国際関係と社会問題	2					
	必修 地域環境科学概論	2	選択 科学の歴史	2					選択 現代社会と経済	2							
専門基礎	必修 基礎植物学	2	必修 里山生態学概論	2	必修 測量学	2	必修 自然再生施工論	2									34
	必修 地域環境論	2	必修 施設材料科学	2	必修 保全生態学	2	必修 地域防災論	2									
	必修 実用数物科学	2	必修 農村・都市交流論	2	必修 野生動物と生態環境	2	必修 環境教育学	2									
			必修 景観生態学	2	必修 合意形成デザイン論	2	必修 環境資源の管理	2									
専門コア					必修 土と水の科学	2	野生動物資源の管理	2									30
					必修 環境植物学	2			必修 農域物質循環論	2	必修 農域空間情報論	2	農と健康	2	必修 地域創成関連法規	2	
									必修 地域環境計画学	2	作物栽培管理学	2					
									樹木医学概論	2	環境修復論	2					
学術領域									植栽技術論	2	農地保全学	2					4
									農域植生学	2	河川水文学	2					
									農業基礎工学	2	文化産業・観光計画学	2					
									地域環境政策学	2							
総合化	必修 地域交流実習	2	必修 地域創成フィールド実習(一)	2	必修 地域創成フィールド実習(二)	2	必修 地理情報システム論	2	必修 環境アセスメント論	2							20
			必修 測量実習	2	必修 地域創成総合実習(二)	2	必修 専攻実験・実習(一)	2	必修 専攻実験・実習(二)	2	必修 卒業論文	4					
ゼミスター別単位数	18	17	20	20	22	17	4	6									124
専 門 教 育 科 目																	
履修すべき教養科目群																	
総合教育科目 8 単位																	
外国語科目 10 単位																	
学術共通基礎科目 16 単位																	
学術共通専門科目 2 単位																	
専門基礎科目 34 単位																	
専門コア科目 30 単位																	
学術領域科目 4 単位																	
総合化科目 20 単位																	
履修すべき専門科目群																	
学術領域科目 4 単位																	
総合化科目 20 単位																	
履修すべき専門科目群																	
学術領域科目 0 単位																	
選択必修科目 24 単位																	
必修科目 66 単位																	
選択必修科目 0 単位																	
必修科目 66 単位																	
選択必修科目 24 単位																	

地域創成科学科履修モデル【建設業】

科目区分	1年前期(1F)	単位	1年後期(1L)	単位	2年前期(2F)	単位	2年後期(2L)	単位	3年前期(3F)	単位	3年後期(3L)	単位	4年前期(4F)	単位	4年後期(4L)	単位	科目区分別単位数
総合教育科目	必修 フレッシュマンセミナー	2			必修 共通演習	1	ビジネスマナー	1									8
	必修 情報基礎(一)	2			必修 情報基礎(二)	2											
外国語科目	必修 英語(一)	2			必修 英語(二)	2	必修 英語(四)	2	TOEIC英語初級	2	TOEIC英語中級	2					12
基礎・専門共通科目	選択 地学	2			選択 物理学	2	選択 地域と文化	2	選択 技術者倫理	2	選択 国際関係と社会問題	2					
	必修 地域環境科学概論	2			選択 科学の歴史	2											
専門基礎	必修 基礎植物学	2			必修 測量学	2	必修 自然再生施工論	2									32
	必修 地域環境論	2			必修 保全生態学	2	必修 地域防災論	2									
	必修 実用数物科学	2			必修 野生動物と生態環境	2	必修 環境教育学	2									
					必修 景観生態学	2	必修 合意形成デザイン論	2									
					必修 土と水の科学	2											
専門コア					必修 環境植物学	2			必修 農域物質循環論	2	必修 農域空間情報論	2		必修 地域創成関連法規	2		30
									必修 地域環境計画学	2	作物栽培管理学	2					
									樹木医学概論	2	土壌肥科学	2					
									植栽技術論	2	環境修復論	2					
									農域植生学	2	農地保全学	2					
学領域									農業基礎工学	2	河川水文学	2					4
									地域環境政策学	2	文化産業・観光計画学	2					
総合化	必修 地域交流実習	2			必修 地域創成フィールド実習(一)	2	必修 地理情報システム論	2	必修 環境アセスメント論	2							22
					必修 地域創成フィールド実習(二)	2	必修 地域創成総合実習(一)	2	必修 農山漁村インターネット活用	2	必修 専攻実験・実習(一)	2	必修 専攻実験・実習(二)	2	必修 卒業論文	4	
ゼミスター別単位数		18		17		20		19		22		20		2		6	124
専 門 教 育 科 目																	
履修すべき教養科目群																	
総合教育科目 8 単位 外国語科目 12 単位 学部共通基礎科目 14 単位 学部共通専門科目 2 単位 専門基礎科目 32 単位 専門コア科目 30 単位 学際領域科目 4 単位 総合化科目 22 単位 選択必修科目 0 単位 選択必修科目 24 単位																	
必修科目 15 単位 選択必修科目 14 単位 選択必修科目 5 単位																	

地域創成科学科履修モデル【農林・緑化関連業】

科目区分	1年前期(1F)	単位	1年後期(1L)	単位	2年前期(2F)	単位	2年後期(2L)	単位	3年前期(3F)	単位	3年後期(3L)	単位	4年前期(4F)	単位	4年後期(4L)	単位	科目区分別単位数
総合教育科目	必修 フレッシュマンセミナー	2	必修 共通演習	1							インターンシップ	1					8
	必修 情報基礎(一)	2	必修 情報基礎(二)	2													
外国語科目	必修 英語(一)	2	必修 英語(二)	2	必修 英語(三)	2	必修 英語(四)	2									8
基礎・専門共通	選必修 生物学	2			選必修 統計学	2	選必修 地域と文化	2	選必修 技術者倫理	2							14
	選必修 地学	2							選必修 現代社会と経済	2							
	必修 地域環境科学概論	2															
	必修 基礎植物学	2	必修 里山生態学概論	2	必修 測量学	2	必修 自然再生施工論	2									
専門基礎	必修 地域環境論	2	必修 施設材料科学	2	必修 保全生態学	2	必修 農域防災論	2									34
	必修 実用数物科学	2	必修 農村・都市交流論	2	必修 野生動物と生態環境	2	必修 環境教育学	2									
					必修 景観生態学	2	必修 合意形成デザイン論	2									
					必修 土と水の科学	2	野生動物資源の管理	2									
専門コア					必修 環境植物学	2			必修 農域物質循環論	2	必修 農域空間情報論	2	必修 農と伝統文化	2	必修 地域創成関連法規	2	
									必修 地域環境計画学	2	作物栽培管理学	2	農と健康	2			
									樹木医学概論	2	土壌肥科学	2					
									群衆生態学	2	環境修復論	2					
学領域									植栽技術論	2	農地保全学	2					34
									農域植生学	2	河川水文学	2					
									地域環境政策学	2	文化産業・観光計画学	2					
									必修 環境アセスメント論	2							
総合化	必修 地域交流実習	2	必修 地域創成フィールド実習(一)	2	必修 地域創成フィールド実習(二)	2	必修 地域創成総合実習(一)	2	農山漁村インターンシップ	2	必修 専攻実験・実習(一)	2	必修 専攻実験・実習(二)	2	必修 卒業論文	4	22
			必修 測量実習	2	必修 測量実習	2	必修 地域創成総合実習(二)	2									
セメスター別単位数	20		13	20	20	20	20	22		17	6	6					124

履修すべき教養科目群				履修すべき専門科目群									
総合教育科目		8 単位	外国語科目	学術共通専門科目		12 単位	専門コア科目	学際領域科目		4 単位	総合化科目		22 単位
				計		28 単位					計		96 単位

必修科目 15 単位 選択必修科目 12 単位 選択科目 1 単位

必修科目 66 単位 選択必修科目 0 単位 選択科目 30 単位

地域創成科学科履修モデル【観光・レクリエーション業】

科目区分	1年前期(1F)	単位	1年後期(1L)	単位	2年前期(2F)	単位	2年後期(2L)	単位	3年前期(3F)	単位	3年後期(3L)	単位	4年前期(4F)	単位	4年後期(4L)	単位	科目区分 別単位数
	全学共通	必修 プレシジョンセミナー 必修 情報基礎(一) スポーツ・レクリエーション(一)	2 2 1	必修 共通演習 必修 情報基礎(二) スポーツ・レクリエーション(二)	1 2 1		ビジネスマナー	1									
外国語科目	必修 英語(一) 中国語(一)/ドイツ語(一)	2 2	必修 英語(二) 中国語(二)/ドイツ語(二)	2 2	必修 英語(三)	2	必修 英語(四)	2	TOEIC英語初級	2	TOEIC英語中級	2					10
	選必 地学 必修 地域環境科学概論	2 2	選必 文学概論	2	選必 統計学 源流文化学	2 2	選必 日本国憲法 選必 地域と文化	2 2	選必 技術者倫理 選必 現代社会と経済	2 2	選必 国際関係と社会問題	2					16
専門基礎	必修 基礎植物学 必修 地域環境論 必修 実用数物科学	2 2 2	必修 里山生態学概論 必修 施設材料科学 必修 農村・都市交流論	2 2 2	必修 測量学 必修 保全生態学 必修 野生動物と生態環境 必修 景観生態学 必修 土と水の科学 必修 環境植物学	2 2 2 2 2 2	必修 自然再生施工論 必修 農域防災論 必修 環境教育学 必修 合意形成デザイン論	2 2 2 2									20
									必修 農域物質循環論 必修 地域環境計画学 農域植生学 地域環境政策学	2 2 2 2	必修 農域空間情報論 農地保全学 文化産業・観光計画学	2 2 2	農と伝統文化 農と健康	2 2	必修 地域創成関連法規	2	32
専門コア																	20
学際領域							必修 地理情報システム論	2	必修 環境アセスメント論	2							4
総合化	必修 地域交流実習	2	必修 地域創成フィールド実習(一)	2	地域創成フィールド実習(二) 必修 測量実習	2 2	地域創成総合実習(一) 地域創成総合実習(二)	2 2	農山漁村インターンシップ	2	必修 専攻実験・実習(一)	2	必修 専攻実験・実習(二)	2	必修 卒業論文	4	22
セミスター別単位数		21		18		22		21		18		12		6		6	

[illegible]

地域創成科学科履修モデル【環境関連NGO・NPO】

科目区分	1年前期(1F)	1年後期(1L)	2年前期(2F)	2年後期(2L)	3年前期(3F)	3年後期(3L)	4年前期(4F)	4年後期(4L)	科目区分別単位数
総合教育科目	必修 フレッシュマンセミナー	2	必修 共通演習						8
	必修 情報基礎(一)	2	必修 情報基礎(二)						
外国語科目	必修 スポーツ・レクリエーション(一)	1							14
	必修 英語(一)	2	必修 英語(三)	2	必修 英語(四)	2	TOEIC英語中級	2	
基礎・専門共通	選必修 地学	2	選必修 文学概論	2	選必修 社会学概論	2	選必修 国際関係と社会問題	2	18
	必修 地域環境科学概論	2	選必修 源流文化学	2	選必修 地域と文化	2	選必修 現代社会と経済	2	
専門基礎	必修 基礎植物学	2	必修 里山生態学概論	2	必修 自然再生施工論	2			
	必修 地域環境論	2	必修 施設材料科学	2	必修 農域防災論	2			
専門基礎	必修 実用数物科学	2	必修 農村・都市交流論	2	必修 環境教育学	2			32
			必修 野生動物と生態環境	2	必修 環境教育学	2			
専門コア			必修 景観生態学	2	必修 合意形成デザイン論	2			2
			必修 土と水の科学	2					
専門コア			必修 環境植物学	2					26
					必修 農域物質循環論	2	必修 農域空間情報論	2	
学領域					必修 地域環境計画学	2	農と伝統文化	2	4
					必修 地域環境計画学	2	農と健康	2	
総合化	必修 地域交流実習	2	必修 地域創成フィールド実習(一)	2	必修 環境アセスメント論	2			22
			必修 地域創成フィールド実習(二)	2	必修 農山漁村インタートラップ	2	必修 専攻実験・実習(二)	2	
セメスター別単位数	19	15	22	18	22	16	6	6	124

履修すべき教養科目群				履修すべき専門科目群			
総合教育科目	8 単位	外国語科目	14 単位	学部共通基礎科目	14 単位	学部共通専門科目	4 単位
			計		計		
必修科目	15 単位	選択必修科目	14 単位	選択必修科目	66 単位	選択必修科目	0 単位
総合化科目				学領域科目	26 単位	総合化科目	22 単位
						計	88 単位
						選択科目	22 単位

地域環境科学部 地域創成科学科【時間割表】＜入学生員80名＞

[illegible]

平成32年度 利用教室稼働率＜前学期＞

		1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	曜日別計
前学期 月曜日	使用教室	42	42	50	36	14	6	190
	総数	84	84	84	84	84	84	504
	稼働率	50%	50%	60%	43%	17%	7%	38%
前学期 火曜日	使用教室	38	43	35	45	13	4	178
	総数	84	84	84	84	84	84	504
	稼働率	45%	51%	42%	52%	15%	5%	35%
前学期 水曜日	使用教室	39	67	43	42	15	7	213
	総数	84	84	84	84	84	84	504
	稼働率	46%	80%	51%	51%	18%	8%	42%
前学期 木曜日	使用教室	39	46	41	40	14	7	187
	総数	79	79	79	79	79	79	474
	稼働率	49%	58%	52%	51%	18%	9%	39%
前学期 金曜日	使用教室	39	48	51	46	10	5	199
	総数	79	79	79	79	79	79	474
	稼働率	48%	61%	65%	58%	13%	6%	42%
前学期 時限別 小計	使用教室	197	246	220	209	66	29	
	総数	410	410	410	410	410	410	
	稼働率	48%	60%	54%	51%	16%	7%	
前学期 合計	使用教室	967						
	総数	2,460						
	稼働率	39%						

		稼働率
	0～10%	5
	11～20%	5
	21～30%	0
	31～40%	0
	41～50%	8
	51～60%	9
	61～70%	2
	71～80%	1
	81～90%	0
	91～100%	0

平成32年度 利用教室稼働率＜後学期＞

		1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	曜日別計
後学期 月曜日	使用教室	38	40	44	34	11	5	172
	総数	84	84	84	84	84	84	504
	稼働率	45%	48%	52%	40%	13%	6%	34%
後学期 火曜日	使用教室	38	44	39	45	10	5	181
	総数	84	84	84	84	84	84	504
	稼働率	45%	51%	48%	54%	12%	6%	36%
後学期 水曜日	使用教室	34	51	40	39	10	5	179
	総数	84	84	84	84	84	84	504
	稼働率	39%	61%	48%	46%	12%	6%	36%
後学期 木曜日	使用教室	33	46	41	38	14	4	176
	総数	84	84	84	84	84	84	504
	稼働率	39%	55%	49%	45%	17%	5%	35%
後学期 金曜日	使用教室	30	33	55	45	6	2	171
	総数	84	84	84	84	84	84	504
	稼働率	36%	39%	65%	54%	7%	2%	34%
後学期 時限別 小計	使用教室	173	214	219	201	51	21	
	総数	420	420	420	420	420	420	
	稼働率	41%	51%	52%	48%	12%	5%	
後学期 合計	使用教室	879						
	総数	2,520						
	稼働率	35%						

		稼働率
	0～10%	6
	11～20%	4
	21～30%	0
	31～40%	4
	41～50%	9
	51～60%	5
	61～70%	2
	71～80%	0
	81～90%	0
	91～100%	0

世田谷キャンパス 教室利用状況台帳

生命:生命科学部、バイオ:バイオサイエンス学科、
 分化:分子生命化学科、分微:分子微生物学科
 創成:地域創成科学科、食農:国際食農科学科 (それぞれの学科名の後ろは学年を示す)
 「×」:既設学科にて教室配当済み

前学期/月曜日

教室名	定員	1限	2限	3限	4限	5限	6限
111	92	食農2		創成2	創成2		×
112	92	創成3	創成3	創成3	創成3		
113	92	×	×	×			×
131	304	×	×	食農2	創成1	×	
132	304		×	食農1	食農1	生命1	
141	306	×	食農2	×	×	生命1	
142	306	×	生命2	×	×	×	
211	92	×	×	×			
212	92	創成1		×		×	
213	92	×		×			
221	46	創成1	創成1	×			
222	46	創成1	創成1	×	×		
223	46	創成1	創成1	×			
224	46	創成1		×	×		
225演習室	24						
231	232	×	×	×	×	創成1	創成1
232	232	×		×		全学1	全学1
233	169		分化3	分化3	×		×
241	169		食農2	食農2	×		
242	232	×	×	×	×		
243	232	×					
244	169		分化1	分化1	×		
311	92	分化1	×	×			
312	92	分化1		×			
313	92	分化1	×	×			
321	46	分化1		×			
322	46	×	×	×			
323	46	×	×	×			
324	46	×	×			×	
325演習室	24						
331	232	×	×	×	×		
332	232	×		×			
333	169	分微2	分微1		×		
341	169		バイオ3		食農2		
342	232		×	×	×		
343	232	×	×	×			
344	169		×	バイオ2	バイオ1		
411	92	分化2	×	×		×	
412	92	分化2		×			
413	92	分化2		生命1	生命1		
421演習室	40	分化2	×				
422演習室	40	分化2	×				
423演習室	24						
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24			×			
431	232		×	×	×		
432	232						
433	169			×	×		
441	169				食農1		
442	232			×	×		
443	232				×		
444	169			バイオ3	バイオ3	バイオ3	
511	92	×		×	×	×	
512	92	×		×			
513	92	分化1					
521演習室	40						
522演習室	40						
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232		×	×	×		
532	232		×	×			
533	169		食農3	食農3	食農3		
541	169		×		×		
542	232	×	×	×			
543	232	×	×		×		
544	169			×			
621演習室	40						
622演習室	40						
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169			分微3	分微3	分微3	
633	169						
コンピ1	104	食農1	×		×	×	
コンピ2	48		×		×		
コンピ3	48		×		×		
コンピ4	104	食農1	×	×	×	×	×
コンピ5	64	×	×	×	×		
百周年	1083			×			
アリーナ		分微1	食農1				
使用教室		42	42	50	36	14	6
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		50%	50%	60%	43%	17%	7%

前学期／火曜日

教室名	定員	1限	2限	3限	4限	5限	6限
111	92	生命1	生命1		食農1		
112	92				食農1		
113	92		×		分微2	×	×
131	304	×	×	×		×	
132	304		×			生命1	
141	306	食農2		×		食農1	
142	306	食農2		×	×	×	
211	92	創成1	創成1	創成1	×		
212	92	創成2	創成2	創成2	創成2		
213	92	創成3	創成3	創成3	×		
221	46	食農2	×	食農1	×		
222	46	食農2	食農1	食農1	×		
223	46	食農2	食農1	食農1	×	×	
224	46	食農2	食農1		×	×	
225演習室	24				×		
231	232	×	×		創成1	創成1	
232	232					生命1	
233	169		×	×	×		
241	169	×	食農2	×	食農1	分微4	
242	232	×		×	食農2		
243	232	×		×			
244	169	×	食農2	×	分微3		
311	92				×		
312	92			×	分微2		
313	92				×		
321	46	食農1	食農1				
322	46	食農1	×		×		
323	46	食農2	×		×		
324	46	食農2	×		×		
325演習室	24						
331	232			×	×		
332	232	×	×	×	×		
333	169		×	×	食農4		
341	169	食農3	食農3	食農3			
342	232	×					
343	232	×	×		×		
344	169	分化1	食農1	分化1			
411	92		×		×		
412	92		生命3	×			
413	92						
421演習室	40				×		
422演習室	40				×		
423演習室	24						
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24		×				
431	232						
432	232	×	×	×			
433	169	分微2	分微2	分微1	分微1		
441	169	バイオ3	バイオ1	バイオ1			
442	232		×	バイオ3	バイオ3	バイオ3	
443	232						
444	169		バイオ2	バイオ2	×		
511	92		×				
512	92						
513	92			×			
521演習室	40				×		
522演習室	40				×		
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232	×	×				
532	232	×	×		×		
533	169	×	×	×	×		
541	169		分化2	×	×		
542	232		×				
543	232		×		×		
544	169		×				
621演習室	40				×		
622演習室	40				×		
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンピ1	104	×	×	×			
コンピ2	48	×		×	創成1	×	×
コンピ3	48	×		×	創成1	×	×
コンピ4	104	×	×	×	創成1		×
コンピ5	64	×					
百周年	1083	×		×			
アリーナ		×	×	×	×		
使用教室		38	43	35	45	13	4
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		45%	51%	42%	54%	15%	5%

前学期／水曜日

教室名	定員	1限	2限	3限	4限	5限	6限
111	92	生命1	×	×	食農2		
112	92		×	×	生命1		
113	92	×	×	×			
131	304				×		
132	304	×	×				
141	306	生命2	×	×		×	
142	306	生命2	×		×	全学1	全学1
211	92	創成4	創成4				
212	92	×	創成1	×	×	×	
213	92		食農1	×			
221	46	創成1	×		×		
222	46	創成1	×				
223	46	創成1	食農1		×	×	
224	46		×	×		×	×
225演習室	24						
231	232		×	×	食農1	×	
232	232		×	×	×	創成1	創成1
233	169	食農3	食農3	食農1	食農1	×	分微3
241	169		分化1	分化1		×	
242	232	バイオ3	バイオ3	×	×		
243	232	×	×	食農1	×		
244	169		×	×	×	×	
311	92		×	×	×		
312	92		創成3	×			
313	92		×		創成3		
321	46		×		×		
322	46		×	×	×		
323	46	×	×		×		
324	46	×	×		×		
325演習室	24		×				
331	232		バイオ1		×		
332	232	×	×	×	×		
333	169		×	食農1	×		×
341	169		分化4	×		×	
342	232	×	×	×			
343	232	×	×	×	×		
344	169	分化3	分化3	分化3			
411	92	×	×	×			
412	92		食農1	×	×	×	
413	92	×	×	×	×		
421演習室	40		×	×	バイオ4		
422演習室	40		バイオ2	×	バイオ4		
423演習室	24	×	×				
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24		×				
431	232	×	×				
432	232	×	×				
433	169	×	×				
441	169	食農2	食農2	食農2			
442	232	×					
443	232	×	×	×	×		
444	169		×	×	×		
511	92	×	×				
512	92	×	×				
513	92	×	×	×			
521演習室	40		食農4	×	バイオ4		
522演習室	40		食農4	×	バイオ4		
523演習室	24		食農4				
524演習室	24		バイオ2				
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232	×					
532	232	×	×	×	×		
533	169		×				
541	169		分微2	分微3			
542	232	×	×	×	×		
543	232	×	×	×	×	×	×
544	169						
621演習室	40		分化2		バイオ4		
622演習室	40		分化2		バイオ4		
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンピ1	104		×	×	バイオ1		
コンピ2	48	分化1	×	×	バイオ1		
コンピ3	48	分化1	×	×	バイオ1		
コンピ4	104	分化1	×	×	バイオ1		
コンピ5	64				分微3	分微3	
百周年	1083					×	×
アリーナ		×	×	×	×		
使用教室		39	67	43	42	15	7
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		46%	80%	51%	50%	18%	8%

前学期／木曜日

教室名	定員	1限	2限	3限	4限	5限	6限
111	92	分微1		創成3	創成3	×	
112	92	分微1	×		×		×
113	92	×			×		
131	304	×	×	×	×	創成1	創成1
132	304			×	×		
141	306			×	×	×	
142	306		×	×	×	全学1	全学1
211	92	分微1		創成2	創成2		
212	92	分微1	創成1	×	創成1		
213	92	分微1		×	×		
221	46	創成3	創成3	×			
222	46	創成3	創成3	×	×		×
223	46		×	×		×	
224	46		×	×	×		
225演習室	24						
231	232	×	×	×	×		
232	232			×			
233	169	食農1	食農1	×			
241	169	食農2	食農2				
242	232	×	×	×	×		
243	232	×	×			×	
244	169	バイオ1	バイオ1				×
311	92	分微2			×		
312	92	分微2			×		
313	92	分微2			×		
321	46	×	創成3	×			
322	46	分微2	食農3				
323	46	分微2	食農3	×			
324	46		食農3	×	×		
325演習室	24						
331	232	×	×	×	生命1	×	
332	232	×	×				
333	169		分微1	×			
341	169		分微2	×			×
342	232		×		×	×	
343	232	×	×				
344	169		バイオ2	分微3	分微3	分微3	
411	92			×	×		
412	92	×			×		
413	92						
421演習室	40		×	生命1	×		
422演習室	40		×	生命1	×		
423演習室	24		×	生命1	×		
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24						
431	232	×		×	×		
432	232	×	×	×			
433	169			×	×		
441	169		×	×	×	×	
442	232	×	×				
443	232	×	×	×	×		
444	169	×	分化3	分化3	分化3		
511	92					×	
512	92						
513	92						
521演習室	40		×				
522演習室	40		×				
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232	×					
532	232		×	バイオ2	バイオ2	バイオ2	
533	169	分化2	分化2	分化2			
541	169				×		
542	232	×	×	×	×		
543	232		×		×		
544	169						
621演習室	40		×				
622演習室	40		×				
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169	バイオ3	バイオ3	バイオ3	バイオ3	バイオ3	
633	169						
コンピ1	104	×	×				
コンピ2	48	×	×	×	×		
コンピ3	48	×	×	×	×		
コンピ4	104	×		×	×	×	×
コンピ5	64	×	×	×	×		
百周年	1083						
アリーナ							
使用教室		39	46	41	40	14	7
総数		79	79	79	79	79	79
稼働率		49%	58%	52%	51%	18%	9%

前学期／金曜日

教室名	定員	1限	2限	3限	4限	5限	6限
111	92	創成1	創成2	×	×		×
112	92	食農1	創成2	×	×		
113	92	食農2	創成2	×	×		
131	304	×	×	×	×	創成1	
132	304	×	×	×	×	創成1	
141	306		×	×	×	×	
142	306	食農1	食農1		食農1	全学	全学1
211	92	バイオ1	創成2	×	×	×	
212	92	バイオ1	食農1	×	×		
213	92	バイオ1	食農1	創成1	×	×	
221	46	バイオ1	×	食農3	×		
222	46	バイオ1	創成1	食農3	×		
223	46	バイオ2	創成1	食農3	×		
224	46	バイオ2		食農3	食農2		
225演習室	24						
231	232		×	×	×	×	
232	232				創成1	創成1	創成1
233	169	食農3	食農3	分微3			分微3
241	169		分化1	バイオ3			
242	232	×	×		×		
243	232		×	×			
244	169		分微1	分微1		×	×
311	92	バイオ2	食農2		×		
312	92	×	×	創成2	×		
313	92	バイオ2		×	×		
321	46	×	創成1		×		
322	46	×	×	×	食農2		
323	46	×	×	×	食農2		
324	46	×	×	×	×		
325演習室	24						
331	232				×		
332	232	×	×	×	×		
333	169		バイオ1	×	×		
341	169	×	食農2	食農1			
342	232		×	×	×		
343	232	×	×				
344	169	×	×	分微2			
411	92	バイオ2		食農2	×		
412	92			食農2	×		
413	92		×	食農3			
421演習室	40		創成1		×		
422演習室	40				×		
423演習室	24						
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24			×	×		
431	232			×			
432	232	×	×	×			
433	169		分化2	分化2			
441	169	×	×	×	×		
442	232	×	×	×	×		
443	232	×					
444	169		バイオ2	×			
511	92	×	×	×	×		
512	92	×	×	×	×		
513	92	×	×	食農3	×		
521演習室	40				×		
522演習室	40				×		
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232	×	×	×	×		
532	232		×		×		
533	169						
541	169						
542	232	×	×	×	×		
543	232		×				
544	169			×	×		
621演習室	40						
622演習室	40						
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169		×	バイオ2	バイオ2	バイオ2	
633	169						
コンピ1	104	分微1		×			
コンピ2	48			×			
コンピ3	48			×			
コンピ4	104	分微1		×			
コンピ5	64		×	×	×		
百周年	1083						
アリーナ		分化1	×	×			
使用教室	39	48	51	46	10	5	
総数	79	79	79	79	79	79	
稼働率	49%	61%	65%	58%	13%	6%	

世田谷キャンパス 教室利用状況台帳

生命:生命科学部、バイオ:バイオサイエンス学科、
 分化:分子生命化学科、分微:分子微生物学科
 創成:地域創成科学科、食農:国際食農科学科 (それぞれの学科名の後ろは学年を示す)
 「×」:既設学科にて教室配当済み

後学期/月曜日

教室名	定員	1	2	3	4	5	6
111	92	創成1	×	×			
112	92	食農2	×	×		×	×
113	92	×	×	×			×
131	304	×			×		
132	304		×	×			
141	306	×	×	×			
142	306	×			×		
211	92	分化1		創成2	創成2		
212	92	創成3		創成3	×	×	
213	92	分化1		バイオ4			
221	46	創成1	創成1	×			
222	46	創成1	×	×			
223	46	創成1	創成1	×			
224	46	×	創成1	×			
225演習室	24		×				
231	232		×	×	×	×	
232	232	創成2	×	×	×	×	
233	169	×	×	×	×		
241	169	バイオ3	食農2	×	×		×
242	232		×	×	バイオ1	×	
243	232		×		×		
244	169	生命1	生命1				
311	92	×		×			
312	92	×		×	×		
313	92	×	×	×			
321	46	創成1		×	×		
322	46	分化1		×			
323	46	×	×	×			
324	46	分化1	×	バイオ4		×	
325演習室	24						
331	232		×				
332	232	×	×	×	×		
333	169		生命3	×	食農2		
341	169		分微2	×	食農2		
342	232		×		×		
343	232						
344	169		×	分微3	分微3		
411	92	分化1		×		×	
412	92	×		×			
413	92	分化2		×			
421演習室	40				×		
422演習室	40	×					
423演習室	24				×		
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24			×			
431	232				×		
432	232				×		
433	169		×		×		
441	169		×				
442	232		×	×	×		
443	232		×	×	×		
444	169			バイオ4	×		
511	92	分化2		×			
512	92	分化2		バイオ4			
513	92	分化2		バイオ4			
521演習室	40	分化2					
522演習室	40						
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232		×	×	×		
532	232		×				
533	169		バイオ1	バイオ4	×		
541	169		食農3	食農3	食農3		
542	232	×		×	×	×	
543	232	×	×	×	×		
544	169						
621演習室	40						
622演習室	40						
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンビ1	104	食農1	×		×		
コンビ2	48		×		×	×	×
コンビ3	48		×		×	×	×
コンビ4	104	食農1	×		×	×	
コンビ5	64						
百周年	1083			×			
アリーナ		×	食農1				
使用教室	38	40	44	34	11	5	
総数	84	84	84	84	84	84	
稼働率	45%	48%	52%	40%	13%	6%	

後学期／火曜日

教室名	定員	1	2	3	4	5	6
111	92	創成2	創成2	創成2	食農1		
112	92	食農1	食農1		食農1		
113	92	食農1	×	×	×		
131	304			×			
132	304	×	×	×	×	食農1	
141	306						全学1
142	306		×		×		全学3
211	92	創成3	創成3		×	×	
212	92	×	食農1	創成4	×		
213	92		食農1		×		
221	46	食農2	×	×	×		
222	46	食農2	×	×	×		
223	46	食農2	×		×	×	
224	46	食農2	食農1		×	×	
225演習室	24				×		
231	232			×	×	×	
232	232			創成1		生命1	
233	169	×	食農1		食農1		
241	169	食農2		分微3	分微3		
242	232	×	×	×	×		
243	232		×	×		×	×
244	169	分微2	分微2	食農2	食農2		
311	92	創成1		食農1	×		
312	92	生命1	生命1	食農1			
313	92		×	食農1	×		
321	46	食農2					
322	46	食農2	×	×			
323	46		×				
324	46		×		×		
325演習室	24						
331	232	×	×	食農1	×		
332	232		×				
333	169	バイオ1	×		×		
341	169		×	食農4	食農4		
342	232	×	×				
343	232	×	×	×	×		
344	169	食農3	食農3	食農3			
411	92				×		
412	92		×		創成3		
413	92						
421演習室	40				×		
422演習室	40				×		
423演習室	24				×		
424演習室	24				×		
425演習室	24						
426演習室	24		×				
431	232	×	×	×			
432	232	×					
433	169	×	×		×		
441	169	×		バイオ2	バイオ2	バイオ2	
442	232		×				
443	232			×			
444	169	×					
511	92						
512	92		×	×			
513	92			×			
521演習室	40				×		
522演習室	40				×		
523演習室	24				×		
524演習室	24				×		
525演習室	24				×		
526演習室	24						
531	232		×	×			
532	232	×	×	×	×		
533	169	分化3	分化3	×			
541	169	分化1		分化1	分化1		
542	232		×	×	×		
543	232		×	×			
544	169	バイオ2	バイオ2				
621演習室	40						
622演習室	40			×			
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169		バイオ3	バイオ3			
633	169						
コンビ1	104	×	×	×			
コンビ2	48	×		×	創成1	×	
コンビ3	48	×		×	創成1	×	
コンビ4	104	×	×	×	創成1		×
コンビ5	64	×					×
アリーナ		×	×	×	×		
百周年	1083						
使用教室		38	44	39	45	10	5
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		45%	52%	46%	54%	12%	6%

後学期／水曜日

教室名	定員	1	2	3	4	5	6
111	92		×	食農1	食農1		×
112	92	生命1	創成1	×	生命1	×	
113	92	×	×	×			
131	304	×	×	×	×	×	
132	304			×	×	生命1	
141	306			×	食農1	×	
142	306	食農1	×	食農1	×		
211	92	×	×		×		
212	92		×		×	×	
213	92		×	×			
221	46		×	×	×		
222	46		×	×	×		
223	46		×		×		
224	46		×				×
225演習室	24						
231	232		×		×		
232	232						
233	169		分化1	分化1			
241	169	食農1	×		食農3		
242	232	食農2	×	×	×		
243	232	バイオ2	バイオ1	×	×	×	
244	169	食農2	食農3	食農3	×		
311	92		×				
312	92	×	食農1	×			
313	92		食農1	×	食農2		
321	46		×		×		
322	46		×	×			
323	46	×	×		×		
324	46	×	×	×	×		
325演習室	24						
331	232	×			×		
332	232	×	×	×	×		
333	169		食農3	×	×		
341	169		食農2	食農2	×		
342	232	×			×		×
343	232			×			
344	169	×	×		×		
411	92	×	×	×			
412	92		食農1	×		×	×
413	92		創成3	創成3			
421演習室	40	×	×	×			
422演習室	40	×		×			
423演習室	24						
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24						
431	232						
432	232						
433	169	分微2	分微2	バイオ2	バイオ2	バイオ2	
441	169	バイオ3	バイオ3	バイオ3			
442	232				×		
443	232		×	×	×		
444	169	×	×				
511	92	×	×				
512	92	×	×				
531	92	×	×				
521演習室	40		食農4	×			
522演習室	40		食農4				
523演習室	24		食農4				
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232	×	×		×		
532	232	×	×	×	×	×	
533	169		×				
541	169						
542	232			×	×		
543	232	×	×			×	×
544	169	分化2	分化2		×		
621演習室	40			×			
622演習室	40						
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンピ1	104			×	バイオ1		
コンピ2	48	分化1	×	×	バイオ1		
コンピ3	48	分化1	×	×	バイオ1		
コンピ4	104	分化1		×	バイオ1		
コンピ5	64				×		
アリーナ		×	×	×	×		
百周年	1083	×		×			
使用教室		34	51	40	39	10	5
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		40%	61%	48%	46%	12%	6%

後学期／木曜日

教室名	定員	1	2	3	4	5	6
111	92			バイオ1			
112	92		創成2	×			
113	92	分微1		バイオ1			
131	304	×		×	×	×	
132	304	×	×	×	×	創成1	
141	306	×	×	×	×		
142	306	×		×	×	×	
211	92	×	×	×		×	×
212	92		×	×	×	×	
213	92	創成3	食農3	×	×		
221	46	分微1	×	生命1	×		
222	46	分微1	×	生命1	×		
223	46	分微1	食農3	生命1	×	×	
224	46	分微1	×		×		
225演習室	24						
231	232	創成1	×	×	×		
232	232	×	×				
233	169						
241	169	分化3	分化3	分化3		×	
242	232		×	×	×	×	
243	232			×	×		
244	169		×	×	生命1		×
311	92			×	×		
312	92			×	×		
313	92	分微2		バイオ1	×		
321	46	分微2	創成3	バイオ3	×		
322	46	分微2	創成3	バイオ3	×		
323	46	分微2	創成3	バイオ3	生命1		
324	46	分微2	食農3	バイオ3	生命1		
325演習室	24						
331	232			×	×		
332	232	×	×	×			
333	169	バイオ1	バイオ1				
341	169	食農1	食農1		×	×	
342	232	×	×	×			
343	232		×	×			
344	169	食農2	食農2		×		
411	92		×	×			
412	92				×	×	
413	92		×	×			×
421演習室	40		×	バイオ3	×		
422演習室	40		×	バイオ3			
423演習室	24		×				
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24		×				
431	232		×	×	×		
432	232			×	×		
433	169		×				
441	169	分化2	分化2	分化2		×	
442	232			×	×		
443	232			×	×		
444	169	バイオ2	バイオ2				
511	92						
512	92						
513	92						
521演習室	40		×				
522演習室	40		×				
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232		×		×		
532	232	×	×		×		
533	169	分微4	×				×
541	169	×	分微1				
542	232			×	×	×	
543	232				×	×	
544	169			バイオ2	バイオ2	バイオ2	
621演習室	40		×				
622演習室	40		×				
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンピ1	104	×	×		×		
コンピ2	48	×	×				
コンピ3	48	×	×				
コンピ4	104	×		×	×		
コンピ5	64				×		
百周年	1083						
アリーナ							
使用教室		33	46	41	38	14	4
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		39%	55%	49%	45%	17%	5%

後学期／金曜日

教室名	定員	1	2	3	4	5	6
111	92	創成1	食農1	×	×	×	
112	92	食農1	食農1	×	×		
113	92	食農2	食農2	×	×		
131	304	創成2	×	×	×	×	
132	304			×	×		
141	306		×	×	×		
142	306		×	×			
211	92	バイオ1	食農3	創成2	食農2		×
212	92	バイオ1		創成2	食農2		
213	92	バイオ1	創成2	×	×		
221	46	バイオ1		創成1	×		
222	46	バイオ1		創成1	×		
223	46			創成1	×		
224	46			創成1	×		
225演習室	24				食農2		
231	232	×	×	×		×	
232	232	×	×	×		×	×
233	169		×	食農1			
241	169	分微2	分微1	分微1	分微1		
242	232	×	バイオ1	×	×	×	
243	232	食農1	×	×			
244	169		分化1	分化1	創成1		
311	92	バイオ2		創成2	×		
312	92	バイオ2		×	×		
313	92	バイオ2		×	×		
321	46	バイオ2		創成2	×		
322	46	バイオ2		×	×		
323	46			×	×		
324	46			×	×		
325演習室	24						
331	232			×			
332	232		×	×	×		
333	169	分化3	分化3	×	×		
341	169		×	×	×		
342	232		×	×			
343	232		×	×			
344	169		×	×			
411	92			食農2	×		
412	92			食農2	×		
413	92				×		
421演習室	40				×		
422演習室	40				×		
423演習室	24						
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24			×	×		
431	232	×	バイオ3				
432	232			×			
433	169		分微3	分微3			
441	169	×	×	×	×		
442	232						
443	232			×			
444	169		×				
511	92	×	×	×	×		
512	92	×	×		×		
513	92	×	×		×		
521演習室	40				×		
522演習室	40				×		
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232		×	×	×		
532	232	×	×	×	×		
533	169			バイオ3	バイオ3	バイオ3	
541	169						
542	232		×	×	×		
543	232		×	×	×		
544	169			×	×		
621演習室	40						
622演習室	40						
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンピ1	104	分微1		×			
コンピ2	48			×			
コンピ3	48			×			
コンピ4	104	分微1		×			
コンピ5	64						
アリーナ		×	×	×			
百周年	1083	分化1		×			
使用教室		30	33	55	45	6	2
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		36%	39%	65%	54%	7%	2%

世田谷キャンパス 実験実習室利用状況台帳

バイオ:バイオサイエンス学科、分化:分子生命化学科、分微:分子微生物学科、食農:国際食農科学科
「×」:既設学科にて配当済み (それぞれの学科名の後ろは学年を示す)

前学期／月曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120			×			
	1842	120			×			
	1851	120			×			
	1852	120			分化2			
生物系	1831	128			×			
	1881	85			バイオ3			
	1882	85			バイオ3			
	1883	64						
	1884	64						
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第一	90						
	調理第二	98						
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70						
	食品加工	100						

前学期／火曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120			×			
	1842	120			×			
	1851	120			×			
	1852	120			分化2			
生物系	1831	128			×			
	1881	85			バイオ3			
	1882	85			バイオ3			
	1883	64						
	1884	64						
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第一	90	×		×			
	調理第二	98	×		×			
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70						
	食品加工	100	×		×			

前学期／水曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120			×			
	1842	120			×			
	1851	120			食農3			
	1852	120		×	食農3			
生物系	1831	128		×	×			
	1881	85		×	×			
	1882	85		×	×			
	1883	64		分微3	分微2			
	1884	64		分微3	分微2			
食品系	理化学一	120		×	×			
	理化学二	120						
	調理第一	90						
	調理第二	98			食農3			
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70		×				
	食品加工	100			バイオ3			

前学期／木曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120			×			
	1842	120			×			
	1851	120			×			
	1852	120			×			
生物系	1831	128						
	1881	85						
	1882	85						
	1883	64		分微3	分微2			
	1884	64		分微3	分微2			
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第一	90	×		×			
	調理第二	98						
	給食	60	×		×			
	栄養	100	×		×			
	臨床	70						
	食品加工	100						

前学期／金曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120			×			
	1842	120			×			
	1851	120			×			
	1852	120			×			
生物系	1831	128						
	1881	85			×			
	1882	85			×			
	1883	64		分微3	分微3			
	1884	64		分微3	分微3			
食品系	理化学一	120	×					
	理化学二	120	×					
	調理第一	90						
	調理第二	98						
	給食	60	×		×			
	栄養	100	×		×			
	臨床	70	×					
	食品加工	100						

後学期／月曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120			×			
	1842	120			×			
	1851	120			分化1			
	1852	120			分化2			
生物系	1831	128						
	1881	85						
	1882	85						
	1883	64			食農1			
	1884	64			食農1			
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第一	90						
	調理第二	98						
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70						
	食品加工	100						

後学期／火曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120			×			
	1842	120			×			
	1851	120			分微1			
	1852	120			分化2			
生物系	1831	128	×			×		
	1881	85			バイオ2			
	1882	85			バイオ2			
	1883	64						
	1884	64						
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第一	90				×		
	調理第二	98				×		
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70						
	食品加工	100						

後学期／水曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120			×			
	1842	120			×			
	1851	120		分微1	分化3			
	1852	120			分化3			
生物系	1831	128						
	1881	85			バイオ2			
	1882	85			バイオ2			
	1883	64						
	1884	64						
食品系	理化学一	120		×	×			
	理化学二	120		×	×			
	調理第一	90		×				
	調理第二	98						
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70						
	食品加工	100						

後学期／木曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120			×			
	1842	120			×			
	1851	120			×			
	1852	120			×			
生物系	1831	128						
	1881	85			バイオ2			
	1882	85			バイオ2			
	1883	64			分微2			
	1884	64			分微2			
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第一	90			食農3			
	調理第二	98			×			
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70		×				
	食品加工	100			×			

後学期／金曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120			×			
	1842	120			×			
	1851	120			×			
	1852	120			×			
生物系	1831	128		×		×		
	1881	85			バイオ3			
	1882	85			バイオ3			
	1883	64			食農3			
	1884	64			食農3			
食品系	理化学一	120				×		
	理化学二	120				×		
	調理第一	90		×		×		
	調理第二	98		×		×		
	給食	60		×		×		
	栄養	100						
	臨床	70						
	食品加工	100						

○学校法人東京農業大学財務情報公開に関する 規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、学校法人東京農業大学(以下「本法人」という。)の財務情報の公開に係る必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となる財務情報)

第 2 条 公開の対象となる財務情報は、次の各号に掲げる財務書類をいい、平成 16 年 4 月 1 日以後に始まる会計年度に係るものとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書(資金収支計算書, 活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書)
- (4) 事業報告書
- (5) 監事による監査報告書(勘定科目と処理事項)

(公開の対象者)

第 3 条 公開の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の設置する学校に在学する学生生徒及びその保護者(入学決定者及びその保護者を含む。)
- (2) 本法人の教員及び職員
- (3) 本法人に対する債権者及び抵当権者
- (4) 本法人が特に認めた者

(公開の方法)

第 4 条 財務情報の公開の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧(写しの交付は行わない。)
- (2) 広報誌等刊行物に掲載

2 前項に規定する財務情報の公開内容については、予め、公開の方法別に理事長の承認を得なければならない。

(閲覧の請求手続)

第 5 条 前条第 1 項第 1 号に規定する閲覧の請求は、閲覧請求者本人であることの確認を経て、次の各号に掲げる事項を記載した「財務情報閲覧請求書(様式第 1 号)」に基づき行うものとする。

- (1) 請求者の氏名及び住所(法人又はその他の団体等にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者氏名も合わせて記載する。)
- (2) 閲覧を希望する書類
- (3) 閲覧を必要とする理由、目的、用途等

法人全般

学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程

(公開事務の統括)

第6条 本法人の財務情報公開事務に関する統括は、法人本部長が行う。

(公開事務取扱所管、公開事務取扱責任者)

第7条 第2条に規定する財務情報を管理し、公開事務を取扱う所管（以下「取扱所管」という。）及び責任者（以下「取扱責任者」という。）は、学校法人東京農業大学経理規程第6条に規定する会計単位別に、次のとおりとする。

会計単位	取扱所管	取扱責任者
法人本部会計 東京農業大学会計 (農学部及び生物産業学部を除く) 東京農業大学短期大学部会計	財務部財務補助金課	財務部長
東京農業大学農学会計	厚木キャンパス事務部総務課	厚木キャンパス事務部長
東京農業大学生物産業学部会計	オホーツクキャンパス事務部総務課	オホーツクキャンパス事務部長
東京情報大学会計	東京情報大学事務局総務課	東京情報大学事務局長
東京農業大学第一高等学校会計 東京農業大学第一高等学校中等部会計	第一高等学校事務部	第一高等学校事務部長
東京農業大学第二高等学校会計	第二高等学校事務部	第二高等学校事務部長
東京農業大学第三高等学校会計 東京農業大学第三高等学校附属中学校会計	第三高等学校事務部	第三高等学校事務部長

2 法人本部長は、必要に応じ、第5条に規定する「財務情報閲覧請求書」の写しの提出を取扱責任者に求めることができる。

(閲覧時間)

第8条 閲覧時間は、9時から16時までとする。ただし、学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程第4条に規定する休日は、閲覧事務を行わない。

(公開の適用除外)

第9条 第3条に規定する公開対象者による公開請求であっても、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。ただし、この場合は、その理由を当該公開請求者に提示しなければならない。

- (1) 第8条に規定する閲覧時間外に閲覧請求がなされた場合等、請求権の濫用に当たする場合
- (2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的である場合
- (3) 個人に関わる情報で特定の個人を識別することができる場合又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある場合
- (4) 本法人の運営上の機密に関わる情報を含む場合

2 前項第3号に該当する場合であっても、個人情報が含まれる部分を除いて閲覧に供すれば問題が生じないと判断できる場合には、一部公開を行う等、取扱所管の判断により対応できるものとする。

(不服申立て)

第10条 公開請求者が不公開、一部不公開等に不服を申し立てた場合は、その取扱いを理事長の承認を得て決定し、当該公開請求者に通知する。

(閲覧手数料)

第11条 閲覧は無料とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の会計年度に係るものについては、従前の規程を適用する。

様式第1号 財務情報閲覧請求書(第5条関係)

財務情報閲覧請求書

閲覧請求年月日

平成

年

月

日

【1】 閲覧請求者

請求者 本人 (注1)	氏名		
	住所	〒	
	電話番号		
	本人確認書類	学生生徒証 ・ 身分証明書 ・ 運転免許証 ・ 健康保険証 ・ その他()	
法人 ・ 団体 (注1)	名称		
	代表者		
	事務所の所在地	〒	
	電話番号		
所属等 (注2)	学生生徒 (注3)	学校名	
		学科等名	
		学年	
		入学年度	
		学籍等番号	
	保護者 (注4)	学生生徒の氏名	
		学生生徒の学科等名	
		学生生徒の学年	
		学生生徒の入学年度	
		学生生徒の学籍等番号	
	教員・職員	所属	
		職名	
	その他 利害関係者	本法人との関係	

(注1) 請求者が法人・団体の場合は、「直接請求者本人」と「法人・団体」の両方の必要事項を記入してください。
(注2) 該当する欄に必要事項を記入してください。
(注3) 学生生徒には、入学決定者を含みます。
(注4) 保護者には、入学決定者の保護者を含みます。

【2】 閲覧を希望する書類

		閲覧 希望書類 (注2)	閲覧 対象年度 (注3)
公開対象 財務書類	財産目録		
	貸借対照表		
	収支計算書(注1)		
	事業報告書		
	監事による監査報告書		

(注1) 収支計算書は、資金収支計算書及び消費収支計算書です。
(注2) 閲覧を希望する書類の該当欄に「○」を付してください。
(注3) 閲覧を希望する書類の対象年度を記入してください。ただし、対象年度は平成16年度以降になります。

【3】 閲覧を必要とする理由、目的、用途等

(注) できるだけ詳しく記入してください。

取扱責任者	取扱所管長	取扱担当者

【東京農業大学ホームページによる情報公表の項目】(<http://www.nodai.ac.jp/open/index.html>)

I. 教育研究上の基礎的な情報
1. 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
2. 専任教員数
3. 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境（※1）
1) 交通アクセス
2) 校舎等配置図
3) 教室・学生会館等
4. 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
II. 修学上の情報等
1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績 組織図・役割分担 年齢構成
2. 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業(修了)者数、進学者数、就職
1) 入学者に関する受入方針(アドミッションポリシー)
2) 入学者数・収容定員(平成27年度)
3) 入学者の推移
4) 在学者数(平成27年度)
5) 学位授与数(平成26年度)
6) 卒業者数・進路状況(平成26年度)
7) 産業別・職業別等就職状況(平成26年度)
8) 就職先一覧(平成26年度)
9) 就職支援プログラム(平成27年度)
10) 就職対策講座(平成27年度)
3. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）
1) シラバス
2) 年間行事計画
3) 授業科目(方法及び内容)
4. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
1) 授業科目の概要
2) 単位・授業・履修
3) 試験
4) 成績(評価)・進級
5) 卒業要件等
6) 時間割
7) 履修に関すること
5. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
1) 健康管理
2) 課外活動
3) 進路選択
6. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(※2)
教育研究上の目的・カリキュラムポリシー
1) 履修モデル
2) 学生生活に関すること
III. 国際交流・社会貢献等
1. 留学生数及び海外派遣学生数
2. 協定相手校
3. 社会貢献活動
4. 大学間連携
IV. 財務情報
1. 学生生徒数
2. 事業報告書
3. 収支計算書
4. 貸借対照表
5. 財産目録
6. 監事による監査報告書
V. 教員養成の状況

※1. キャンパス概要、運動施設概要及びその他の学習環境、主な交通手段等

※2. 履修モデルの設定、主要科目の特長、科目ごとの目標等

○学校法人東京農業大学職員就業規則

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条に基づき、学校法人東京農業大学(以下「法人」という。)に勤務する職員の就業に関する事項を定めるものである。

2 職員の就業に関し、この規則及びこれに付随する諸規則諸規程に定めのない事項については、労基法その他関係法令の定めにしたがい、法人が定める。

(職員の区分及び職種)

第2条 職員の区分及び職種は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 専任職員

ア 教務職員

(ア) 学長、副学長、校長、副校長、教頭

(イ) 大学及び短期大学部の教授、准教授、助教

(ウ) 高等学校及び高等学校中等部並びに高等学校附属中学校の教諭

イ 一般職員

事務職員、司書職員、技術職員、技能職員

(2) 任期制職員

ア 教務職員

(ア) 大学及び短期大学部の教授、准教授、助教

(イ) 高等学校及び高等学校中等部並びに高等学校附属中学校の教諭

イ 一般職員

事務職員、司書職員、技術職員、技能職員

(3) 嘱託職員

ア 嘱託教務職員

(ア) 大学及び短期大学部の嘱託教授、嘱託准教授、嘱託助教

(イ) 高等学校及び高等学校中等部並びに高等学校附属中学校の嘱託教諭

イ 一般嘱託

一般嘱託(事務)、一般嘱託(技術)、一般嘱託(用務)、一般嘱託(特別)

(4) 特任教授

(5) 臨時職員

非常勤講師、エクステンションセンター講師、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、臨時雇、クラブ指導者(高等学校及び高等学校中等部並びに高等学校附属中学校勤務者に限る。)

(6) 助手

- (7) 契約職員
- (8) 学校医
学校医, 学校歯科医, 嘱託学校医, その他準ずる者(学校薬剤師及びカウンセラー)
- (9) 研究員
博士研究員, 学術研究員

(適用範囲)

第3条 この規則は、前条第1号及び第2号に定める専任職員及び任期制職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 前条第3号から第9号までの各職員の就業に関する事項は、学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則に定める。

第2章 採用, 異動等

第1節 採用, 異動, 兼業

(職員の採用)

第4条 職員の採用は、次の各号に定める書類の提出を求め、競争試験等により選考する。

- (1) 履歴書
 - (2) 業績調書(指定様式)(大学及び短期大学部の教務職員に限る。)
 - (3) 健康診断書(受診3カ月以内のもの。)
 - (4) その他法人が指定するもの
- 2 法人は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)に基づき、大学及び短期大学部の教務職員について、期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織、職名、雇用契約期間及び再任の可否に関する事項は、別表1のとおりとする。
- 3 法人は、設置学校等の教諭について、期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織、職名、雇用契約期間及び更新の可否に関する事項は、別表1のとおりとする。
- 4 法人は、一般職員について、期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織、職名、雇用契約期間及び更新の可否に関する事項は、別表1のとおりとする。

(無期雇用契約への転換)

第5条 任期制職員のうち無期雇用契約への転換を希望する者は、次の各号いずれかに該当した場合、当該雇用契約期間が、満了する1カ月前までの間に所定様式を人事課に提出することによって無期雇用契約への転換を申し出ることができる。

- (1) 大学及び短期大学部の教授、准教授及び助教は、平成25年4月1日以降に法人に最初に採用された日から通算して雇用された期間が10年を超えた者
 - (2) 前号以外は、平成25年4月1日以降に法人に最初に採用された日から通算して雇用された期間が5年を超えた者
- 2 前項に定める通算して雇用された期間は、法人に最初に採用された日以降の雇用契約期間を通算した期間をいい、労働契約法第18条第2項により通算契約期間に算入しないこととされている期間は算入しない。また、この算入しない期間がある場合、それ以降に採用された日を法人に最初に採用された日とする。

- 3 無期雇用契約に転換した場合は、雇用契約期間を除き、従前の労働条件のまま引き続きこの規則を適用する。

(採用手続)

第6条 職員として採用された者は、次の各号に定める書類を期日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書(指定様式)
- (2) 雇用契約書(指定様式)
- (3) 身元保証書
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) その他法人が指定するもの

(労働条件の明示)

第7条 法人は、職員を採用するとき、採用時の給与、契約期間、就業場所、従事する業務、勤務時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書及びこの規則その他諸規則諸規程を交付して労働条件を明示するものとする。

(任命)

第8条 東京農業大学及び東京情報大学の学長は、選挙により選任する。

- 2 東京農業大学及び東京情報大学の副学長は、各学長の推薦に基づき、理事会の議を経て任命する。
- 3 東京農業大学短期大学部の学長は、東京農業大学の学長の併任とする。
- 4 東京農業大学短期大学部の副学長は、東京農業大学の副学長の併任とする。
- 5 高等学校の校長は、理事会の議を経て任命する。
- 6 中等部及び附属中学校(以下「中学校」という。)の校長は、当該の高等学校長の併任とする。
- 7 高等学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 8 中学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 9 高等学校及び中学校の校長(以下「校長」という。)の役職任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期2年とする。
- 10 高等学校及び中学校の副校長又は教頭の役職任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期2年とする。
- 11 法人本部の本部長は、一般職員をもってこれに当て、理事会の議を経て任命する。

(任用)

第9条 職員の任用に当たっては、氏名、所属及び経歴等を記した書類を提出しなければならない。

第10条 法人以外に本務を有する者は、職員として任用することができない。

- 2 法人以外に兼務として職を有する者を任用しようとするときは、事前に理事長の許可を得なければならない。
- 3 職員として任用されたものが、任用後他に兼務しようとするときは、前項の規定を準用する。

(教務職員の資格)

第11条 教務職員は、学術の研究に忠実で、教育者として適当な者でなければならない。

- 2 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
 - (2) 研究上の業績が前号のものに準ずると認められる者
 - (3) 学位規則(昭和28年文部省第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
 - (4) 大学において、教授又は准教授の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
 - (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 3 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
- (1) 前項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 大学において准教授、専任の講師又は助教としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
 - (3) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
 - (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
 - (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 4 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
- (1) 第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
 - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- 5 教諭は、高等学校にあっては高等学校教諭一種以上、中学校にあっては中学校教諭二種以上の教員免許状を有する者とする。

(教務職員の職務)

第12条 学長は、大学の業務を掌理し、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。
- 3 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、准教授、助教及び助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 4 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、助教及び助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 6 高等学校長又は中学校長は、校務を掌り、所属職員を統括する。
- 7 副校長は、校長の命を受け、学校における校務を掌理し、関係職員を指揮監督するとともに、必要に応じ生徒の教育を掌る。
- 8 教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒の教育を掌る。
- 9 教諭は、生徒の教育を掌り、教育の業務遂行のための校務に従事するものとする。

(一般職員の資格)

第13条 一般職員は、業務に誠実で、法人の職員として適当な者でなければならない。

(一般職員の職務)

第14条 事務職員は、主として一般の事務に従事する。

2 司書職員は、図書館法による司書の資格を有する者で、主として図書館の業務に従事する。

3 技術職員は、専門の技術を有し、主としてその技術に基づく業務に従事する。

4 技能職員は、業務に必要な技能を有し、主として現業に従事する。

(呼称)

第15条 第2条第1号及び第2号に定める教授、准教授及び助教のうち、東京農業大学短期大学部に所属する教務職員は、東京農業大学の教務職員として、当該資格の職名を呼称することができる。

(大学院の指導教授等)

第16条 大学院各研究科各専攻の指導教授及び指導准教授には、各専攻の基礎となる各学部各学科及び附属施設の教授及び准教授をもってこれに充てる。

(任期制教員の業績審査)

第17条 第2条第2号アの(ア)に定める任期制教務職員については、雇用契約期間満了日の6カ月前までに次の各号について審査を行い、当該者にその結果を通知する。

(1) 教育業績

(2) 研究業績

(3) 学内貢献業績

(4) 社会的貢献業績

(5) 専任化後の研究・教育への取り組み姿勢など将来計画に関する事項

2 前項に規定する業績審査は、教授会において審査し、人事委員会が行う。

3 第1項第1号から第5号に規定する業績等の審査基準は、別に定める。

(任期制教諭の適正評価)

第18条 第2条第2号アの(イ)に定める任期制教務職員については、在任中における教員としての適正評価基準に基づき、雇用契約期間満了日の6カ月前までに審査を行い、当該者にその結果を通知する。

2 前項に規定する適正評価の審査は、人事委員会第三専門委員会が行う。

3 第1項に規定する適正の評価基準は、別に定める。

(任期制一般職員の人事評価)

第19条 第2条第2号イに定める任期制一般職員については、在任中の業務遂行状況に基づき人事評価を行い、雇用契約期間満了日の6カ月前までに審査を行い、当該者にその結果を通知する。

2 前項に規定する人事評価の審査は、人事委員会第二専門委員会が行う。

3 第1項に規定する人事評価の基準は、別に定める。

(専任職員への採用)

第20条 第17条から第19条に規定する審査において、それぞれの基準に照らして基準を満たすと評価された者については、人事委員会の議を経て法人の専任職員として採用する。

(雇用契約期間満了の通知)

第 21 条 第 17 条から第 19 条に規定する審査あるいは評価において、基準に照らして基準に達しないと評価された者には、雇用契約期間満了日をもって雇用契約を終了する旨を雇用契約期間満了日の 6 カ月前までに人事委員会の議を経て文書を持って通知する。

(職員の人事)

第 22 条 職員の人事は、原則として所属長の内申に基づき、人事委員会の議を経て、理事長がこれを行う。

(昇格)

第 23 条 職員の昇格は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の業績審査又は人事評価の結果に基づいて行う。

3 昇格は、原則として毎年 4 月及び 10 月の 2 回にこれを行う。

4 特別の事情のある場合は、臨時にこれを行う。

(降任、降格及び降給)

第 24 条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任、降格及び降給することができる。

(1) 人事評価の結果が不良のとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。

(4) 第 53 条の規定により、懲戒処分を受けたとき。

(5) 本人が希望し、これを法人が認めたとき。

(6) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(人事異動)

第 25 条 法人は、業務上の必要により職員の所属変更及び出向を命ずることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り、所属変更及び出向を拒むことはできない。

(兼業)

第 26 条 職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、法人以外の他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

(出向)

第 27 条 職員の出向に関する事項は、学校法人東京農業大学出向規程に定める。

第 3 章 服務規律

(倫理)

第 28 条 職員は、学校法人東京農業大学倫理規程(以下「倫理規程」という。)を遵守し、倫理の保持に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 29 条 職員の個人情報の保護に関する事項は、学校法人東京農業大学個人情報保護規程に定める。

(ハラスメントの防止)

第 30 条 職員のハラスメントの防止に関する事項は、学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程に定める。

第 4 章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第 31 条 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項は、学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程(以下「勤務時間等規程」という。)に定める。

第5章 休職等

第1節 休職

(休職)

第32条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会の議を経て休職を命ずる。

- (1) 法人の事業経営上止むを得ない都合のあるとき。
- (2) 本人が休職を願い出て法人に許可されたとき。
- (3) 事故欠勤継続(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)45日に達したとき。
- (4) 職務によらない傷病により次の期間欠勤したとき。

ア 勤続6カ月以上5年未満の者 継続3カ月(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)又は6カ月間に120日

イ 勤続5年以上の者 継続4カ月(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)又は6カ月間に150日

ウ 結核性疾患の場合は、ア、イの勤続期間にかかわらず、いずれも1カ年とする。
ただし、事情により欠勤日数を延長することができる。

- (5) 労働安全衛生法第66条による健康診断に基づいて命ぜられた休務が、6カ月(結核の場合は1年)を経過したとき。
- (6) 心身の障害のため勤務に耐えないと法人に認められたとき。

(休職の期間)

第33条 休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第2号及び第3号によるときは、休職の事由に基づき、その都度人事委員会の議を経て定める。
- (2) 前条第4号、第5号及び第6号によるときは、
 - ア 勤続6カ月以上1年未満の者 2カ月
 - イ 勤続1年以上3年未満の者 6カ月
 - ウ 勤続3年以上5年未満の者 8カ月
 - エ 勤続5年以上の者 1年6カ月

なお、勤続5年以上の者については、人事委員会の議を経て、1年6カ月を経過した後、6カ月の範囲で延長することができる。ただし、前条第4号及び第5号の事由が結核性疾患の場合は、勤続年数にかかわらず3年とする。

(休職中の身分)

第34条 休職期間中は、職員の身分を保有するが、その業務に従事することはできない。
(業務の引継)

第35条 職員が休職を命ぜられたときは、担当業務につき後任者又は所属長に引継がなければならない。

(復職)

第36条 休職の事由が消滅したときは、復職する。ただし、休職の事由が第32条第4号、第5号及び第6号に該当する場合は、医師の診断書等に基づき法人が判断する。この場合において、法人が医師を指定することがある。

2 休職中の職員が復職する場合は、原則として原職に復帰させる。ただし、業務上の都合その他の事情により他の職務に就かせることができる。

第2節 育児休業及び介護休業

(育児休業)

第37条 職員の育児休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

(介護休業)

第38条 職員の介護休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

第6章 出張及び留学

(出張及び留学)

第39条 職員の出張及び留学に関する事項は、学校法人東京農業大学出張旅費規程に定める。

第7章 給与

(給与)

第40条 職員の給与に関する事項は、学校法人東京農業大学職員給与規程に定める。

第8章 定年、退職及び解雇

(退職事由)

第41条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失うものとする。

(1) 本人が死亡したとき。

死亡日

(2) 第42条の規定により定年に達したとき。

定年退職日

(3) 第43条の規定により退職願を提出し、理事長が承認したとき。

理事長が退職日として承認した日

(4) 第32条の規定により休職を命じられている者が、休職事由が消滅又は休職期間が満了してもなお復職できないとき。

休職事由が消滅した日又は休職期間の満了日(引き続き休職となった場合を除く。)

(5) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。

雇用契約期間満了日

(6) 行方不明や無断欠勤が暦日により引き続き30日以上に及んだとき。ただし、疾病その他特別でやむを得ない理由によるものであったと理事長が認めたときは、退職を取り消すことができる。

理事長が退職日として定めた日

(定年退職)

第42条 職員の定年は、満65歳とし、定年に達する年度の3月31日を定年退職日とする。ただし、学長については定年を定めない。

(自己都合退職)

第43条 職員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに、退職の理由及び退職しようとする日を記載した退職願を提出しなければならない。

2 退職の際は、退職日までに引継ぎを遺漏なく行うため、前項の期間は従前の職務に服さなければならない。

- 3 年次有給休暇の取得を希望する者は、前項を考慮し、余裕のある退職日の希望設定をしなければならない。

(解雇)

第 44 条 職員が次の各号のいずれかに該当したときは、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき。
- (2) 身体もしくは精神の故障のため勤務に耐えないと認められたとき。
- (3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。
- (4) 懲戒解雇のとき。
- (5) 法人以外に本務を有するに至ったとき。

(解雇制限)

第 45 条 前条の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性職員が労基法第 65 条の規定により休業する期間及びその後 30 日間

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になったときで、あらかじめ労働基準監督署長の認定を受けたとき。
- (2) 業務上の疾病等により休業中の者が、療養開始後 3 年を経過した日に労働者災害補償保険の傷病補償年金を受けているとき、もしくは同日後に傷病補償年金を受けることになったとき。

(解雇予告)

第 46 条 第 44 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をする。当該予告しないときは、平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、職員の責に帰すべき事由に基づく解雇につき、労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けた場合は、予告することなく即時に解雇する。

(退職等の証明書)

第 47 条 退職又は解雇された職員が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 職員が前条第 1 項前段の規定により解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇予告理由について証明書の交付を請求した場合は、理事長は遅滞なくこれを交付する。

第 9 章 退職金

(退職金)

第 48 条 職員の退職金に関し必要な事項は、学校法人東京農業大学職員退職金規程に定めるところによる。

第 10 章 安全衛生災害補償

(安全衛生管理)

第 49 条 職員の安全衛生及び健康管理に関する事項は、学校法人東京農業大学安全衛生管理規程に定める。

(災害補償)

第 50 条 職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の給付は、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところによる。

第 11 章 表彰

(表彰)

第 51 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰する。

- (1) 法人の発展に功績があったとき。
- (2) 学術上顕著な研究業績があったとき。
- (3) 教育実践上顕著な功績があったとき。
- (4) 業務運営上顕著な功績があったとき。
- (5) 国家的、社会的功績があり、法人が設置する学校の名誉を高めたとき。
- (6) 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があったとき。
- (7) その他特に表彰の価値があると認められたとき。

2 表彰は、次の一又は二以上を合わせて行う。

- (1) 表彰状
- (2) 記念品等

(表彰の手続)

第 52 条 表彰は、人事委員会の議を経て理事長がこれを行う。

第 12 章 懲戒

(懲戒の事由)

第 53 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒する。

- (1) 学校法人東京農業大学寄附行為並びにこの規則及び関係諸規程に違背したとき。
- (2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 法人内秩序を乱したとき。
- (4) 法人の名誉を傷つける言動があったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えたとき。
- (6) 経歴をいつわり、又はその他不正の方法で採用された事実が判明したとき。
- (7) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。
- (8) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

2 懲戒を行う場合は、その理由を当該職員に明示するものとする。

3 管理監督する立場にある職員による指導の怠慢又は管理不行届により、所属の職員等が懲戒処分を受けたときは、当該管理監督する立場にある職員についても懲戒に処することができる。

(懲戒処分の量定)

第 54 条 懲戒処分の量定については、次の事項を斟酌し学校法人東京農業大学倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)が判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った者の職責及び職位と非違行為との関連
- (4) 他の適用者及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無及び比較
- (6) その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等

- (7) 法人に与えた損害の程度
 - (8) 職場秩序への影響
- (懲戒処分の区分)

第 55 条 懲戒は、該当する行為の軽重情状に応じ、次の 6 区分をもって行う。

- (1) 戒告
始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給
始末書を提出させた上、給与の一部を減額する。ただし、1 回の額は、平均賃金の半日分以内とし、総額は、当該月額給与総額の 10 分の 1 を超えないものとする。
- (3) 出勤停止
始末書を提出させた上、一定期間、本人の出勤を停止し、就労することを禁ずる。
なお、出勤停止期間の給与は、支給しない。出勤停止期間は、勤続年数に算入しない。
- (4) 降格
始末書を提出させた上、職制上の地位を免じもしくは引き下げ、又は職務の級を引き下げる。
- (5) 諭旨退職
依願退職を勧告し退職勧告に応じる場合には、退職金を全額支給する。ただし、退職勧告に応じない場合は、懲戒解雇とする。
- (6) 懲戒解雇
即日解雇とし、退職金は、支給しない。

(懲戒処分の原則)

第 56 条 同行為に対する懲戒処分は、重ねて行うことはできない。

2 同じ程度に違背した行為の懲戒処分は、懲戒の区分に差異があってはならない。

(事実報告)

第 57 条 部門長は、倫理規程に違反又は違反する恐れがある事実が発生した場合、理事長の許可を得て調査委員会(以下「部門調査委員会」という。)を設置する。

2 部門長は、部門調査委員会の事実調査結果を速やかに理事長に報告するものとする。

3 部門調査委員会は、次により行う。

- (1) 部門調査委員は、当該事案に係る適用者(以下この章において「本人」という。)及び関係者から事情を聴取し、必要な事実調査を行い部門長に報告するものとする。
- (2) 部門調査委員会は、事実調査に当たり、本人に弁明の機会を与える等、公正を期さなければならない。
- (3) 部門調査委員会の委員長は、部門長が指名する。
- (4) 部門調査委員会の委員は、部門長が指名する当該部門及び法人の職員並びに必要な応じて外部の者を加えた構成とする。
- (5) 部門調査委員会は、非違行為の調査方法及び報告等について、必ず法人本部総務部長と密接に連絡をとるものとする。

(調査審議及び懲戒処分の答申)

第 58 条 倫理委員会は、理事長の諮問事項に対する事実関係等を調査審議の上、懲戒処分の量定及び区分を判断し、その結果を理事長へ答申するものとする。

(懲戒処分 of 答申審議及び意見聴取)

第 59 条 人事委員会は、倫理委員会が理事長に答申した懲戒処分の量定及び区分の妥当性について審議し、その結果を理事長へ報告するものとする。

2 審議においては、第一、第二及び第三専門委員会の意見を聴くものとする。

(懲戒処分の決定)

第 60 条 理事長は、人事委員会の審議結果に基づき、理事会の議を経て懲戒処分を決定する。

(処分決定までの措置)

第 61 条 理事長は、前条の懲戒処分決定までの間、量定及び区分に照らして出勤させることが適当でないと認める場合、本人を必要な期間自宅に待機させることができる。

2 前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。ただし、非違行為の再発、証拠隠滅等の緊急かつ合理的な理由があるときには、無給とすることができる。

(本人への通知)

第 62 条 懲戒処分を行う場合は、本人に対し、懲戒処分の量定及び区分と内容を記載した懲戒処分通知書(別紙様式 1、以下「通知書」という。)を直接本人に手交する。

2 前項の通知書を手交できない場合は、本人の最新の住所・通勤経路届等の住所に、内容証明郵便あるいは配達証明郵便等の配達の事実が証明できる手段で通知書を発送するものとする。

(異議の申し立て)

第 63 条 本人は、前条の通知書の記載内容に異議がある場合、通知書を受領したのち 14 日以内に、処分不服又は異議の理由を付した文書(理事長宛)をもって、法人本部総務部長に異議の申し立てをすることができる。

2 理事長は、異議の申し立てがあった場合、倫理委員会を招集し、意見を聴くものとする。

(手続の特例)

第 64 条 懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であり、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある事案に限り、理事長は速やかに臨時理事会を招集し、懲戒処分を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第 65 条 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、懲戒処分の有無にかかわらず、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

2 前項の賠償責任は、職員が退職し又は第 44 条並びに第 55 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき解雇された後といえども免れない。

第 13 章 公益通報者保護

(定義)

第 66 条 第 2 条に定める職員(以下この章において「職員等」という。)及び取引業者による法令違反行為等に関する相談並びに公益通報の適正な処理の仕組みに関する必要な事項を定め、不正行為の早期発見と是正を図るとともに、公益通報者を保護することを目的とする。

2 この章における公益通報とは、法人及び職員等が法令違反行為を行い又はまさに行おうとしている旨を通報することという。また、公益通報者とは、公益通報を行った職員等をいう。

(総括者)

第 67 条 公益通報又は相談の処理に関しては、常務理事(以下「総括者」という。)が総括する任に当たる。

(通報及び相談窓口)

第 68 条 職員等からの公益通報に関する通報又は相談を受付ける窓口(以下この章において「通報窓口」という。)は、法人総務部に置き、法人本部総務部長がその責任者となる。

2 取引業者からの通報窓口は、内部監査室に置き、内部監査室長がその責任者となる。

(通報の方法)

第 69 条 公益通報者は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会により通報を行うことができる。

2 公益通報者は、原則として実名で通報又は相談を行うものとする。

(禁止事項)

第 70 条 公益通報者は、次の各号に掲げる通報又は相談を行ってはならない。

(1) 不正な利益を得る目的での通報

(2) 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とした通報

(3) 個人の私生活に干渉し、他人のプライバシーを不当に侵害する事実に関する通報

(調査及び対応)

第 71 条 通報窓口において公益通報又は相談を受け付けたときは、通報窓口の責任者は、別表第 2 により直ちに総括者に対し公益通報者及び通報又は相談の内容を報告しなければならない。

2 公益通報された事実関係の調査は、事案内容に応じて、総括者が指名する職員等が行い、総括者は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

3 前項の調査に当たる職員等は、公益通報を受けた日から速やかに調査実施の有無等について総括者に報告し、総括者は通報窓口の責任者をして、調査実施の有無等について当該公益通報者に通知しなければならない。なお、調査を実施しないときは、その理由を合わせて通知するものとする。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。

4 通報窓口の担当者、責任者、総括者ないし第 2 項の調査に当たる職員等は、自らが関係する通報又は相談事案の処理に関与してはならない。

(協力義務)

第 72 条 職員は、公益通報された事実関係の調査に際して、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求められたとき、調査に協力をしなければならない。

(報告及び諮問)

第 73 条 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかとなり倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、別表第 2 により理事長に速やかに報告をしなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受け、必要があると判断したときは、倫理委員会に諮問するものとする。

(是正措置)

第 74 条 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかになったときには、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な措置を講じ、所掌の学長、本部長、高等学校長、中学校長(以下本条において「部門の長」という。)に対し是正措置等を命じる。

2 各部門の長は、必要な是正措置等を講じ、内容及び結果について総括者に報告しなければならない。

- 3 総括者は、是正措置等を行った内容及び結果を、必要に応じて関係行政機関に対し報告をする。

(公益通報者の保護)

第 75 条 法人は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者に対しいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。また、総括者は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執らなければならない。ただし、第 70 条各号のいずれかに該当する通報又は相談は除く。

(秘密保持)

第 76 条 法人及び調査に携わる職員等は、通報された内容又は知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(通知)

第 77 条 総括者は、別表第 2 により通報窓口の責任者として、公益通報者に対し、調査の結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。

(職員等の責務)

第 78 条 公益通報又は相談を受けた職員等は、第 68 条に規定する通報窓口の担当者及び責任者に限らず、この規則に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

(事務)

第 79 条 公益通報者の保護にかかる事務は、総務部人事課が行う。

第 14 章 教育訓練

(教育訓練)

第 80 条 法人は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、職員に対し、必要な教育訓練を行うことがある。

- 2 職員は、その職責を遂行するため自発的に研修に励み、かつ法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

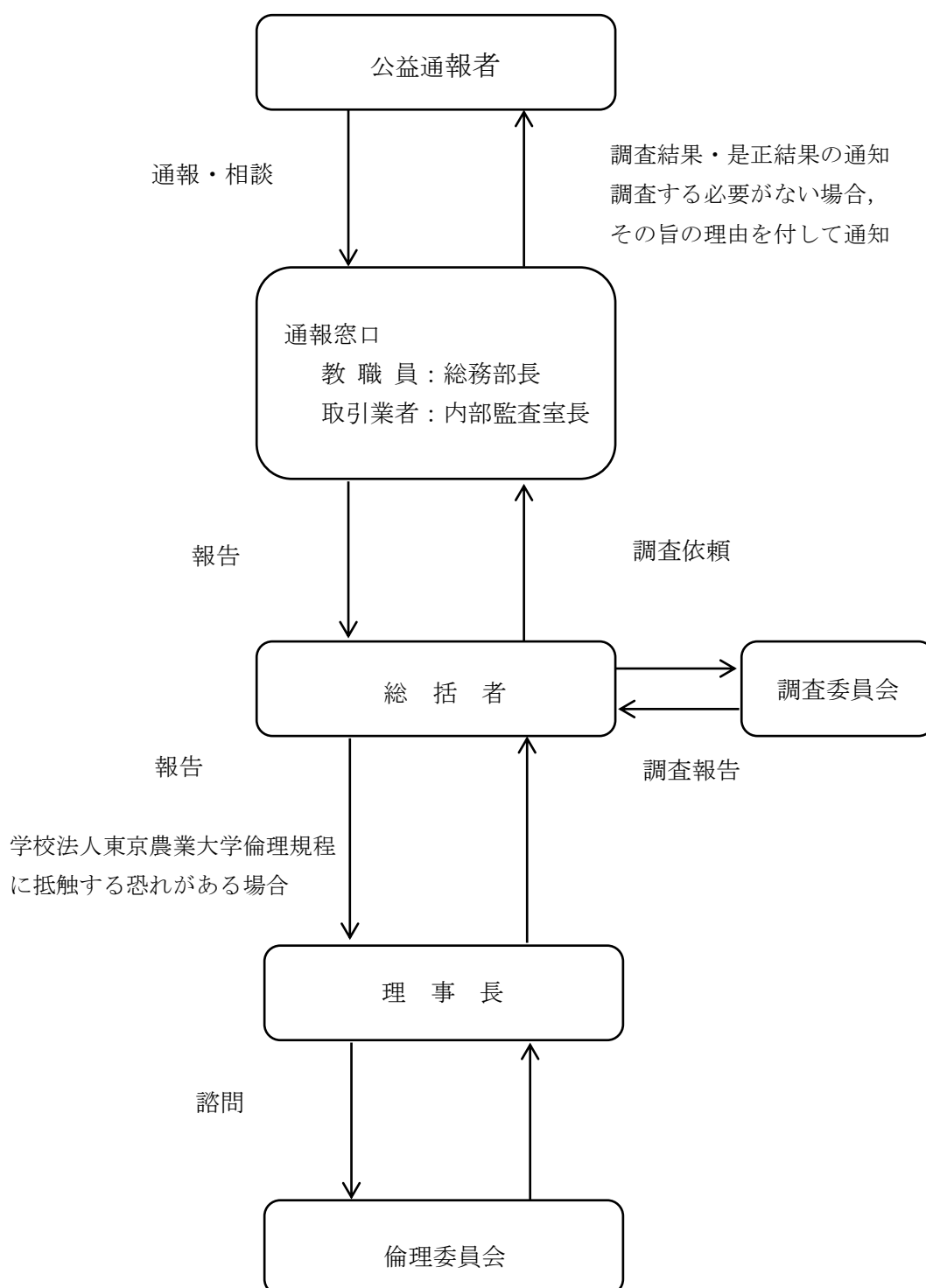
附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京情報大学看護学部(仮称)設置に伴う教務職員の採用は、完成に達する年度の 3 月 31 日まで第 42 条に規定する定年退職の年齢を超えて採用することができる。なお、採用された教務職員は、第 42 条の規定にかかわらず、完成に達する年度の 4 年度後の 3 月 31 日まで在職することができる。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 学校法人東京農業大学人事規則(昭和 42 年 11 月 1 日施行)
 - (2) 学校法人東京農業大学人事規則施行規程(昭和 55 年 8 月 20 日施行)
 - (3) 学校法人東京農業大学任期制大学教務職員規程(平成 19 年 4 月 1 日施行)
 - (4) 学校法人東京農業大学任期制教諭規程(平成 19 年 4 月 1 日施行)
 - (5) 学校法人東京農業大学任期制一般職員規程(平成 19 年 4 月 1 日施行)
 - (6) 学校法人東京農業大学懲戒規程(平成 20 年 5 月 1 日施行)
 - (7) 学校法人東京農業大学公益通報者の保護に関する規程(平成 25 年 4 月 1 日施行)

別表 1 (第 4 条関係)

組織及び所属名	対象となる職名	雇用契約期間	再任の可否
東京農業大学 農学部 応用生物科学部 地域環境科学部 国際食料情報学部 生物産業学部 教職・学術情報課程 総合研究所	教授・准教授・助教	5 年	不可
東京情報大学 総合情報学部			
東京農業大学短期大学部			
東京農業大学第一高等学校	教諭	3 年	不可
東京農業大学第二高等学校			
東京農業大学第三高等学校			
東京農業大学第一高等学校中等部			
東京農業大学第三高等学校附属中学校			
学校法人東京農業大学	一般職員	3 年	不可
東京農業大学			
東京情報大学			
東京農業大学短期大学部			
東京農業大学第一高等学校			
東京農業大学第二高等学校			
東京農業大学第三高等学校			
東京農業大学第一高等学校中等部			
東京農業大学第三高等学校附属中学校			

別表 2(第 71 条, 第 73 条及び第 77 条関係)



様式1（第 62 条関係）

懲 戒 処 分 通 知 書

被処分者 氏 名	所 属 職 名 職務の級・号俸
処分の内容（区分） 処分の事由 （この欄に記入しきれない場合には，別の用紙に記載して添付するものとする。） 根拠規程 処分効力発生日 刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日 年 月 日	
処分発令日 年 月 日 学校法人東京農業大学理事長（ 氏 名 ） 印	

○学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この就業規則は、学校法人東京農業大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、学校法人東京農業大学(以下「法人」という。)に勤務する有期雇用職員(以下「有期職員」という。)の労働条件、服務規律その他就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 有期職員の就業に関し、この規則及びこれに付随する諸規則諸規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)その他関係法令の定めにしたがい、法人が定める。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、職員就業規則第 2 条第 3 号から第 9 号までに定める有期職員に適用する。

第 2 章 採用、異動等

(有期職員の採用)

第 3 条 有期職員は、選考により採用する。

2 法人は、職員就業規則第 2 条第 1 号アの(イ)及び同条第 2 号アの(ア)に定める大学及び短期大学部(以下「大学等」という。)の教授であつて、職員就業規則第 42 条に定める定年年齢に達する者を、特任教授又は非常勤講師として採用することができる。

(雇用契約の期間)

第 4 条 有期職員の雇用契約期間は、採用された日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

2 法人は、次に掲げる各号の基準を勘案し、雇用契約を更新することができる。

- (1) 雇用契約期間満了時の業務量
- (2) 従事している業務の進捗状況
- (3) 勤務成績及び勤務態度
- (4) 職務遂行能力
- (5) 法人の経営状況
- (6) その他個別の雇用契約に定めた基準

3 有期職員の雇用契約期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 原則として採用された日から 5 年(嘱託教諭及び助手については 3 年)を超えて雇用契約を更新することはない。ただし、嘱託教諭においては、公立中学校及び高等学校等を定年退職した者は、5 年を超えて雇用契約を更新することはない。

(2) 法人において通算して雇用された期間(以下「通算契約期間」という。)が、5年(ただし、大学等の嘱託教務職員及び非常勤講師は10年)を超えて更新することはない。

4 前項にかかわらず、次の各号に掲げる有期職員の年齢に達する年度の3月31日を超えて、雇用契約を更新することはない。

(1) 嘱託職員のうち嘱託教授 満70歳

(2) 特任教授及び学校医 満70歳

(3) 臨時職員のうち大学等の非常勤講師及びエクステンションセンター講師 満70歳

(4) 契約職員 満60歳

(5) 前各号以外の有期職員 満65歳

5 第2項から第4項において雇用契約を更新しないこととした場合、雇用契約期間満了日の30日前までに、有期職員に対してその旨を明示するものとする。

(採用手続)

第5条 有期職員として採用された者は、法人が指定した書類を期日までに提出しなければならない。

(労働条件の明示)

第6条 法人は、有期職員を採用するとき又は無期雇用契約の職員に転換する場合は、嘱託職員、臨時職員のうちリサーチ・アシスタント及び臨時雇並びに契約職員は、雇用契約書に、前述以外の有期職員は、労働条件通知書に次に掲げる事項を記載し、この規則その他諸規則諸規程を交付して労働条件を明示するものとする。

(1) 雇用契約の期間及び期間満了後の契約更新の有無

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項

(4) 給与に関する事項

(5) 退職に関する事項

(6) 昇給に関する事項

(7) 退職手当に関する事項

(8) 期末手当に関する事項

(9) その他必要な事項

(有期職員の資格及び職務)

第7条 有期職員の資格及び職務は、別表第1のとおりとする。

(呼称)

第8条 嘱託教授、嘱託准教授及び嘱託助教は、その雇用契約期間中、東京農業大学、東京情報大学及び東京農業大学短期大学部のそれぞれ教授、准教授及び助教と称することができる。

2 嘱託教諭は、その雇用契約期間中、勤務する高等学校教諭又は中学校教諭と称することができる。

3 特任教授は、東京農業大学、東京情報大学及び東京農業大学短期大学部の教授と称することができる。

4 研究員は、東京農業大学、東京情報大学及び東京農業大学短期大学部の研究員と称することができる。

(大学院の指導教授等)

第9条 大学院各研究科各専攻の指導教授及び指導准教授には、各専攻の基礎となる各学部各学科及び付属施設の嘱託教授又は嘱託准教授をもってこれに充てる。

(有期職員の区分)

第10条 有期職員の職種ごとの区分は、別表第2のとおりとし、人事委員会の議を経て理事長が定める。

(任期制職員への採用)

第11条 1年以上勤務実績があり、かつ理事長が定める条件を満たす場合、任期制職員としての採用を希望する嘱託職員、臨時職員(エクステンションセンター講師を除く。)、助手、契約職員及び研究員は、任期制職員への採用試験を受験することができる。

(有期職員の人事)

第12条 有期職員の人事は、所属長の内申に基づき、人事委員会の議を経て、理事長がこれを行う。なお、短期臨時雇においては、人事委員会の議を省略できるものとする。

(昇格又は昇給)

第13条 嘱託職員、臨時職員のうち非常勤講師及び臨時雇並びに契約職員に対して、業績審査又は人事評価の結果に基づき、昇格又は昇給を行うことがある。

(降格又は降給)

第14条 法人は、有期職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降格又は降給することができる。

- (1) 人事評価の結果が不良のとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。
- (4) 第43条の規定により、懲戒処分を受けたとき。
- (5) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(人事異動)

第15条 法人は、業務上の必要により有期職員の所属変更を命ずることがある。ただし、個別の雇用契約において業務又は所属部署を限定している場合は、この限りではない。

2 有期職員は、正当な理由がない限り、所属変更を拒むことはできない。

(社会保険等)

第16条 有期職員が、被保険者に該当する場合、雇用保険、労働災害保険及び日本私立学校振興・共済事業団(健康保険及び共済年金保険、以下「私学事業団」という。)に加入する。

職種	雇用保険	労働災害保険	私学事業団
嘱託職員、特任教授、臨時職員(ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、短期臨時雇を除く。)、助手、学校医及び研究員	条件により加入	加入	条件により加入

臨時職員のうちティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及び短期臨時雇	非加入	加入	非加入
---	-----	----	-----

2 前項に定める加入条件は、次のとおりとする。

加入条件	雇用保険	私学事業団
契約期間	31 日以上引き続き雇用する見込みがある場合	2 カ月を超える期間がある場合
週所定勤務時間	20 時間以上	28 時間以上

(苦情の申立て)

第 17 条 有期職員は、勤務内容、労働条件並びに処遇の適用又は解釈に疑義が生じた場合、所属長を通じて、法人に対し書面をもって苦情を申立てることができる。

2 前項の受付窓口は、法人本部総務部長とする。

(苦情処理対処方法)

第 18 条 法人は、有期職員からの苦情が生じた場合、必要があるときは関係者の意見を聴取し、解決に努める。

2 苦情処理の結果は、法人本部総務部長から申立者に説明又は通知する。

第 3 章 服務規律

(倫理)

第 19 条 有期職員は、学校法人東京農業大学倫理規程(以下「倫理規程」という。)を遵守し、倫理の保持に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 20 条 有期職員の個人情報の保護に関する事項は、学校法人東京農業大学個人情報保護規程に定める。

(ハラスメントの防止)

第 21 条 有期職員のハラスメントの防止に関する事項は、学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程に定める。

第 4 章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第 22 条 有期職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項は、学校法人東京農業大学有期雇用職員勤務時間等規程(以下「有期勤務時間等規程」という。)に定める。

第 5 章 休職等

第 1 節 休職

(休職)

第 23 条 嘱託職員、特任教授、助手及び契約職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会の議を経て休職を命ずる。

- (1) 法人の事業経営上止むを得ない都合のあるとき。
- (2) 本人が休職を願い出て許可されたとき。
- (3) 事故欠勤継続(有期勤務時間等規程第 5 条に定める休日を含む。)45 日に達したとき。
- (4) 職務によらない傷病により次の期間欠勤したとき。

- ア 勤続 6 カ月以上 5 年未満の者 継続 3 カ月(有期勤務時間等規程第 5 条に定める休日を含む。)又は 6 カ月間に 120 日
- イ 勤続 5 年以上の者 継続 4 カ月(有期勤務時間等規程第 5 条に定める休日を含む。)又は 6 カ月間に 150 日
- ウ 結核性疾患の場合は、ア、イの勤続期間にかかわらず、いずれも 1 カ年とする。ただし、事情により欠勤日数を延長することができる。

(5) 労働安全衛生法第 66 条による健康診断に基づいて命ぜられた休務が、6 カ月(結核の場合は 1 年)を経過したとき。

(6) 心身の障害のため勤務に耐えないと法人に認められたとき。

(休職の期間)

第 24 条 休職の期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第 1 号、第 2 号及び第 3 号によるときは、休職の事由に基づき、その都度人事委員会の議を経て定める。

(2) 前条第 4 号、第 5 号及び第 6 号によるときは、次のとおりとする。

ア 勤続 6 カ月以上 1 年未満の者 2 カ月

イ 勤続 1 年以上 3 年未満の者 6 カ月

ウ 勤続 3 年以上 5 年未満の者 8 カ月

2 前項第 2 号の休職期間にかかわらず、有期職員の雇用契約期間を超えて休職させることはない。

(休職中の身分)

第 25 条 休職期間中は、有期職員の身分を保有するが、その業務に従事することはできない。

(業務の引継)

第 26 条 有期職員が休職を命ぜられたときは、担当業務につき後任者又は所属長に引継がなければならない。

(復職)

第 27 条 休職の事由が消滅したときは、復職する。ただし、休職の事由が第 23 条第 4 号、第 5 号及び第 6 号に該当する場合は、医師の診断書等に基づき法人が判断する。この場合において、法人が医師を指定することがある。

2 休職中の有期職員が復職する場合は、原則として原職に復帰させる。ただし、業務上の都合その他の事情により他の職務に就かせることができる。

第 2 節 育児休業及び介護休業

(育児休業)

第 28 条 有期職員の育児休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

(介護休業)

第 29 条 有期職員の介護休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

第 6 章 出張

(出張)

第 30 条 法人は、業務上必要に応じて有期職員に出張を命ずることができる。

- 2 有期職員の出張及び旅費に関する事項は、学校法人東京農業大学出張旅費規程に定める。

第7章 給与

(有期職員の給与)

- 第31条** 有期職員の給与に関する事項は、学校法人東京農業大学有期雇用職員給与規程に定める。

第8章 退職及び解雇

(退職事由)

- 第32条** 有期職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、有期職員としての身分を失うものとする。

- (1) 本人が死亡したとき。
死亡日
- (2) 第33条の規定により退職願を提出し、理事長が承認したとき。
理事長が退職日として承認した日
- (3) 第23条の規定により休職を命じられている者が、休職事由が消滅又は休職期間が満了してもなお復職できないとき。
休職事由が消滅した日又は休職期間の満了日(引き続き休職となった場合を除く。)
- (4) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
雇用契約期間満了日
- (5) 行方不明や無断欠勤が、暦日により引き続き30日以上に及んだとき。(ただし、疾病その他特別でやむを得ない理由によるものであったと理事長が認めたときは、退職を取り消すことができる。)
理事長が退職日として定めた日
- (6) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントにおいては、雇用契約期間中に大学院生の身分を失ったとき。
大学院生の身分を失った日

(自己都合退職)

- 第33条** 有期職員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに、退職の理由及び退職しようとする日を記載した退職願を所属長を経て提出しなければならない。

- 2 退職の際は、退職日までに引継ぎを遺漏なく行うため、前項の期間は従前の職務に服さなければならない。
- 3 年次有給休暇の取得を希望する者は、前項を考慮し、余裕のある退職日の希望設定をしなければならない。

(解雇)

- 第34条** 有期職員が次の各号のいずれかに該当したときは、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがなく、有期職員としての職責を果たし得ないとき。
- (2) 身体もしくは精神の故障のため勤務に耐えないと認められたとき。
- (3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。

- (4) 従事している業務を廃止する必要性が生じたとき。
- (5) 従事している業務に係る資金の受入が終了となり、当該業務を縮小する必要性が生じたとき。
- (6) 法人組織の改廃その他やむを得ない業務上の都合によるとき。
- (7) 懲戒解雇のとき。
- (8) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(解雇制限)

第 35 条 前条の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性有期職員が労基法第 65 条の規定により休業する期間及びその後 30 日間

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になったときで、あらかじめ労働基準監督署長の認定を受けたとき。
- (2) 業務上の疾病等により休業中の者が、療養開始後 3 年を経過した日に労働者災害補償保険の傷病補償年金を受けているとき、もしくは同日後に傷病補償年金を受けることになったとき。

(解雇予告)

第 36 条 第 34 条の規定により有期職員を解雇する場合は、解雇しようとする日の 30 日前までに予告をする。予告しないときは、平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、有期職員の責に帰すべき事由に基づく解雇につき、労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けた場合は、予告することなく即時に解雇する。

(退職等の証明書)

第 37 条 理事長は、次の各号において請求があった際に、遅滞なくこれを交付する。

- (1) 退職又は解雇された有期職員が、退職証明書について請求があった場合
- (2) 有期職員の雇用契約が更新されなかった場合において、更新されなかった理由を記載した証明書について請求があった場合
- (3) 有期職員が解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇予告理由を記載した証明書について請求があった場合

第 9 章 退職金

(退職金)

第 38 条 退職金は支給しない。

第 10 章 安全衛生災害補償

(安全衛生管理)

第 39 条 有期職員の安全衛生及び健康管理に関する事項は、学校法人東京農業大学安全衛生管理規程に定める。

(災害補償)

第40条 有期職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の給付は、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

第11章 表彰

(表彰)

第41条 有期職員が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰する。

- (1) 法人の発展に功績があったとき。
- (2) 学術上顕著な研究業績があったとき。
- (3) 教育実践上顕著な功績があったとき。
- (4) 業務運営上顕著な功績があったとき。
- (5) 国家的、社会的功績があり、法人が設置する学校の名誉を高めたとき。
- (6) 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があったとき。
- (7) その他特に表彰の価値があると認められたとき。

2 表彰は、次の一又は二以上を合わせて行う。

- (1) 表彰状
- (2) 記念品等

(表彰の手續)

第42条 表彰は、人事委員会の議を経て理事長がこれを行う。

第12章 懲戒

(懲戒の事由)

第43条 有期職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒する。

- (1) 学校法人東京農業大学寄附行為並びにこの規則及び関係諸規程に違背したとき。
- (2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 法人内秩序を乱したとき。
- (4) 法人の名誉を傷つける言動があったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えたとき。
- (6) 経歴をいつわり、又はその他不正の方法で採用された事実が判明したとき。
- (7) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。
- (8) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

2 懲戒を行う場合は、その理由を当該有期職員に明示するものとする。

3 管理監督する立場にある職員による指導の怠慢又は管理不行届により、所属の有期職員が懲戒処分を受けたときは、当該管理監督する立場にある職員についても懲戒に処することができる。

(懲戒処分の量定)

第44条 懲戒処分の量定については、次の事項を斟酌し学校法人東京農業大学倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)が判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った者の職責及び職位と非違行為との関連
- (4) 他の適用者及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無及び比較

- (6) その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等
- (7) 法人に与えた損害の程度
- (8) 職場秩序への影響

(懲戒処分の区分)

第 45 条 懲戒は、該当する行為の軽重情状に応じ、次の 6 区分をもって行う。

- (1) 戒告
始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給
始末書を提出させた上、給与の一部を減額する。ただし、1 回の額は、平均賃金の半日分以内とし、総額は、当該月額給与総額の 10 分の 1 を超えないものとする。
- (3) 出勤停止
始末書を提出させた上、一定期間、本人の出勤を停止し、就労することを禁ずる。なお、出勤停止期間の給与は、支給しない。出勤停止期間は、勤続年数に算入しない。
- (4) 降格
始末書を提出させた上、職制上の地位を免じ、又は職務の級を引き下げる。
- (5) 諭旨退職
依願退職を勧告し、勧告に応じない場合は、懲戒解雇とする。
- (6) 懲戒解雇
即日解雇とする。

(懲戒処分の原則)

第 46 条 同一行為に対する懲戒処分は、重ねて行うことはできない。

2 同じ程度に違背した行為の懲戒処分は、懲戒の区分に差異があってはならない。

(事実報告)

第 47 条 部門長は、倫理規程に違反又は違反する恐れがある事実が発生した場合、理事長の許可を得て調査委員会(以下「部門調査委員会」という。)を設置する。

2 部門長は、部門調査委員会の事実調査結果を速やかに理事長に報告するものとする。

3 部門調査委員会は、次により行う。

- (1) 部門調査委員は、当該事案に係る適用者(以下この章において「本人」という。)及び関係者から事情を聴取し、必要な事実調査を行い部門長に報告するものとする。
- (2) 部門調査委員会は、事実調査に当たり、本人に弁明の機会を与える等、公正を期さなければならない。
- (3) 部門調査委員会の委員長は、部門長が指名する。
- (4) 部門調査委員会の委員は、部門長が指名する当該部門及び法人の職員並びに必要なに応じて外部の者を加えた構成とする。
- (5) 部門調査委員会は、非違行為の調査方法及び報告等について、必ず法人本部総務部長と密接に連絡をとるものとする。

(調査審議及び懲戒処分の答申)

第 48 条 倫理委員会は、理事長の諮問事項に対する事実関係等を調査審議の上、懲戒処分の量定及び区分を判断し、その結果を理事長へ答申するものとする。

(懲戒処分の答申審議及び意見聴取)

第 49 条 人事委員会は、倫理委員会が理事長に答申した懲戒処分の量定及び区分の妥当性について審議し、その結果を理事長へ報告するものとする。

2 審議においては、第一、第二及び第三専門委員会の意見を聴くものとする。

(懲戒処分の決定)

第 50 条 理事長は、人事委員会の審議結果に基づき、理事会の議を経て懲戒処分を決定する。

(処分決定までの措置)

第 51 条 理事長は、前条の懲戒処分決定までの間、量定及び区分に照らして出勤させることが適当でないと認める場合、本人を必要な期間自宅に待機させることができる。

2 前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。ただし、非違行為の再発、証拠隠滅等の緊急かつ合理的な理由があるときには、無給とすることができる。

(本人への通知)

第 52 条 懲戒処分を行う場合は、本人に対し、懲戒処分の量定及び区分と内容を記載した懲戒処分通知書(別紙様式 1、以下「通知書」という。)を直接本人に手交する。

2 前項の通知書を手交できない場合は、本人の最新の住所・通勤経路届等の住所に、内容証明郵便あるいは配達証明郵便等の配達の実事が証明できる手段で通知書を発送するものとする。

(異議の申し立て)

第 53 条 本人は、前条の通知書の記載内容に異議がある場合、通知書を受領したのち 14 日以内に、処分不服又は異議の理由を付した文書(理事長宛)をもって、法人本部総務部長に異議の申し立てをすることができる。

2 理事長は、異議の申し立てがあった場合、倫理委員会を招集し、意見を聴くものとする。

(手続の特例)

第 54 条 懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であり、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある事案に限り、理事長は速やかに臨時理事会を招集し、懲戒処分を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第 55 条 有期職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、懲戒処分の有無にかかわらず、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

2 前項の賠償責任は、有期職員が退職し又は第 34 条並びに第 45 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき解雇された後といえども免れない。

第 13 章 公益通報者保護

(定義)

第 56 条 職員就業規則第 2 条に定める職員(以下この章において「職員等」という。)及び取引業者による法令違反行為等に関する相談並びに公益通報の適正な処理の仕組みに関する必要な事項を定め、不正行為の早期発見と是正を図るとともに、公益通報者を保護することを目的とする。

- 2 この章における公益通報とは、法人及び職員等が法令違反行為を行い又はまさに行おうとしている旨を通報することという。また、公益通報者とは、公益通報を行った職員等をいう。

(総括者)

第 57 条 公益通報又は相談の処理に関しては、常務理事(以下「総括者」という。)が総括する任に当たる。

(通報及び相談窓口)

第 58 条 職員等からの公益通報に関する通報又は相談を受付ける窓口(以下この章において「通報窓口」という。)は、法人総務部に置き、法人本部総務部長がその責任者となる。

- 2 取引業者からの通報窓口は、内部監査室に置き、内部監査室長がその責任者となる。

(通報の方法)

第 59 条 公益通報者は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会により通報を行うことができる。

- 2 公益通報者は、原則として実名で通報又は相談を行うものとする。

(禁止事項)

第 60 条 公益通報者は、次の各号に掲げる通報又は相談を行ってはならない。

- (1) 不正な利益を得る目的での通報
- (2) 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とした通報
- (3) 個人の私生活に干渉し、他人のプライバシーを不当に侵害する事実に関する通報

(調査及び対応)

第 61 条 通報窓口において公益通報又は相談を受け付けたとき、通報窓口の責任者は、別表第 3 により直ちに総括者に対し公益通報者及び通報又は相談の内容を報告しなければならない。

- 2 公益通報された事実関係の調査は、事案内容に応じて、総括者が指名する職員等が行い、総括者は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。
- 3 前項の調査に当たる職員等は、公益通報を受けた日から速やかに調査実施の有無等について総括者に報告し、総括者は通報窓口の責任者をして、調査実施の有無等について当該公益通報者に通知しなければならない。なお、調査を実施しないときは、その理由を合わせて通知するものとする。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。
- 4 通報窓口の担当者、責任者、統括者ないし第 2 項の調査に当たる職員等は、自らが関係する通報又は相談事案の処理に関与してはならない。

(協力義務)

第 62 条 有期職員は、公益通報された事実関係の調査に際して、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求められたとき、調査に協力をしなければならない。

(報告及び諮問)

第 63 条 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかとなり倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、別表第 3 により理事長に速やかに報告をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受け、必要があると判断したときは、倫理委員会に諮問するものとする。

(是正措置)

第 64 条 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかになったときには、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な措置を講じ、所掌の学長、本部長、高等学校長、高等学校中等部校長又は高等学校附属中学校長(以下本条において「部門の長」という。)に対し是正措置等を命じる。

- 2 各部門の長は、必要な是正措置等を講じ、内容及び結果について総括者に報告しなければならない。
- 3 総括者は、是正措置等を行った内容及び結果を、必要に応じて関係行政機関に対し報告をする。

(公益通報者の保護)

第 65 条 法人は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者に対しいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。また、総括者は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執らなければならない。ただし、第 60 条各号のいずれかに該当する通報又は相談は除く。

(秘密保持)

第 66 条 法人及び調査に携わる職員等は、通報された内容又は知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いたときも同様とする。

(通知)

第 67 条 総括者は、別表第 3 により通報窓口の責任者として、公益通報者に対し、調査の結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。

(職員等の責務)

第 68 条 公益通報又は相談を受けた職員等は、第 58 条に規定する通報窓口の担当者及び責任者に限らず、この規則に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

(事務)

第 69 条 公益通報者の保護にかかる事務は、総務部人事課が行う。

第 14 章 教育訓練

(教育訓練)

第 70 条 法人は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、有期職員に対し、必要な教育訓練を行うことがある。

- 2 有期職員は、その職責を遂行するため自発的に研修に励み、かつ法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 3 項第 2 号に定める通算契約期間とは、職種にかかわらず、法人に採用された日以降の雇用契約期間を通算した期間(平成 25 年 4 月 1 日以降の期間に限

る。)をいい、労働契約法第 18 条第 2 項により通算契約期間に算入しない期間は含めない。

- 3 この規則の施行の前日から引き続き在職する有期職員に対しては、第 4 条第 3 項は適用しない。
- 4 前項に該当する有期職員のうち、平成 25 年 4 月 1 日からの通算雇用契約期間が 5 年を超えて雇用された者であつて、無期雇用契約への転換を希望する者は、当該雇用契約期間が満了する 1 カ月前までの間に所定様式を人事課に提出することによって無期雇用契約への転換を申し出ることができる。
- 5 前項に定める無期雇用契約に転換した場合は、雇用契約期間を除き、従前の労働条件のまま引き続きこの規則を適用する。
- 6 次に掲げる規程等は、廃止する。
 - (1) 学校法人東京農業大学嘱託職員規程(昭和 53 年 4 月 1 日施行)
 - (2) 学校法人東京農業大学特任教授規程(平成 18 年 4 月 1 日施行)
 - (3) 学校法人東京農業大学臨時職員規程(昭和 53 年 4 月 1 日施行)
 - (4) 学校法人東京農業大学助手規程(平成 19 年 4 月 1 日施行)
 - (5) 学校法人東京農業大学契約職員規程(平成 25 年 4 月 1 日施行)
 - (6) 学校法人東京農業大学学校医規程(昭和 59 年 4 月 1 日施行)
 - (7) ティーチング・アシスタント実施要綱
 - (8) リサーチ・アシスタント実施要綱
 - (9) エクステンションセンター講師採用内規

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京農業大学生命科学部(仮称)、地域環境科学部地域創成科学科(仮称)及び国際食料情報学部国際食農科学科(仮称)設置に伴い採用した嘱託職員のうち嘱託教授は、第 4 条第 4 項第 1 号の規定にかかわらず、完成に達する年度の 3 月 31 日まで雇用契約を更新することがある。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京情報大学看護学部(仮称)設置に伴う非常勤講師の採用は、第 4 条第 4 項第 3 号の規定にかかわらず、完成に達する年度の 3 月 31 日まで雇用契約を更新することがある。

別表第1（第7条関係） 職員の資格及び職務

区分及び職種			資格等	職務
嘱託職員	嘱託教務職員	嘱託教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
		嘱託准教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
		嘱託助教	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
		嘱託教諭	高等学校にあっては高等学校教諭一種以上、中学校にあっては中学校教諭二種以上の教員免許状を有する者	生徒の教育(授業等)に従事する。
	一般嘱託	事務		一定の基準、手続きにより行う定型的業務及び一部定型判断業務に従事する。
		技術	看護師、保育士、栄養士、調理師及び施工管理技士等の資格を有する者	専門技術を有し、主としてその技術に基づく業務に従事する。
		用務		清掃、軽営繕及びスクールバス運行等の用務作業に従事する。
		特別		その他、人事委員会が必要と認められた業務に従事する。
特任教授		教授として定年退職後も引き続き教育研究面で大学貢献が期待できると判断できる、次のいずれかに該当する者 ①学科及び大学付属施設所属の教授は、大学院指導教授で主査としての指導実績がある者。 ただし、教授採用後5年未満の教授、教授昇格後5年未満の教授及び5年間の経過措置として、博士後期課程設置後10年未満の専攻にある教授にあっては、今後大学院の指導教授として実績が見込まれる者 ②課程、学部教養、短期大学部に所属する教授については、特に優れた教育研究実績がある者 ③学長の推薦により人事委員会が認めた者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。	
臨時職員	非常勤講師	専任教務職員、嘱託教務職員及び特任教授が担当しない、もしくは担当できない科目(授業)を担当できる者	大学等においては、学生を教授し、高等学校、中等部及び附属中学校においては、生徒の教育(授業等)に従事する。	
	エクステンションセンター講師	大学等で採用する非常勤講師に相当する資格を有する者、当該分野における実務経験豊富な有識者、又はエクステンションセンター長が適当と認めた者	エクステンションセンターにおけるグリーンアカデミーの講座及びオープンカレッジを担当する。	

法人全般

学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

区分及び職種		資格等	職務
臨時職員	ティーチング・アシスタント	東京農業大学及び東京情報大学の大学院学生である者，その他学長が認める者	学科等に配当された正規の実験，実習，演習等に係る教育的補助業務に従事する。
	リサーチ・アシスタント	東京農業大学及び東京情報大学の大学院博士後期課程に在籍する学生である者，又はその他の大学院学生である者	公的資金，民間企業等からの受託研究費又は寄付金及び法人の戦略的研究における研究推進並びに研究補助業務に従事する。
	臨時雇		専任職員及び任期制職員の補助的業務又は一部専門的な業務に従事する。
	クラブ指導者	高等学校，中等部及び附属中学校のうち，専任教務職員及び嘱託教務職員以外でクラブ指導業務ができる者	高等学校，中等部及び附属中学校のクラブ指導に係る業務に従事する。
助手		教授及び准教授の職務を助け，かつ所属組織の円滑な運営を補佐できる者	所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
契約職員			基幹業務以外の定型業務に従事する。
学校医	学校医，学校歯科医，嘱託学校医，学校薬剤師及びカウンセラー	医師，歯科医師，薬剤師又はカウンセラー等の資格を有する者	学校保健安全法に規定する職務に従事する。
研究員	博士研究員	博士の学位を有する者	東京農業大学又は東京情報大学の招聘により，大学で研究に従事する。
	学術研究員	文部科学省及び厚生労働省等の科学研究費による研究支援者の受け入れ条件に規定される資格者又は公的資金，民間企業等からの研究費又は寄付金及び法人の戦略的研究による研究支援者の受け入れ条件に規定される資格者	左記にかかる研究に従事する。

別表第 2（第 10 条関係） 職員の区分

区分及び職種			内容		付議機関
嘱託職員	嘱託教務職員	嘱託教授	R	原則として学外の者で、特別な学問業績のある者	人事委員会の議を経て 理事長が定める。
			S	原則として外国人又は医師の資格を有する者	
			H	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 28 時間以上 32 時間未満の者で、かつ満 65 歳に達 する年度の 3 月 31 日までの者	
			A	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 28 時間以上 32 時間未満の者で、かつ満 65 歳に達 する年度の 3 月 31 日以降の者	
			B	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 20 時間以上 28 時間未満の者	
			C	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 20 時間未満の者	
		嘱託准教授	S	原則として外国人又は医師の資格を有する者	人事委員会の議を経て 理事長が定める。
			A	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 28 時間以上 32 時間未満の者	
			B	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 20 時間以上 28 時間未満の者	
			C	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 20 時間未満の者	
		嘱託助教	S	原則として外国人又は医師の資格を有する者	人事委員会の議を経て 理事長が定める。
			A	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 28 時間以上 32 時間未満の者	
			B	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 20 時間以上 28 時間未満の者	
		嘱託教諭	S	公立学校等における校長、副校長又は教頭を定年 退職した者	人事委員会の議を経て 理事長が定める。
			H	公立学校等における教諭を定年退職後、採用した 者	
			A	大学卒業後の経験年数(注 1)が 10 年以上の者	
			B	大学卒業後の経験年数(注 1)が 5 年以上 10 年未満 の者	
			C	大学卒業後の経験年数(注 1)が 5 年未満の者	
	一般嘱託	一般嘱託(事務・ 一般嘱託(技術))	A	高度の専門的知識、技能又は資格を有し、一定水 準以上の業務を処理し得る者	人事委員会の議を経て 理事長が定める。
			B	一般的専門知識、技能又は資格を有し、一定水準 以上の業務を処理し得る者	
			C	基礎的専門知識、技能又は資格を有し、一定水準 以上の業務を処理し得る者	
			D	高度の実務知識、技能を有し、一定水準の業務を 処理し得る者	

法人全般

学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

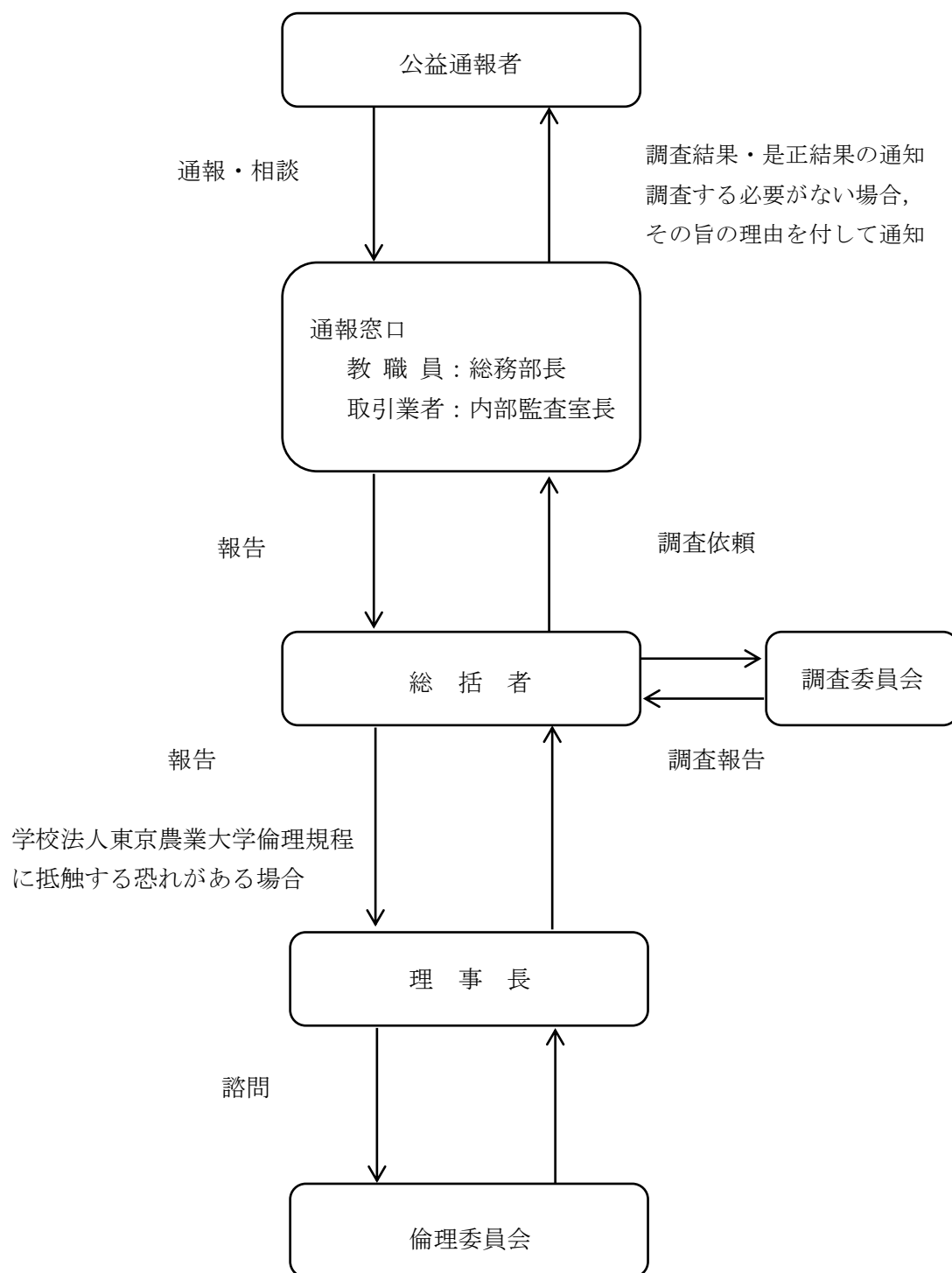
区分及び職種				内容	付議機関	
嘱託職員	一般嘱託	一般嘱託(事務・技術)	E	一般的実務知識、技能を有し、一定水準の業務を処理し得る者		
			F	大学卒業程度の学歴を有し、定型(判断)的業務を処理し得る者		
			G	短期大学卒業程度の学歴を有し、定型(熟練)的業務を処理し得る者		
			H	高等学校卒業程度の学歴を有し、定型(補助)的業務を処理し得る者		
		一般嘱託(用務)	A	用務作業に対しての経験が10年以上で、かつ特殊な技能を有する職務に従事する者	人事委員会の議を経て理事長が定める。	
			B	用務作業に対しての経験が10年未満で、かつ習熟した技能を有する職務に従事する者		
			C	通常の用務作業に従事する者		
		(特別)一般嘱託	人事委員会の議を経て、理事長が必要と認めた業務を担当する者			人事委員会の議を経て理事長が定める
特任教授				人事委員会の議を経て理事長が定める		
臨時職員	非常勤講師	大学等	S	外国人であり、専門教育を行う者で、かつ教授相当の顕著な業績がある者	人事委員会の議を経て理事長が定める。	
			A	原則として、本務校の職階が教授の者又は経歴、専門分野、現職及び前職の職階等が教授と同等の者		
			B	原則として、本務校の職階が准教授の者又は経歴、専門分野、現職及び前職の職階等が准教授と同等の者		
			C	原則として、本務校の職階が助教の者又は経歴、専門分野、現職及び前職の職階等が助教と同等の者		
	中等部及び附属中学校		A	教務職員としての経験年数(注1)が10年以上の者(注2)	人事委員会の議を経て理事長が定める。	
			B	教務職員としての経験年数(注1)が10年未満の者(注2)		
	エクステンションセンター講師		グリーンアカデミー講座担当		理事長が定める。	
			オープンカレッジ講座担当			
	ティーチング・アシスタント				理事長が定める。	
	リサーチ・アシスタント				人事委員会の議を経て理事長が定める。	

区分及び職種			内容	付議機関
臨時職員	臨時雇	臨時雇	雇用期間 31 日以上 の者	人事委員会の議を経て 理事長が定める。
		短期臨時雇	雇用期間 31 日未満 の者 ※ただし、大学院生，大学生及び短期大学部学生は全て対象とする。	所属長が定める。
	クラブ指導者	A	高等学校，中等部及び附属中学校の非常勤講師Aが兼務している者	人事委員会の議を経て 理事長が定める。
		B	上記以外の者	
助手		S	学歴として大学院博士課程学位取得後，職歴として3年程度を有する者	人事委員会の議を経て 理事長が定める。
		A	学歴として大学院博士課程修了程度を有する者	
		B	学歴として大学院修士課程修了程度を有する者	
		C	学歴として大学卒業程度を有する者	
契約職員		1 種	1 週当たりの所定勤務日数が 5 日の者	人事委員会の議を経て 理事長が定める。
		2 種	1 週当たりの所定勤務日数が 4 日の者	
		3 種	1 週当たりの所定勤務日数が 3 日の者	
学校医	学校医，学校歯科医，嘱託学校医，学校薬剤師及びカウンセラー			人事委員会の議を経て 理事長が定める。
研究員	博士研究員			人事委員会の議を経て 理事長が定める。
	学術研究員			

(注 1) 経験年数とは、学校法人東京農業大学職員給与規程第 14 条の算定基準を準用する。

(注 2) 教務職員としての経験年数が 10 年未満であっても、部門長が職歴から 10 年以上と同等であると判断し、かつ人事委員会の議を経て理事長が認めた場合は、区分 A とすることができる。

別表第3(第61条、第63条及び第67条関係)



様式1（第 52 条関係）

懲 戒 処 分 通 知 書

被処分者 氏 名	所 属 職 名 職務の級・号俸
処分の事由 (この欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。)	
根拠規程	
処分効力発生日 年 月 日 刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	
処分発令日 年 月 日	
学校法人東京農業大学理事長（ 氏 名 ） 印	